
平成24年 第8回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成24年12月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月10日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(13名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	9番 石上良夫君
10番 井田章雄君	11番 秦伊知郎君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 青砥日出夫君	

欠席議員(1名)

8番 細田元教君

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 石 谷 麻衣子君
書記 ————— 前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 教育長 ————— 永 江 多輝夫君
病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君 総務課長 ————— 加 藤 晃君
財政専門員 ————— 板 持 照 明君 企画政策課長 ——— 谷 口 秀 人君
地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君 税務課長 ————— 畠 稔 明君
町民生活課長 ————— 仲 田 磨理子君 教育次長 ————— 中 前 三紀夫君
総務・学校教育課長 — 野 口 高 幸君 病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君
健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君 福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君
建設課長 ————— 頼 田 泰 史君 上下水道課長 ——— 谷 田 英 之君
産業課長 ————— 仲 田 憲 史君 選挙管理委員会委員長 — 丸 山 計 信君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前9時00分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

冒頭に申し上げておきますが、細田議員は欠席の旨の報告が出ておりますので、よろしくお願
いします。

それでは、互礼を行いたいと思いますので、起立をお願いします。

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しており
ますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名します。

9番、石上良夫君、10番、井田章雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに7番、杉谷早苗君の質問を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 改めまして、おはようございます。7番、杉谷早苗です。

去る10月14日に執行されました町長、町議会議員選挙におきましては、大変お世話になりました。町民の皆様には改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

再びこの議場での発言ができますことに感謝申し上げます。そして、私の持てる力いっぱい努めてまいります。

さて、議長のお許しをいただきましたので、4項目について質問をいたします。

坂本町長におかれましては、3期目の御当選を果たされ、まことにおめでとうございます。多くの町民の皆様の御期待にこたえられますよう、従来の実績に基づき、今回の選挙で訴えられた事柄の実現を切に望んでおります。

そこで、このたび重点取り組みとして5つの項目を上げておられます。その一つは、人と環境に優しいまちづくり、2つ目は、安心、安全のまちづくり、3つ目として、教育、文化のまちづくり、4つ目は、産業など活みなぎるまちづくり、最後5つ目として、住民参画で持続する町と地域のまちづくりでした。

この中より、今回、私の1項目めの質問といたしましては、重点取り組みの2つ目である安心、安全のまちづくりの中から、「保育所改築に取り組みます」とあることについてお尋ねいたします。

公立保育所の施設整備費は、平成18年度より交付金の対象外となり一般財源化となりました。厳しい財政状況下にある我が町の保育所ですが、現段階での町長の構想を伺います。

次に、2項目めの質問として、重点取り組みの3つ目である教育、文化のまちづくりの中から、「各種文化活動を行う拠点の施設の整備を図ります」とあることについてお伺いいたします。

この拠点施設の整備とはどのような事柄なのか、具体的なお考えを伺います。

3項目めとして、全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。

9月議会でこの調査結果について質問したところ、11月をめどに公表したいとの答弁をいただきました。そして、それは今月の広報なんぶに公表されております。そこには3年前の調査結果を受け、今回調査の取り組みでの成果と課題が報告されております。既に町民の皆様もお目通しいただいていることとは思いますが、教育委員会では紙面の都合上割愛された部分もあるのではないかと思っておりますので、改めて成果と課題についてお伺いいたします。

最後、4項目めは、いじめについてでございます。

このいじめ対策については、さまざまな報道が後を絶ちません。このことにつきましても、9月議会で質問をした経緯があります。その中で、いじめの早期発見や未然防止に有効な手だての一つとして、ハイパーQ Uテストが実施されているとのことでした。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

1点目として、ハイパーQ Uテストについては、以前にも説明をしていただきましたが、もう少し詳しく、対象学年、調査時期、テストの検証、そしてその経費についてお伺いいたします。

2点目は、早期発見や未然防止の観点からも、民生児童委員さんなど、地域の方々との協力を仰がなければならない状況も生じてくると考えられますので、これらの方々との連携が構築されているのかどうかお尋ねいたします。

以上、4項目についてお尋ねをし、壇上での質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。

杉谷議員の御質問にお答えしてまいります。最初に、10月14日に執行されました町長、町議会議員選挙におきまして、再選を果たさせていただきました。この上は、今日までの成果と反省の上に立って、さらなる南部町の発展を目指してまいりたいと、このように思っております。引き続きましてよろしくお願い申し上げます。

それでは、保育所改築についてでございます。

現在、町内には4つの公立保育園がありますが、最も古い園舎はすみれ保育園で、昭和51年3月に完成し、ことしで築36年を経過、さくら保育園は昭和55年9月完成で築32年、ひまわり保育園は昭和58年4月完成で築29年、最も新しい保育所が平成2年に完成したつくし保育園で、建築後22年を経過しております。この間、必要に応じて未満児室の増改築を行ったり、部分的な改修を行ったりして、子育てのニーズにこたえてまいりました。

本年8月に成立した子ども・子育て支援法において、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定することになっておりまして、この子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを勘案して、教育・保育施設における必要利用定員総数や、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、市町村が定めることとなっております。

町内の保育園が建設された当時は、4歳、5歳になってから保育園に入所するのが一般的でしたが、最近では就労する女性がふえ、生後1年を待たずに入所を希望されることが多くなってきました。未満児用の保育室はもともとの園舎に増改築を行う形でつくられています。多くの乳幼児を預かることを前提に設計されていないために、例年10月ごろには入所の希望をお断りせざるを得ない状況が発生しています。

指定管理制度導入に当たって、保護者を対象に町内保育園についてアンケートを実施したところ、25%の保護者が施設設備への不満があると回答されました。また、15%の保護者が0歳児保育、土曜午後保育など、保育サービスに対する不満があると回答をされています。

少子化や長引く不況下で多様化する就労形態や保護者の社会復帰への促進など、延長保育、低年齢児保育のニーズが高まっている現在の状況に対して、町内の保育園で満足に対応できているとは言いがたい現状がございます。子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、現代のニーズに合った保育園の施設のあり方を検討せざるを得ない状況になっていると言えます。

冒頭にも申し上げましたとおり、町内保育園は築後20年以上経過しておりまして、施設の老朽化が進み、修繕、工事費用として平成21年には438万円余、22年度には504万8,000円余、23年度には754万3,000円余、24年度には11月末までに485万円余の支出をしております。22年度末に総務省から打ち出された地域活性化・経済危機臨時交付金、きめ細やかな交付金、住民に光をそそぐ交付金を利用して、さくら保育園に0歳児室の新築、2,625万円を初め、各園で傷みが進んだ床の張りかえ、エアコンの設置、トイレ改修、ガラス飛散防止工事など、総額4,676万9,100円を使って必要な修繕や工事を行ったところであります。

保育園という施設の特性上、それぞれの園を現在地で建てかえることは困難をきわめることが予想されます。また、余りにも大規模な園は、家庭的保育が重視される現代にはそぐわないものがあるのではないかと思います。保育園の増改築、あるいは施設建設における財源として、補助金など必要になってくるわけですが、国の官業の民営化方針により、保育所経営も民営化の方向

に進んでいます。と申しますのも、三位一体改革では平成16年度に公立保育所の運営費が一般財源化され、平成17年度には延長保育の補助金がなくなり、平成18年度からは公立保育所建設や施設改修などを目的とした補助金は廃止となりまして、いずれも地方交付税で交付されることとなり、完全に一般財源化され、町の一般会計予算全体として制約を受けるようになっております。現在は民間の行う保育施設の整備事業、運営費に対する補助金となっております。

こうしたことを踏まえて、保育所改築を構想していくこととなりますが、保育園の場所や規模などについては、保育士の意見も参考にしながら地域のニーズに合ったよりよい園になるように検討していきたいと考えております。

次に、文化活動を行う拠点施設についてでございます。

本町は町の総合計画に恵まれた自然環境と景観、伝統と文化を継承して地域の特性を生かした町民主体のまちづくりを行うとともに、南部町民であることの喜びと誇りを感じて、将来にわたって発展するまちづくり、幸せと心の豊かさを実感できるまちづくりをその基本構想としておりますが、社会教育行政もその一翼を担う主要な施策の一つでございます。

また、平成18年12月には教育基本法が、平成20年6月には社会教育法、図書館法などの改正がなされ、社会教育行政の役割が個人の要望から社会の要請へと変化してまいりました。つまり、生涯学習に親しむことにより情報収集や学習を習得し、その成果を活用して地域社会に期待されるさまざまな課題解決や社会参加を可能にし、快適で住みよい地域環境やまちづくりを目指すことが求められるようになってきました。

本町では、平成22年度の天萬庁舎改修により天萬図書館を新設し、他町村に先駆けた図書館の町内2館体制を整備するとともに、多目的ホールの設置を初めとして、庁舎の2階、3階を南部町公民館として整備しました。平成23年度の天萬図書館利用実績は、利用者数1万1,276人、貸出冊数5万7,944冊、1日平均185冊の貸し出しを行っております。

また、南部町公民館では、自主学习グループ28団体、主催事業を含め利用者数は年間約1万3,000人強を数え、全町を対象とする施設ではあるものの、主に会見地区を中心とした社会教育、生涯学習推進のための拠点施設として一定の役割を果たしつつあると認識しております。

一方、西伯分館は昭和48年に建設されてから既に40年余りが経過し、施設全体の老朽化はもとより、雨漏り対策に苦心する現状でございます。屋根の防水工事を初めとする対策工事も十分な効果には至らず、急な狭い階段やトイレ、調理室などの設備面でのふぐあいも多数生じており、社会教育の拠点施設として抜本的な対策が必要であると考えております。

また、平成元年に建設された法勝寺図書館ですが、その活動は県内でも高い評価を受ける図書

館であることは御承知いただいていることと思いますが、近年、スペース的に必要なサービスに取り組みなかったり、施設の有効利用の工夫も限界に来ており、利用者のニーズに十分こたえ切れない現状にあると承知いたしております。

こうした現状を踏まえながら、冒頭申し上げました新しい時代の社会教育、生涯学習を展望し、また、これからの地域社会や町の姿とも重ね合わせる中で、社会教育の拠点施設としての側面と地域づくりやまちづくりに取り組むコミュニティーの拠点施設としての側面とをあわせ持つ複合的な学びの中核施設を整備する必要があるのではないかと考えております。

公民館的機能と図書館の一体化を施設の柱として、複合的な側面としては、現在両館の周辺で児童生徒が放課後に多く利用していることから、児童館機能を持たせる必要もあるのではないかと考えております。

さらには、本年度から2カ年計画で全面的な塗装、改修工事を行っております県指定文化財法勝寺電車の展示、保存、活用場所としても考えられないか検討すべきと考えております。

いずれにしましても、西伯分館並びに法勝寺図書館が抱える課題を解決するとともに、全町域を視野に入れた生涯学習や、まちづくち、地域づくりの拠点施設として計画したいと考えております。新年度には設置検討委員会のようなものを立ち上げて、施設の構想や期待される機能、場所、財源などについて具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、学力テストの状況などについては、これは教育長の方からお答えを申し上げたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

9月議会におきまして、今年度は全国学力・学習状況調査に町内すべての学校の小6及び中3の児童生徒が参加した経緯について御説明をいたしました。11月を目途に取り組みの成果や課題を具体化し、広報等を通じて公表してまいりたいと申し上げましたが、分析等に時間がかかったことにより、12月の広報なんぶでお知らせすることになりました。当初予定よりおくれたことをおわびを申し上げます。

詳細については、広報をごらんいただきたいと思います。まず、各教科の平均正答率であります。小学校3校を合わせますと、国語活用問題の5ポイントを最大に、3教科の平均で2.8ポイント県平均を下回りました。また、中学校2校では、同様に国語活用問題の4.4ポイントを上限に、平均2.7ポイント県平均に届きませんでした。したがって、5ポイント以内と

はいえ、全町として見ますと残念ながら小学校、中学校ともに県平均に届かないという結果でありました。

平成19年度から21年度までの3カ年の平均値と比べてみますと、小学校においては改善傾向にあると考えていますが、中学校におきましては伸び悩んでいる状況にあります。教育委員会は過去に参加しました全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、町内の学校間格差の解消や平均正答率が県を上回ることを学校教育の主要な課題の一つとして取り組んでまいりました。本調査はその対象学年や教科が限られているわけでありますが、他の調査結果も加味してみますと、こうした課題は解決し切れていない現状にあると判断せざるを得ません。大変残念であり、教育長として責任を痛感をいたしております。

一方、質問紙調査であります。小学校ではあいさつや自己肯定感、基本的な生活習慣はおおむね良好な状況にありますが、予習、復習、宿題等、家庭学習が不十分な実態が浮かび上がっています。中学校におきましては、小学校同様あいさつや自己肯定感は比較的良好であります。テレビやゲームに費やす時間が長く、その結果が基本的な生活習慣の乱れにつながっていることが見てとれます。こうしてみますと、改めて家庭のあり方や家庭との連携に大きな課題があると言わざるを得ません。

教育委員会としましては、こうした結果を真摯に受けとめ、先日、臨時校長会を開催し、学力にかかわり依然として解決できていない課題や今後の方針等について校長との意見交換を行ったところであります。この中で、教育委員会と学校との間で共有できる具体的な数値目標を定めることや、町単独で研究実践指定校制度を設け、学力向上推進校の指定を行い、授業改善や教員の資質向上に集中的に取り組むことなどを確認をしたところでございます。

また、学力向上には家庭の協力が不可欠でありますので、PTAともよく話し合い、できるだけ早期に所期の目的を達成すべく全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、いじめについてお答えをしてまいります。

まず、ハイパーQ Uテストでございます。

本町では、3年前よりハイパーQ Uと呼ばれる児童生徒の心理調査を中学校で実施をしております。これは、児童生徒一人一人の情報と学級集団の情報をもとに、学級の状況や学校生活への意欲等について分析を行い、いじめの早期発見や未然防止につなげていくものでございます。いじめの未然防止に有効な手だての一つでもあり、今年度は県教育委員会とも連携しながら、町内すべての学校で実施をいたしております。

まず、対象学年につきましては全学年、調査時期は1学期と2学期の年2回実施をいたしまし

た。経費は1人当たり420円でございます。検証については専門家によるデータ分析のための研修を踏まえ、校内分析、中学校区ごとの分析に取り組んでおります。例えば休みがちになったり、欠席の長期化傾向が見られ始めた児童生徒がいた場合、その背景を探ったり、児童生徒の心理的な状態を把握することが必要になりますが、本調査では該当する児童生徒の学級での位置関係、友達との関係性及び社会性等々が数値としてあらわされます。

今年度の本町の調査結果であります。友達関係、学習意欲、学級の雰囲気、教師との関係等、小・中学校ともに大きな問題が発生しているという状況にはございません。しかし、現実には個別に対応しなければならない児童生徒や、継続した指導が必要な学級があるのも事実でございます。したがって、ハイパーQ U調査に頼り過ぎることは危険であります。いじめの早期発見、未然防止には極めて有効な手段であり、児童生徒への丁寧な対応につなげる上でも十分な効果が期待される取り組みであると考えております。

最後に、民生児童委員さんなど地域との連携についてでございます。

9月議会でもお答えいたしました。いじめについてはどの学校でもどの子にも起こり得る問題であることを十分認識をした上で、日ごろからいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが何よりも重要であると考えております。教育委員会では児童生徒のいじめや不登校、問題行動にかかわっては、学校への対応と当該児童生徒の保護者や御家族への対応等を行っております。

保護者や御家族への対応としましては、現在2名を配置をいたしておりますスクールソーシャルワーカーや中学校区に配置されておりますスクールカウンセラーを中心に相談活動や訪問活動など個別対応を行っており、一定の効果や成果につながっていると考えております。

議員御提案の民生児童委員さんとの連携でございますが、連携することについては何ら問題はありませんが、民生児童委員本来の任務を考えたときに、どこまでかかわっていただけるのか、御負担になりはしないか危惧しないわけにはなりません。民生児童委員活動を通じて得られた情報を積極的に私どもに提供していただく、事案によっては私どもから御相談をかける、こういった形での連携が現実的ではないかと考えております。

いじめや不登校等の未然防止、早期発見は学校及び教育委員会が責任を持って取り組まなければならない課題であります。家庭や地域との連携なくして十分な成果にはつながらないと考えております。地域協働学校の仕組みや地域振興協議会との連携を土台としながら、また、民生児童委員さんとのつながりにも配慮しながら、いじめを許さない、不登校を出さない環境づくりに努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷でございます。それぞれに丁寧によくわかるように御答弁いただいております。

この保育所改築に取り組みますということにつきまして、6月議会でしたでしょうか、同僚議員の方が保育所の耐震化についてお尋ねのありましたときに、町長より本当に夢ある保育所のあり方のようなものをお聞きいたしました。そこで、また何か新しくそういうようなことでもあるのかなと思いながら聞かせていただきました。それにつきましては、やはり地理的なこと、いろいろあるので、本当のところはどうなのかなという疑問も持っておりました。これは民間の方にお願いすることの方がいいのかなということに、そのときも町長、そういうお考えも少しお話しになりましたが、私もそっちの方向かなというふうには考えておりました。

そこで、具体的に今ある4園の状況につきましては、一番新しいつくし保育園につきましても孫がお世話になっておりますのでよく行きます。よく行かせていただきますと、本当にあちらこちらつぎはぎだらけ、そういうことで、でもその中で、空調設備とか地震のときのガラスの飛散なんかの防止、そのようなことを危なくないようにされるとか、それぞれにその年度年度で考えていただいております。先ほどお聞きしましたところ、毎年400万以上出ております。だんだんとこの額も多くなってまいりますし、半年の11月までであってももう485万、500万近い経費がかかっているということでございます。

この新しい子ども・子育て支援事業計画でございますか、これにつきましては、まだこれからのことなのか、それと、設置検討会を新しい年度で検討するというようなお話もありましたが、こういうことにつきましての予算といいますか、交付金というものの動きっていうものがあるものでしょうか。今ちょっと衆議院の選挙前で動向もよく見えないところもあるんですが、そのような文科省の動きの気配というのものもあるんでしょうか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この子育て支援については、今の社会保障と税の一体改革というものの中でも議論になっているわけでありまして。したがって、この社会保障と税の一体改革でいろいろ議論をされる、今後の課題になっているのではないかと私にはとらえております。

法律は確かに子ども・子育て支援法ということで成立をいたしましたわけでございますけれども、総合こども園というのがありましたね、総合こども園というのを構想したわけですけど、これは廃案になっております。したがって、これは言葉だけだったわけでありまして。認定こども園の幼

保連携型の部分を改正しまして、総合こども園と同じ機能を持たせるというようなことに今現在変わっております。要は、幼稚園などへの企業参入はさせないけれども、保育所の企業参入については認めていくというような方向。

それから、給付制度というのがあっておりまして、これは施設の利用者に給付金を支給して、その給付金の支給を受けた利用者が施設を選ぶという、今までとちょっと逆転の発想ですよ、こういうことに変わるということを聞いているわけです。もちろん個人に給付はするわけ、建前はそうなんですけれども、その施設がかわりにいただくという仕組みになっておりますけれども、そういう改正がなされてあるわけです。しかし、全体的な抜本的な改革というものは、やっぱり社会保障と税の一体改革の国民会議ですか、そういうところが機能して、年金や医療、介護、そういうこととあわせて財源の問題なども含めて構想されるというように伺っております。そういう大きな過渡期に今あるというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。現在は社会保障と税の一体化の過渡期だということでございますので、担当課の方といたしましてもしっかりとその動向を見守って、素早く対応していただきたいものと思っております。

次に、各種文化活動を行う拠点施設の整備について。このことにつきましても、旧会見地区、それから西伯文化館ですね、それと会見側の施設ということの、どちらも我が町では本当によく機能していると思えますし、十分に活用、活動の方も多いうように先ほどもおっしゃっていただきましたので、これをどんどんと整備していくというのはよろしく取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど数値を上げていろいろとおっしゃってくださいました。図書館、これは会見側の図書館でも1日に185冊も動いている、平均的に動いているということ、それと、西伯側の図書館にいたしましても、過去いろいろな実績を上げられて表彰されたりして、本当によく動いております。

突然ですが、数学者である藤原正彦さん、「国家の品格」を言われました。その方も一番に、読書による国語力っていうことを言っておられます。私は本当にいいことだと思います。すべて国語より理解して物事の学力も上がっていくと思っておりますので、そういうことをどんどんと利用していただき、また、楽しみである法勝寺電車の今後の近代文化の位置づけ、そのようなことも将来的に明るい話題でございます。それと、各団体の方の活動も本当に幅広くなっておりますので、その方たちの御意見も踏まえながら、いい形で今後の施設、文教施設、文教地区っていうものを

考えていっていただきたいと思います。これは今後のことですので、より深くお尋ねしても今後のことですので、この辺で終わりたいと思います。

そして次に、全国学力・学習状況調査、済みません、戻ります。

先ほどの各種文化活動を行う拠点施設、この社会的、複合的な学びの施設ってということにつきましては、教育委員会の担当になると思うんですが、どのようにお考えなんでしょうか。先ほどは町長のお考えを伺いましたが、どのようにお考えなのか、そのところ1点お聞きしておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。複合施設という観点でお話をさせていただきたいというぐあいに思っております。

冒頭、町長のお答えの中にもございましたけれども、まず、社会教育そのものが学習をする、あるいは学んでみずからより豊かな人生を送る、生きがいにつなげていく、そういう形から、やはり学んだことを地域に生かしていく、暮らし全体に生かしていくってこういう大きな流れが出てきております。そういう意味におきましては、単に公民館というかつての性格だけを持った施設ということよりも、さまざまな生活の部分とかかわり合えるような施設体制といいたいでしょうか、そういうものをつくるのが大切だろうというぐあいに思っております。

特に公民館等については、従来どちらかというと御高齢の方が中心に利用されるというイメージというのがあると思いますけれども、私、今度の施設はやはり青壮年、あるいは若いお方に親しんでいただけるような施設というものが一つのキーワードだろうというぐあいに思っておりますが、そういう意味では多様な施設機能というものを、やはり施設自体が持たないけんということでございます。

もう1点だけ申し上げますと、町長のお答えにもございましたけれども、合併以前からも声が上がっておりまして、やはり児童館、そういうものの機能もあわせ持っていくってようなことが結果的には住民の皆さんのさまざまな要望におこたえすることができる施設になるんだらう、そんなぐあいに現在のところ思っているところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） まだこれからの構想でございますので、はっきりどこの場所にどういうふうにとということまではお答えいただこうとは思いませんが、たくさんの方々の御意見を伺っていただきたいと思います。

それで、児童館って具体的な名前が出たんですが、児童館っていうと特定されてしまいま

すが、そのあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 児童館という言葉を使いましたけれども、いわゆる児童館という形のものにこだわるつもりは実は余り持っておりませんで、子供たちの居場所っていいでしょうか、そういうことの中でその機能を考えたいというぐあいには思っています。そういうことを思いますと、やはり図書館ということの絡みもまた出てくるんじゃないのかなと、そういう意味での複合施設、あるいは児童館という表現をさせていただきましたので、よろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 西伯側の図書館の続きに法勝寺地区の振興協議会さんが入っていらっしゃるんですが、そのあたりのところで、以前からそのところと図書館と一緒にして使えたらいいのになんては言いながらも、なかなか難しい部分があるように聞いておりました。その辺のところは現在では少しはクリアできているんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。地域振興協議会さんと図書館との関係で現在大変困ったとか、そういう状況が起こっているというぐあいには認識はいたしておりません。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 今後楽しみのことがまた一つふえてうれしいと思います。

次に、全国学力・学習状況調査につきましてでございます。

先ほど県の平均よりもちょっと下がっているようなのでちょっと残念だというようなお話がありました。これは総合的なことであって、学校では努力されているところもあるのではないかなんと思っております。そのところは認めてあげたいと思っております。

そこで、学力の、先日平井知事の方が新聞報道でおっしゃっていたところの中で、県の平均的な学力が小学校6年生の算数が全国平均を初めて下回ったことに触れられて、学力、体力向上に努める具体的な取り組みを求めたい、このようにおっしゃっております。少人数学級の実施後の成果を要望したっていうふうに新聞報道なされておりました。我が町も少人数学級が努力して、本当に力を入れていただいていることを考えれば、何となく残念だなというような気がしております。

そこで、それを何とかしたいというところで、緊急校長会とかさまざまな取り組みを新たに始めてはいらっしゃると思うんですが、前回の議会で問題になりましたね、親の背中を魅せるってこと、この、「魅せる」についていろいろ議論がありまして、その中で、広辞苑を編さんされ

ております内田樹先生のお言葉ってというようなことが議題に上がったことがございます。その先生がおっしゃっております。人間は自分が学びたいことしか学ばない、自分が学べることしか学ばない、自分が学びたいと思ったときにしか学ばない。要するに、よく評価でいう学習態度とか意欲とか、そういう部分のことをわかりやすく話されたことだと思います。そのようなことを思いますと、何が原因なのかってなってきましたと、学校の中での安定感というもの、本当に安心して学べるというようなことに行くのかなと思います。

そこで、そのところからまたいじめの方に話が私の中ではつながっていきます。それで、いじめの4月から9月までの緊急調査がございました。その中の発表があったときに、NHKの時論、公論でしたでしょうか、あその中ですごくどこが一番件数が多いかということがございました。その中で鳥取県は下から3番目ぐらいで、ちょっと今、手元の資料をよう見つけませんが、あっ、ございました。鳥取県は下から3番目で198件、これは小中高全部でしょうか、このような件数が出ておりました。前回お尋ねしたときには、我が町では11件だったかなというような記憶がございます。11件掛けることの校数をすると、この198件よりも多くなる、単純に計算すればそうなるんですが、そういうこと考えれば、我が町では本当にしっかりと掘り起こしをされて、報告もなされているという姿が見えてまいりますので、その御努力につきましては、私は敬意を表するものでございます。

そこで、9月議会でも私はいじめのことに关しまして多くの時間をかけました。それで、なぜ私はこのことに多くの時間をかけるって申しますと、このたびの選挙に行きまして、多くの方に会ったときに、本当にみんな御心配なんですね。解決した、仲よくした、握手して、よかったね、その先なんです、その先のことを非常に心配しておられます。これは、若い子供を直接持っているお母様方との接触は私の年齢では少ないんですけども、その親御さんの年齢、その方たちがさまざまな今は家庭のあり方がございます、家庭の形態もございます。そのような中で、本当に解決したとは言うけれども、毎朝後ろ姿を祈るような気持ちで見ていると。本当にきょう無事学校で気持ちよく過ごしてほしい、そのように本当に祈るように思っているって涙ながらに語られる方が1人や2人ではございません。本当に1人の子供さんの背後には、数人の方が心配して見守っておられます。

そこで、先ほどお尋ねしましたハイパーQ Uテストですね、3年前より町内中学校ではしてて、現在町内すべてでしている、この町内すべてってということは小学生もなんでしょうか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。ハイパーQ Uにつきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたように、3年前から中学校では2校すべて全学年対象とした調査を実施しております。小学校につきましては、今年度、実は小学校3校にも実施するという予定があったんですけども、財政的な部分から見送りということになってましたが、県の緊急調査っていう部分がありましたので、会見小学校と会見第二小学校はこの緊急調査の県の事業に乗かって実施、これは1回分しかないんですけども実施しております。西伯小学校につきましては、法勝寺中学校区で社会性をはぐくむという県の事業がありますので、それに乗かって西伯小学校につきましてはすべての1年生から6年生までの調査を年2回実施するというようになっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） このハイパーQ Uテスト、この分につきまして、検討、テストの検証、これ専門家の方も踏まえてっていうことで先ほど伺いました。その2回、1学期と2学期の2回しておられる、そういうことにつきましても、いじめる者、いじめられる者は常に入れかわりますので、本当に1回だけでなく、そうして複数回していただくっていうことは結構なことだと思っております。

この中で、担任は検証の結果、見守る、5人のグループもあるし3人のグループもある、そういう中で毎日見ていらっしゃるんで、その辺のところはただ担任の心の中だけでそれをおさめておられるんでしょうか、そのようなことの追跡いうことはちょっと厳しくなりますが、その経過観察ということにつきましては、学年単位とか学校単位とか、そういうことでなされているんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。ハイパーQ Uの実施をする以前は、学級担任は担任としての体感という形で何となく自分の学級はいい学級だとか、何となくざわざわしている学級だっていうあんまり根拠のない状況で自分たちの学級を判断しておりましたけれども、このようなハイパーQ Uという調査を実施することによって、具体的に一人一人の子供たちが今所属している学級の居心地感であるとか、友達関係のあり方であるとかっていうのが、質問紙形式で行う調査ですけども、そのデータによって、今、例えば野口君は学級の中でどういう位置にいるんだらうかっていうことが数値であらわせるような結果として出てきます。

結果の区分ですけども、満足群というグループに属している子が何人おって、あるいは非承認

群というグループが何人おってとか、非侵害認知群という分類の中で所属している子は何人いるのか、それから不満足群に属している子が何人いるのか、4つの区分でハイパーQ Uの結果は出ております。特に不満足群に属している子供たちの中で、かなり厳しい状況にある場合には、要支援群という、その中にまたさらに細かい分類がありまして、そこに属している子供が何人いるかっていうことで、表面的には非常にいいようにやっているんだけども、心理的にはどうなんだろうかっていうことが分析できる調査であります。

ですので、1学期に実施した状況が2回目の実施で当然変動します。ところが、1学期も2学期も同じような状況の中に入っている部分につきましては、当然担任としては支援をしていくということが必要とされますので、それは担任だけの問題かっていうことではなくて、教育委員会としても今考えてますのは、学年としてどうなんだろうかっていうことも含めて調査分析をしていきたいと思いますということに取り組んでおります。

また、先ほど答弁にもありましたけれども、長期欠席の傾向がある児童生徒が見られた場合は、今すぐ教育委員会としては、その子が何でそうなったのかという背景分析の一つとして、このハイパーQ Uの結果を見て、その子が今どこに属してたのか。もし要支援群に属している子だったら、その子がそうな状況において、今までの取り組みを分析したり振り返りを行ってますし、逆に満足群に所属しているお子さんがそうなった場合でも、何が背景なんだろうかっていうことをきちんと確かめるためにも、こういったハイパーQ Uのテストっていうのは非常に成果があるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、これがすべてっていうことではありませんので、当然担任との人間関係でありますとか、この調査でデータとしてはあらわされない部分については、当然追跡をしていくべきだと思っておりますし、調査することが目的ではありませんし、調査したものをいかに使って、いかに学級をよくしていくのか、学校をより改善していくのかっていうことのデータにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 最大限配慮して、物事当たっていらっしゃると思うんですが、この生活満足群に、35人から40人おりますね、中にある子が数人でっていうこと、あとの部分に非承認群ですか、その満足している人が少して、ほかの人たちのところに分布が多いということは、中にボスがいるっていうことですよ、考えられることは。ていうことは、どうなんでしょうね、これは記名式でしないと子供の特定ができませんから、そのようなことを考えていきますと、先ほど大きな問題が発生していないけれども、でもちょっと何かっていうことの疑問符を持

っていらっしゃった辺がそのあたりにあるのではないのかなと思います。その辺のところはどのように分析なさっていますか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。まず、ハイパーQ Uの質問紙の中身ですけども、具体的にだれにいじめられてますかとか、そういった文言は一切ありません。例えば、学級の中で相談できる人がいますかとか、協力してくれる友人がいますかとか、一般的な質問を数多く質問紙として出しています。そのことに対して自分は今こうですっていうことをずっと回答していくことの結果によって、この子が、例えば非常に友達が少ない状況にありますとか、あるいはとっても友達との協力もいいし、自分の意見も通りやすいですよって思っている児童生徒がいるとか、そういった部分の中の分析をしていきますので、当然質問調査ですので、ちゃんと記名、名前を書いてやります。

ただ、この分析の中で、担任は厳しい子供が仮におった場合は、全体の前で野口君は厳しい状況ですというのは当然ありませんし、きちんとフォローをしていく形をやってますし、今このハイパーQ Uにつきましては、中学校区で分析しております。ですので、今卒業、小学校の子供が中学校に行ったときに、その子供が中学校でどのような形になっているのかっていうのも中学校区で分析しておりますし、逆に、これから中学校に向かう小学生が今どういう状況にあるのかっていうのを中学校で知ってもらうということで、ある意味中学校区でのデータ分析を共有することによって、今言ったような未然防止、あるいは人間関係づくりに非常に効果があるというふうに思っておりますので、ただ単に、先ほど言いましたとおり、することが目的ではなくて、した後はどうするかっていうことを最大限大事な部分としてとらえております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。この中で先ほど地域の方々との連携ということも申し上げました。それで、民生児童委員さんなかとの連携いかがでしょうかということでも、今後いい形、いい形という言い方はちょっとぼんやりしてますけども、情報の共有とかをお互いしていけばいい形になるのではないのかなというような御答弁いただきました。その中でも、解決というのは、やはり担任と生徒なんですよね、その間が一番いい関係でないとその子供はなかなか難しいというふうに考えます。

そこで、私は先ほど言いましたように、内田樹先生のおっしゃったことの中に、本当に学ぼうっていうことについては、やはり心が安定してないといけない。心が安定してないといけないいうことは、道徳的に幾らわかっている、やはり心が育ってないとそれはできてこないと思うん

です。ていうようなことを考えますと、それは家庭のあり方もそうだと思います。いじめ、不登校、学力低下っていうことは一連のもんだと思います。我が町がちょっと学力が県レベルよりも残念だっというような格好がございました。これは全部の学校でないというふうに私は思っております。しかし、そういうところがあるということは、その学校を総合的に学力もいじめも不登校も家庭のあり方っていうことの、先ほど教育長からの御返答の中にも、やはりPTAその他の方たちの御理解もというふうなお言葉もあったと思います。そういうふうに考えております。

あとわずかになりましたので、まとめたいと思います。

教育委員会のお立場、それから学校の立場、PTAの立場、それぞれみんなあると思いますが、要は子供たちが本当に伸び伸びと育てってほしい、そういうことが皆さんの願いの中はございますので、子供の心が安定しているってことは担任をしっかりと支援していかなきゃいけない、担任の先生方の力量もあると思います。先ほど初めに冒頭申し上げましたように、仲よく、深い根があってもお互い握手で仲よくして、仲よくなったねって言っても、家族のおじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさん、そういうところに至ってもやはり祈るような気持ちでその子を学校に送り出している、そういうことを十分に胸に思っていたら、この問題を取り組んでいっていただきたいと思います。

私がこういうふういろいろと申し上げて、学力の点につきましても、今後大学の秋入学があるとか、それから6・3・3制、それもその枠組みをどうのとかっていうような教育問題も聞こえてまいります。それについては、まず枠組みはどうであろうかこうであろうか、子供たちがおおらかで伸び伸びと育ててほしいと思っておりますので、その辺のところをよろしく願いしておきたいと思っております。何かございましたら、またお返事などいただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 幾つかお答えをしたいと思います。

まず、学力の県平均の話でございますが、確かに小学校6年生と中学校も1学年、3年生ですか、だけでございますが、本町の教育委員会が学校現場に求めていますのは、鳥取県で一番高い学力をとということを求めているわけではございません。平均でございますから、さまざまな子供たちの実態があったにしても、平均点の付近といいたいまいしょうか、平均点をやはり結果として子供たちに出してやることは最低限度の責任だと私は思っております。このことが学校に対する信頼というものにもつながっていくんだらう、そういう考え方で、やはりきちっとこのものはまずクリアしようよっていう考え方でございます。

それから、地域との連携、いじめ等々で地域との連携ということでございますけれども、現在

まだできていない部分を申し上げます。これは、さまざまな学校の悩みをまだまだ十分にコミュニケーションスクール運営協議会の方の皆さん方と共有できていない状況が私はあるというぐあいに思っております。頑張ったことやなんかは学校は比較的に、いや、こうでした、ああでしたって出すんですけど、本当に悩んだり困ったりしているところをどうしても中にとどめてしまうっていうところがあっておまして、やはり一つの見きわめとして、そういう学校の課題を運営協議会の皆さん方と共有ができる、そういうスタンスに学校が変わっていかないと、いじめにおける地域との連携というものも本物にはなっていないだろうというぐあいに思っております。そういう面での指導も引き続きしてまいりたいというぐあいに思っております。

最後でございますが、学力の問題で冒頭申し上げましたけれども、子供の数を少なくすれば学力がどんどん上がっていくということであるならば、これは極めて簡単な話でもあるわけございまして、35人を25人にすればとんと上がるかっていうとそうはいかないわけございまして、やはりそこでどう教えるのか、いわゆる授業力、いわゆる教員の資質というところになっていくわけでございます。

そういう面で考えますと、例えばいじめの、今年度の全国調査の中で出ておりましたけれども、約7割ぐらいは、その中の、まずやっぱり担任に話してるんですよ、相談かけているんです。要はそのときにきちっと見抜けるのか見抜けていないのか、ここもやはり最後は、杉谷議員さんも言われましたけど、担任とか、いわゆる教師の話になってくるわけでありまして。先ほど野口の方が申しあげましたハイパーQ U調査もそうであります。調査をしたから早期発見ができるわけではなくて、それをきちっと分析をしてそれなりの指導をすることによってハイパーQ U調査をやる意味が出てくるわけございまして、ここも最後は教師力っていうところに行き着くわけあります。そういう意味におきましては、ここのところをしっかりと教育委員会は支えていく、あるいは持っている力を出させることを取り組んでいくというのが、やはり教育委員会の私は役割だろうというぐあいに思っております。

そういう意味におきまして、例えば先ほど冒頭申し上げましたけれども、共有できる数値目標を持つとか、研究指定校制度をしようとかというのは、決して学校現場をいじめようとかそんな意味でなくて、いろいろな手段を使ってしっかりと学校を支えて、力を発揮をしていただくいうところを、教育委員会としては十分に配慮をしながらそのあたりをきちっとやっていかんといけんというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） もう終わろうかと思いましたが、まだ7分ありまして、一つまた

発言させてください。

南部町の教育月間の連携事業で、板祐生の出会いの館で、学校教育の草創期ですか、その分の展示がございました。私もほんの終わりごろに駆け込んで見させていただきました。それは明治5年に学制が發布されてからのことがずっと展示されておりまして、その初めのころの先生方が学校をつくっていくときのその熱意、そういうものが本当にひしひしと感じられるものでございました。本当にそのような教師の方の草創期の方のあり方っていうものをまたもう一度先生方にも思っていたきたいなと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 以上で7番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで若干休憩をしたいと思います。再開は10時20分。（発言する者あり）何、少ない、短い。25分に訂正します。

午前10時09分休憩

午前10時25分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾共三でございます。議長から質問の許可を得ましたので、これより3点について町長に質問します。

項目の1つ目は、9月議会に引き続き、消費税増税についてお聞きします。

今、戦われております衆議院選挙の大きな争点の一つは消費税増税であります。民主党政権は消費税増税はしないと言ってきた政権ですが、大增税が暮らしと経済に大きな打撃を与えることはだれの目にも明らかであります。多くの国民が不安と怒りを強めています。毎日新聞の世論調査では、92%が増税が大きく影響する、このように答えております。私ども日本共産党が行った町内のアンケートで、生活が苦しくなったが70%、消費税増税反対が62%の声がありました。消費税を増税しても社会保障がよくなる上に財政もよくなる、このことが明瞭になっています。特に、増税推進の各党が一斉に巨額の公共事業ばらまき計画を立てていることに国民の不安が広がっています。消費税の財源化は社会保障の機能を破壊するものであり、消費税増税の中止を国に求めることを自治体のトップとしてすべきであることからお聞きします。

1つ目に、税の基本は消費額によって税額を決めるものです。消費税は所得の額に関係なく課税をされる累進制である。このことは社会保障の給付を必要とする人ほど大きな負担になることを、このことについてどのように思っているのかお聞きします。

2つ目は、社会保障制度の基本は生存権の保障です。憲法25条、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。このようにうたっています。生存権はだれもが人間らしく生きられるという権利です。税金は生存権を保障するために使わなければなりません。しかし、消費税は社会保障の給付を受ける人からもうや応なしに税金を取る税制度であります。そうではなく、税は所得に応じて徴収するという応能負担の原則にすべきだと思いますが、どのように考えておられるのかお聞きします。

3つ目に、消費税は社会保障の財源と言いながら、消費税を公共事業の財源にするという考えは非常におかしい、矛盾であるというぐあいに思いますが、どのように考えておられるのかお聞きします。

大きな項目の2つ目は、選挙結果についてであります。

町長選挙の結果を尊重し、町民の暮らしを守り、住民の声に耳を傾ける公平、公正な町政運営を求めてお聞きします。

選挙戦は相手候補が告示直前の出馬にもかかわらず、30.91%の支持を得たことを真摯に受けとめ、今後の町政に反映すべきと思いますが、どのように考えておられるのかお聞きします。

大きな項目の3つ目は、10月14日投票の町長、町議会議員選挙の実施内容についてお聞きします。

その中の一つは、選挙管理委員会は独立した行政機関ですが、独立性は保たれたと言えるでしょうか、お聞きします。

2つ目は、公務員の地位利用について、公職選挙法の規定の意味をどのように受けとめておられるのか、このことについてお聞きします。

以上がこの場からの質問で、答弁のいただいた後は再質問で深めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員から御質問いただきましたけれども、消費税にいたしましても、今のこの原発の問題などにいたしましても、今、総選挙の争点としてこれが戦われております。住民の皆さん方の投票行動に私の答弁が影響を与えるというようなことがあってはならないのではないかとこのように思ひまして、本当はこういう質問は私は時期として余りよいのではないの

ではないかなと思っておりますが、いかがでございましょうか、やっぱり答弁せないけませんか。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい、お願いします。

○町長（坂本 昭文君） 選挙投票行動に影響を与えるというように思うわけですがけれども、通告もいただきましたので答弁をさせていただいて、ほんならまいります。

質問の意図は、所得に応じた税負担とするべきであり、消費税増税を中止せよということであると思います。所得に応じた課税については、御承知のように個人であれば所得税、住民税、法人であれば法人税、法人町民税、事業税などがあります。議員の言われます社会保障の給付を必要とする人となりますと、これはほぼ国民すべてが対象になることになるわけでありますので、低所得者という観点でお答えをしてまいります。

消費税については3月議会、6月議会、9月議会において御質問をいただいておりますが、基本的な考え方は変わっておりません。現在の少子高齢化が進み、人口減少の社会にあって、国民の皆様が安心して暮らしていけるためには、社会保障制度を維持拡充していくことが必要であります。しかしながら、現状を維持していただいても毎年1兆円もの財源が必要となってまいります。この財源をどこかに求めていかなければなりません。このような中、景気や人口動向に左右されにくい安定的な財源確保が見込め、また受益者である私たちが広く負担するという面からは公平性があると言える消費税にその財源を求めたものであります。消費税は日常生活に欠くことのできない食料品、光熱水費など広く課税対象となることから、所得の状況にかかわらず、国民の皆様が応分の負担をしていただくものですので、何らかの方策がなされなければ所得の低い人ほどその負担割合が高くなるということについては認識をいたしております。現在、衆議院議員総選挙が実施されており、重要な争点の一つとして国民の皆様の判断を受けているところであります。その推移を見守るところでありますけれども、現在の選挙の中では各政党ともその具体策は見えない状況でありまして、国政が決定してからでなければ進まない課題であると感じております。

次に、税は応能負担にすべきということでございます。

税は公共サービスの充実や社会インフラの整備、公的年金や医療保険などの社会保障政策に使われるものでありまして、この財源として見た場合に公平性、中立性、簡素性の面から課税を考えていく必要があるのではないかと思います。

税の徴収には所得税や法人税などの応能負担の税、消費税や酒税などの応益負担の税がありますが、それぞれ特徴がございます。応能負担の税は、高額所得者ほど多くの税負担をすることとなり、社会保障政策に使われた場合に、所得の再配分機能としての役割を持っていますが、半面、

収入がふえれば税負担もふえるために勤労意欲を損ないやすい。また、所得の種類によって課税金額に差が生ずるといったように、税の公平の原則から見ると短所を持っております。応益負担の税は、景気の変動による税収の安定性、公平性という面からは有意であると言えますが、先ほど来申しておりますように、低所得者にとっての負担割合が高くなるという短所を持っております。

税負担についてはいろいろな税が組み合わされてバランスよく機能するべきものであると考えております。したがって、すべてを応能負担の税にすればよいということにはこれはならないというように思います。消費税の増税が低所得者への負担増につながることは、社会保障税の一体改革の議論の中で、消費税率引き上げに当たっての検討課題事項として、低所得者に配慮する観点から、簡素な給付措置などを実施することも明記されておりますので、ある一定の負担軽減の対策はとられてくると考えております。

このようなことから、最初に述べましたように、現在の社会保障制度の維持、拡充のための財源としては、消費税増税によることが適当ではないかと考えております。

次に、社会保障の財源といいながら消費税を公共事業の財源とするという考え方はおかしいのではないかと考えております。

消費税の増税についての増税部分については、社会保障と税の一体改革として社会保障4経費、年金、医療、介護、少子化に充てることとし、地方分についても社会保障費に充てることとされております。先ほども申しましたが、これらにかかる経費については、今後ますます増加すると見込まれる中で、その財源に充てるのであれば受益となる国民にとっても応分の負担をするという面からの理解も得られるものでありますし、政府の説明でも増大する社会保障の拡充に充てたいと聞いてきましたので、基本はそのとおりであろうと考えております。

冒頭にも申し上げましたとおり、現在は衆議院議員総選挙が行われております。今後の政局において、この趣意から外れていくことであれば、消費税増税のあり方も再度議論されるべきことであるとと考えております。

次に、選挙結果についてでございます。

相手候補の方は直前の立候補表明でありましたが、もと米子市議会や県議会で御活躍され、実績もあるベテランの方でありまして、お名前も住民の方に浸透されている候補であったと思っております。

今回の選挙公報によると、相手候補の方は地域振興区の廃止やゆうらくの町有地の買い戻し、同和対策事業の終結など、町政の重要案件については今まで私の行ってきた施策の方向とは全く

正反対の施策を打ち出されて選挙運動をされてこられました。言いかえれば、私の行ってきた施策の取り組みが評価されるか否かを住民の皆様に判断いただく機会となり、それだけに負けられない選挙となったのであります。

その結果、平成20年の前回と比較して、投票総数が8,111票から7,571票へ540票減少したにもかかわらず、私に御支持をいただいた得票は4,364票から5,110票に746票ふえ、また、支持率で申しますと、前回の54.44%から今回の69.09%と大幅な増加をいただきました。

今回このように多くの皆様から御支持をいただいたということは、私が取り組んできたさまざまな政策に対して評価を賜ったものとうれしく受けとめておりますし、今後の町政についても両者の公約を吟味され、南部町の発展のためには私の公約の方がベターであると評価をいただいた結果であろうと思っています。このように歴然とした得票差でもってはっきりと民意が示されましたので、私は選挙があつてよかったと思っておりますし、米子の方から出馬された相手候補のお方にお礼と御苦労さまでしたとねぎらいの言葉を申し上げたいと存じます。

従来から町政の重要施策について施策そのものを否定するような議論もございましたが、施策を掲げて戦った町長選挙において、このような選挙結果となりましたので、これをお互い真摯に受けとめ、今後の議会におきましては、さらなる改善へ向けての議論に発展していくことを期待するものであり、御協力をお願いいたします。私もこの選挙結果にこたえるべく公約に責任を持って遂行していくことが課せられた使命であると心しているところでございます。

なお、相手候補が獲得された約3割の得票は、相手候補への期待票かもしれませんが、私から見れば、私への反対票であると謙虚に受けとめたいと思います。このことについては真摯に受けとめ、皆様方に少しでも御理解をいただけるよう、今後とも努力をしまいたいと考えております。いずれにいたしましても、選挙を通じて施策の評価をいただいたということはよいことであつたと受けとめております。

このたびの選挙において、マニフェストに掲げさせていただいたことは、現在継続実施している人と環境に優しいまちづくり、安心、安全のまちづくり、教育、文化のまちづくり、産業振興など、活みなぎるまちづくり、住民参画で持続する町と地域のまちづくりの5つの柱を基本はそのままにしまして、具体性をより明確にしてお示したものです。これから子供や孫の世代が安心して暮らせる南部町であるように、皆様の御意見をいただきながら強いリーダーシップを持って町政を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をいただきますようお願いしまして答弁とします。

選挙の実施内容などにつきましては、これは選管の方から御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 選挙管理委員会委員長の丸山でございます。どうぞよろしくお願いたします。先ほど亀尾共三議員から質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

質問事項といたしましては、町長、町議会議員選挙の実施内容についてでございます。また、質問要旨につきましても、先ほど議員おっしゃいましたように、1番、選挙管理委員会は独立した行政機関であるが、独立性は保たれたか、2番、公務員の地位利用について、公職選挙法の規定の意味をどのように受けとめるかということでございます。お答えを申し上げたいと思います。

まず、選挙管理委員会の独立性についてお答えをいたします。

御承知のとおり、選挙管理委員会は地方自治法に基づく委員会であり、教育委員会、公安委員会などと同じく、合議制の独立した行政機関でございます。ただし、会計検査院など完全な独立した機関とは違い、行政委員会と言われる範疇に属し、政治的中立性を保つことで町の指揮監督を受けることはないこととなっております。地方自治法第181条で、普通地方公務員公共団体に設置が義務づけられ、4名の委員で構成されております。また、同法第186条において、法律またはこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するとうたっております。すなわち、その設置目的は選挙の管理、執行、公正にまた適正に選挙が行われることを管理することにあるということでございます。委員及び書記は、選挙はだれのためにあるか、候補者のためではなく有権者、住民のためにあるのだという考えに基づいて、公正で適切な管理、執行を心がけております。そのためには委員はもちろん、職員も公正、公平、不偏不党の立場でないと住民から信頼されないと思っております。

そのような委員会全体の共通認識のもと、このたびの町長、町議会選挙の管理、執行を行いました。議員が選挙管理委員会のどのような行為に対して独立性に疑問を持たれたかは存じませんが、特定の候補に便宜を図ったり批判したりというようなことは一切なく、あくまでも公職選挙法を遵守した公正な選挙を実施したと自信を持っております。

次に、公務員の地位利用について、公職選挙法の規定の意味をどのように受けとめるかという質問でございます。

公職選挙法第136条において、特定の公務員、すなわち選挙管理委員会の委員、職員、裁判

官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員については、一般選挙に対して権力的立場にあるということから、選挙運動が禁止されてございます。また、同法136条の2において、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止が指定されてございます。それには、1、国もしくは地方公共団体の公務員または特定独立行政法人もしくは特定地方独立行政法人の役員もしくは職員、また沖縄振興開発金融公庫の役員または職員のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができないと規定されてございます。

詳しい行為は、1番、公職の候補者の推薦に関与し、もしくは関与することを援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。2番、投票の周旋勧誘、演説会の開催などの企画に関与し、実施について指示もしくは指導をし、または他人をしてこれらの行為をさせること。3番、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、後援会の構成員になることを勧誘し、もしくはこれらの行為を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせないこと。4番目、新聞機関その他の刊行物に発行をし、文書図画を掲示し、もしくは頒布し、もしくはこれらの行為を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。5番目、候補者を推薦し、または指示、約束したものに對し、その代償として、その職務の執行に当たり利益を供与することとなっております。しかしながら、いずれの事項につきましても、その地位を利用してということが大前提であることは申すまでもございません。

御質問にありますその地位を利用してという判断についてですが、法令の解釈では、その地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力、または利益を利用するという意味でございまして、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいうものとなっております。具体的には、ある権限を有する公務員が関係団体者に、その権限に基づく影響力を利用すること、公務員内部で上司が部下に投票を依頼すること、窓口や戸別を訪れた公務員が職務に関連して住民に働きかけることなどがございまして、推薦状に名前を書くなどは地位利用とは言わないと解釈されてございます。また、一般職の地方公務員は地方公務員法において政治活動が制限されておることはもちろん、非常勤特別職においても当然地位利用については利用されるものでございます。公務員という立場は地域住民に与える影響力が大きいと思われるということや、また、その地位を利用して行う運動は選挙の自由公正を害することが著しいというようなことから、このような条文が規定されているものと思います。そのため、公務員等についてその立場、影響力をかんがみ、選挙運動に当たっては慎重な行動を望むものでございます。

しかしながら、仮に地位利用のおそれがある場合でも、選挙管理委員会の立場として権限以上の行為にならないよう慎重に対処する必要があると考えております。委員会としましては判例に

示されている具体的事項をもとに慎重審議し、判断し、適正に対処する必要があると考えております。

さきに述べましたように、選挙管理委員会は公正で適正な選挙の管理施行を目的としております。そういった意味からも、地位利用による不正な行為が行われぬよう十分に啓発をし、適正に対処していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 基本的な答弁をいただきましたので、再質問をしたいと思っておりますので、どうぞ答弁の方をよろしくお願いします。

まず、消費税についてなんですが、私も9月議会で質問をいたしました。そのときは、いわゆるどういふんですか、消費を回転させるというんですか、例えば商売人の立場とかそういうところではどうなったのかということ、それでそのことが町民に対してどういう影響を与えたのでしょうかという、そういう論点で聞きました。そのときは言われたのは、町長の答弁であったのは累進性ですね、逆累進性になるということ、このことは認識するということがあったんです。ただ、国にこれを中止を求めるということは、なかなかそういうことはできないということだったんです。

今回は先ほど選挙のさなかなんで、こういうことに対する答弁については影響があるかどうかはわかりませんが、差し控えたいがどうかということがあったんですけど、私は、国の大きな今のこれからの今後の国を進路を問う選挙の中では、やはり地方議会でも明らかにこれを議論するということが当然だというぐあいに思っております。

今回は、私はこの消費税によって所得、いわゆる町民に対して今度は受ける場合、そのお金がどう利用されるか、そのことについて深めたいというぐあいに思って取り組んだわけです。私は今までも一般質問の中で同僚議員もありましたし、私も質問したんですが、その中で町の今の現状の世帯の所得についてを聞きますと、いわゆる200万円以下、あるいは150万円以下、もっとひどいのは年金生活そのものの人は100万にも満たないというような世帯もあるわけなんです。そういう中でいいますと、今の5%できゅうきゅうの生活をされている人が、これが将来10%になってということは、町民の暮らしに対しては非常に大きな影響があると思うんです。そういう中で、町政を預かるトップとして、このようなことの影響について、一体どう考えておられるのか、非常に暮らしが大変な状況に陥るといふぐあいになると思っておりますが、その点についてまずお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。消費税につきましては、本当に広く薄くということでございますが、所得の低い人にも、はっきり言えば子供にもこれは消費税がかかってくるということですから、逆累進性が非常に強いと、そういう意味で問題があるという、そういうことも指摘されておりまして、私もそのように認識をいたしております。

先ほど来申し上げておりますように、直接税、あるいは間接税だとか、応能負担、応益負担、さまざまな観点からバランスのよい課税というものが必要ではないかと、応能で課題となる部分は応益でカバーするとか、あるいは直接税でカバーする、間接税でカバーする、さまざまなことによって公平で公正な税制というものをつくっていかねばいけないと、このように思っているわけです。

そういう中で、やっぱり我が国の現在の財政状況や、あるいは消費税率が低いと、これはいいことなんですけれども、他の欧米先進諸国などから比べれば10ポイント以上低いわけでありまして。そういうことから、いささかバランスを欠いた税制になっているというように思うわけでありまして。そういうことで、私は今回の三党合意でようやく、長い間の懸案で、ようやく決着をしたこの消費増税というものは、これは町長としては受けとめていかざるを得んと、このように思っているところであります。

政府の方でも、低所得者に対する給付金というようなものも同時に考えておるということも同時に言っておられますので、結局、逆累進性に着目した施策というものを打ち出したいというように言っておられるわけでありましてから、私はそういう低所得者に対する配慮もきちんとしながら、この消費税法というものを、あんまり賛成ではないわけなんですけれども、やむを得ない施策だというように考えているところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長はやむを得ないという答弁だったんですけども、私は税と社会保障の制度の一体改革ということがあるんですよ。私は社会保障制度というのはそもそもどういふものかということをいろいろ書物なんか見るんですけども、いわゆる社会保障というのは、所得の低い人が一人前というか、語弊がありますけれども、生活を何とか成り立たせるために支給を受けるという、給付を受けるというのが、これが社会保障制度の一番の原点だと思うんです。ところが、先ほどもおっしゃいましたように、所得の低い人、また子供、いわゆる所得のない人まで容赦なくそのことがかかるということ、このことは非常に大変な状況であって、暮らしが本当に破壊するということが私は非常に危惧するわけなんです。先ほど町長がおっしゃいましたように、応能負担、これが税の原則なんだけれども、応益負担のこともバランスよくということ

言われたんですけども、しかし、応益負担の場合、私もこのたびは外れましたけども、公益の分ですね、介護保険の、この中でもいろいろ聞いてみますと、いわゆる応益の部分、いわゆる負担する部分の中で非常に遠慮しがちにやっておられるというのが、そういう状況なんですよ。そういうことを考えれば、本当にこの消費税というのを増税というのは、非常に大きな生活破壊を生むと、大きな要因になるというぐあいに考えます。

そこで、私は生存権の保障ってということなんですけども、推進法がこのたび出されたんですけども、その推進法を見ますと、こういうぐあいにやっていますね。給付水準の適正化を含む生活保護基準の見直し、このことが明文化されておまして、これを受けて、基準について、社会保障分野も聖域としないと、いわゆるここに手をつけたらいけないということをやったんですけども、そうじゃないと。これも聖域とせずに、生活保護の見直しを初めとする合理化あるいは効率化に最大限に取り組むということなんです。つまり、憲法25条でちゃんと健康で文化的な最低限度の生活を営む、これが一番の基準にされているんですけども、その中でも最大限にそういう踏み込んでいくということなんです。極力圧力の圧縮に努めること、このことをやるということなんです。

生活保護基準は、憲法25条が保障する先ほど言いました健康で文化的な最低限度の生活を、このことは基準になっているわけですが、このことをやられますと、生活保護の基準が下がりますと最低賃金の引き下げが目標額が下回って、労働者の労働条件にも大きな影響を及ぼす。つまり、国民生活の全体にかかわってくるという状況になるんです。今のこれだけ税額が落ち込んだ理由は何かというと、結局不安定雇用で所得は上がらない、だから経済の回りが悪くなる、お金の回りが悪くなるから結局国の税収も減るということなんです。このことをやられますと、ますます大変な状況が起こると思うんですよ。私はこの推進法の踏み込んだやり方について、ちょっとどのように、生活保護基準が下がるということになればどういうことになるかっていうことを、どう考えておられるでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。生活保護基準を下げるということについては、私は反対でございます。先ほども申し上げましたように、社会保障制度というのは弱者のためだけあるわけではないわけでありまして。これは国民すべてのために社会保障制度は機能しておると、このように思っております。亀尾議員は生活弱者のためだけということをおっしゃいましたけれども、そうではない。国そのものを支える、国民すべてを支えるのが社会保障制度という私は認識であります。

その社会保障制度が何にもせんでも毎年1兆円ずつふえていくというのが政府の説明であります。経費がかかるわけですね。それをほんならどこにだれに求めるのかということだろうと思います。ほかの、よくおっしゃいますように、国防費を削ってとかいうのをおっしゃいますけども、これは国でやってもらわにゃいけんわけですね。これは国政の問題でありまして、私どもが考えますのは、今のほかの経費がそのままなら、自然増の部分にちゃんと手当てをしていきまないと、どんどん借金ばかり膨らんで、子供や孫にツケを回すだけになる、このように思うわけです。

今回の2014年の4月から消費税率が8%にアップになるわけですが、このうち地方交付税や地方消費税で地方に回るものが3.1%ございます。それから、2015年の10月から10%にアップになるわけですが、地方分が3.72%予定されております。結局、地方のいわゆる福祉分ですね、こういうことに使ってほしい、使わなければいけんということで、地方分としてそのようになっております。したがって、地方財政にもいい影響を与えるわけです。したがって、町長としては、個人的には大嫌いですが、町長としてはこれは受け入れざるを得んだろうなというのが私の偽らざる気持ちでございます。

それから、憲法25条の生存権の問題なんですけれども、これはもう当然確保されるべきでありまして、そういうことを言っているのではないというように思っております。

それから、経済の落ち込みのことをおっしゃいましたけれども、経済が芳しくなければ、これの実施、施行を見合わせるというようになっていっていると思います。ですから、一定の経済の状況、公共の状況を判断してこれを具体的に施行していくということだろうと思います。おっしゃるように、デフレスパイラルといいましょうか、消費増税が消費を落ち込ませて国内経済を減速させ、そして消費を落ち込ませ、結局財政が縮小していくというような中では、消費税の増税をすれば命取りになるというようなことも一方言われておりまして、その判断ですね、その判断は今後の国政の中で御判断なさるだろうと思っておりますが、ですから、おっしゃることの意味は私もよく理解できます。そういう御心配があるということは私も心配をしているわけでございます。そういうことで答弁します。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど町長、誤解を招くような話を私もしたことがあったかもしれませんが。いわゆる低所得者、低所得者と言って、そこにスポット当てたものですから。確かに社会保障費というのは、医療だとか年金だとか、別に所得の高い低い、そういう関係なくあることは事実なんですけれども、ただ、私思うのは、南部町全体を見ますと、どうしても所得が平均

から低いわけなんです。そうすると、やっぱり与える影響というのが国全体から見れば非常に南部町にとっては高いというぐあいに思うわけなんです。そのことから、いわゆる低所得者についての話をしたわけなんです。

先ほど町長が、自然増、いわゆる社会保障費が年々上がっていくということなんで、これは上がっていけばやっぱりそれだけの社会保障費というものは予算組むべきなんです、当然ですわね。ところが、実はこれに逆行したことが小泉の構造改革でやられたわけなんです。年間2,200億円、これを公費負担をどんどん減らしていったということ、このことから、いわゆる私らが受ける、末端に対する影響が非常にやっぱり大きい。年金は下がりますし、それから医療費だってなかなか思うようにいかないというようなこと。それから介護保険料だって、やはり国がもっと手だてをすれば負担も軽減できると思うんですけど、結局2,200億円も毎年毎年下げていくという、そういうやり方があったために、このひずみが起こったというぐあいに思うんです。

ここに私も文章があって見たんですけども、厚生労働省の試算では、社会保障費の給付の総額は年間およそ100兆円、そのうち約40兆円が公費負担です。この40兆円をすべて消費税に置きかえると、消費税率は16%必要ということになる。これに地方の財源で行われている独自の福祉サービスを、いわゆる自治体単独の事業ですね、消費税の財源で賄うということになれば、ここまで消費税率を引き上げられるということ。問題は消費税の税率だけではないということです。公費負担の40兆円は所得税、法人税、消費税など賄われてきました。この財源を消費税に絞り込むことですから、所得税の法人税からの負担は数十兆円の単位で浮くことになります。これが6月26日、一体改革関連法案が衆議院を通過した途端に民主、自民、公明の各党が大型国土計画などと称して大型の公共事業の政策を打ち出したという理由になるわけなんです。

私はここで言うんですけども、いつも財源をそんならどうするのかということをおっしゃるし、町長もどっからかでもお金を出さんと、わいてくるわけじゃないです。

私はここで応能負担のことについてなんですけども、税金は所得に応じて負担する応能負担が一番の道理に合ったことだっていうことなんです。財源は大型公共事業や軍事費などの歳出のむだを一扫することです。軍事費をゼロにせえとは言いませんが、結局アメリカから武器を、なかなか使いこなせない戦車を買ったりするような、そういうことをむだを一扫すること。それから、特に大きいのは優遇されてきた富裕層と大企業に応分の税負担をすることです。例えていいますと、庶民の貯金利息は20%なんです。ところが株で何億円をもうけても10%しかありません。本来はこれも20%だったんです。また、高額所得者が1億円を超えると負担率が逆に下がりますよ、こういうことをやるということ。それから、大企業は研究開発減税や連結納税制度など

の優遇を受けておって、上位300社の法人税の負担率は、平均34%に対して、大企業では、例えていうと三菱商事は12%、あるいはソニーは13%、非常に低くなっているということなんです。いろんな理由をつけて政府は研究開発と、いや、何だともいうことでやっているんですけども、こういうことをやって、結局は消費税頼りにするという、いわゆる大きなもうけをしてる人からは、その人たちが生活に食い込まれるようなことまでやれとは言いませんが、しかし、一定の条件の中ではやるべきだと思うんです。大企業がため込んでいるお金は230兆円と言われておるです。国の予算よりはるか何倍も多いようなことをため込んでいる。これを無料で吐き出せとは言いませんが、労働者の賃金を上げるだとか、あるいはほかのことに利用する、そういうことをやれば消費税に頼らなくてもできるというぐあいに私は思っている。それから私が所属する日本共産党もそういうぐあいに思っておるんですよ。

だから、私はこの低所得者が多い南部町にとっては、このことについてはトップとしてはやはりそういう認識を持って、国に考え直すべきでないかということ声を上げるべきだと思うんですが、再度お伺いしますが、どうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。人口減少社会、それから高齢化社会というような時代になりまして、国力の低下といましようか、経済力の低下というのが顕著になってまいっております。これから先、日本が、我が国が何で食っていくのかということがあろうと思います。どのように国の富を増して、あるいは維持して国民の暮らしを支えていくのかということがあろうと思います。それには、当然先ほどいろいろおっしゃいました税制の問題、やっぱり簡素で公平性により一層富んだ税制の確立というようなこともありますし、もちろん大企業、富裕層といったところの税制改革も必要だろうというように、私もそのようには思うわけですが、これはここで議論することではないと思います。これは国政でその辺はしっかりやっていただかなければいけないということだろうと思います。

私が一番言いたいことは、町長の立場としては南部町の財政にプラスになるのかならないのかということですよ。南部町の財政にプラスになれば、その財政をもって町民の暮らしを守ることができるわけです。南部町の財政が立ち行かなくなったときには、苦しいとか何とか言っておられる状況ではもうなくなります。南部町の福祉のまちづくりの基盤というものは一挙に崩れていくわけです。夕張でもう実験済みであります。したがって、南部町の財政をまず町長としては確かなものとして、町民の暮らしを支えていくというのがベースでございます。

南部町の財政を、じゃあ、豊かにするのはどういうことなのかということ、結局今回の地方分と

して、先ほど申し上げました8%アップになっても3.1%は南部町に入るわけですが、入る。これを住民の皆さんの暮らしの支えに使っていくということだろうというように考えているわけです。そういう地方にも配慮をして、地方六団体も相当きついことを言って国と交渉して、8%上がったときの取り分ですね、国と地方の取り分をどのようにするのかということも相当厳しくやって、いろいろ積み上げました。福祉のさまざまな施策の中で独自、単独費というようなものを持ち出して、このようにして国の大きなネットワークの目を自治体でさらに小さいものにするように努力しておるといようなことを訴えて、ようやく3.1になったわけです。したがって、数字でいうと、パーセントでいうと大したことありませんけれども、消費税が10%になりますと13.5兆円という大きな金額であります。莫大な金額、13.5兆円が10%の対応した金額だそうであります。このうちの3.72%ですから、本当に大きな金額が地方財政に回ってくるわけです。

そういうことから、私はこれに反対しにくいと、町長としては。個人としては賛成ではないわけですが、ない方がいいわけですが、反対しにくいということでございます。

繰り返しになりますけれども、住民の皆さんの暮らしを直接支えるのは市町村でありますから、まず国家の財政をしっかりといただいて、市町村が財政的に住民の皆さん方の暮らしを支えているわけですから、その財政をしっかりといただくような施策というものを国にはとっていただくといけんというように思っております。答えになったかならんのかわかりませんが、そういう思いを持っているところです。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 消費税の問題についてはこれが最後にしたいと思うんですけども、私は、確かに町長、町運営する責任者としてはこの自治体にお金がかかること、このことが、一定のお金がないとやっぱり町政の推進が難しいということは私もわかります。ただ、国の法律で地方交付税で財政基準額ということでやっぱりなっているわけなんです。それでやっぱり国がお金がなかったらそれだけ減るわけなんです。消費税ができれば3.1%ですか、来るということなんですけど、私は、国からお金が余計来るということはそれは消費税取るんだからわかるんですけども、ただ、南部町の今の懐の実態とすれば、マイナス面とプラス面を考えた場合、マイナス面の値の方が多いと思うんです。だから、そういう点からいけば、ぜひ国の方へ考え直せということをお願いしたいというぐあいに思っております。これは言ってもまた繰り返しになると思いますので、これは私は機会があったらやっぱり要望していただきたい。このことを要望して、消費税の問題については終わります。

次に、今度は選挙問題についてお聞きします。

先ほど選挙管理委員長からる説明がございました。まず最初に、町長の答弁で、いわゆる選挙があって非常によかったと、自分がこれまで8年間ですか、やってこられた中の政策が評価されたんだというぐあいに真摯に受けとめるということと言われて、ああ、なるほどそうだろうなと。民主主義の原則といいますか基本は、たとえ賛成多数であっても反対意見もそれを尊重して一定の反映をそこは心がけていくということであろうと思いますので、この答弁で、町長は真摯に受けとめるということなんで、これについてそれ以上のことは言いません。

今度は選挙管理委員会の方でお聞きするんですけども、実は10月の6日に選挙管理委員会が緊急に開催された会議録を公開情報でとって見たんですけど、この中で見ますと、実はチラシがポスティングされたということですね。これについてのの中身について、こういうくだりがありますね、これを見ますと。こういうぐあいに載っております。このことについて、丸山委員長と事務局のペーパーなんですけども、事務局の説明で丸山委員長と電話相談して議会での公職選挙法の遵守について決議されたので、足立議長にクリーン政治をしてもらおう、お願いすることになったという、こういうくだりがありますね。私は、選挙管理委員さんは4名いますね、これを、ただ委員長と事務局、局長だと思うんですが、これを電話で相談して、しかも足立議長にお願いする電話というのは、これどういうことなんでしょうか。私は合議だと思うんですけどね、委員会を開いて、こんなことできるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長の加藤です。先ほど電話で相談したと言われましたが、これは委員会を開いておりますので、電話で相談した結果ではございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これは委員会の中でなんですか。でも、ここにこうありますよ、丸山委員長と相談しということなんです。電話で相談しと。丸山委員長と電話で相談しということになっているんですが、これは会議中にやっぱり電話、その会議の中で電話でやりとりされるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長、加藤です。その議事録を読まさせていただきますと、丸山委員長と相談し、緊急の選挙管理委員会を開催することになった。選挙管理委員会を開催するということを電話で相談していただいたわけですから、よろしいで

すか。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうですね、でも、これおかしいですね、だれが読んでもおかしいですよ、いいですか、こういうことですよ、丸山委員長と電話相談し、議会で公職選挙法の遵守について決議されたのでということ、くだりがあるんですが、これ、委員会は開いとるなんて一つも書いてありませんよ。もう一度答弁お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 休憩します。どうしようか、時間とろうか。

そうしますと、40分まで休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時41分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長、加藤です。先ほど亀尾議員から御質問ありましたところ、ちょっと私が場所を違えて読んでおったようでございます。もうちょっと前に、あすの折り込みはないとのことだったので、丸山委員長と電話相談しということでしたね、こういうくだりですかね。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうそう。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） これは事前に、まずこの前段でございますが、チラシを新聞折り込みしたいという申し出があったということでございます。そのチラシの内容が今回の選挙の中で皆様方に最初からお願いいたしました3原則ですね、事前運動に当たるかどうかという、違法性があるかどうかというお話ししたんですが、そこでの事前運動のことにこれは該当する可能性がありますよということは慎んでくださいと申し上げておりましたものですが、それに照らし合わせますとそれに当たるんじゃないかということで、うちの方は受けたときに、これが結局当たるんじゃないかと、配ってもいいかという照会があったもんですから、それは答えられませんと、選管の方に聞いてみますからしばし待ってくださいということを言いました。それで、その中で、その後すぐ取り下げられたんですけども、実際にそのものが夕方に配布をされていたということでございます。そのことがありましたので、かなり時間も遅くなっていたわけですが、選挙管理委員会を開くまでもなく、ちょっと委員長と相談させていただきまして、そういう申し合わせが過去に議会の方であったわけですから、明るい選挙をしようというのがあ

ったわけですから、それについて議長の方から一言言ってもらえないだろうかということで電話させてもらったものでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど今答弁なんですけど、私は問題がありますよ。というのは、選挙管理委員会という一つの機関の声として、意見として足立議長に言うこと、伝えたということとは、これはやっぱり選管としての成り立たない状況ではないでしょうか、合議でやるんだということをおっしゃったんだから。

それと、もう1点は、議会で遵守するというにしたことなんだけど、足立議長に言うんだなくて、もし立候補されるとか、議員に、あるのであれば、直接選管の方から聞いて、こういう動きがあったらいけないのということであらうか、どう思いますか。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長、加藤でございます。まず、合議ということですが、確かに合議制ではございますが、選管につきましては、専決事項もあります。委員長専決処分等もあります。ただ、専決処分にこれを該当させるかどうかという話は別でございますけども、緊急やむを得ない場合、違反等認めた場合は委員長の緊急でそれを専決処分することも規定の方にうたっております。ただ、今回の場合はそういう形ではなくて、あくまで皆さんがそういう格好で明るい選挙をしようということでされておったわけですから、議会の議決であったわけですから、一応私たちの方は議長さんの方にお伝えしておいたと、お願いできたらということをお願いしたものです。ですから、議長さんに必ず言ってくださいということをお引にお願いしたわけでもございませんし、そういうことがあってはやっぱり今までの議決というものもあったんだらうから、この辺は議長さんの方からお話しできないだろうかというお願いをしたということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度このことについて言いますけども、これは議長に任せるというのは選挙管理委員会の体をなしてない。直接選挙管理委員会の責任を持って、そういうことに議員がそういう議決したんでありますからということを議員に伝えるのが当たり前じゃないですか、そのことをまず指摘しておきます。

それから、選挙管理委員会の議事録、開かれた中でこういうことになってますね。丸山委員長が足立議長との電話の結果ということの問いに対して、事務局の方からなかなか話をしてもらえ

なかつただろうということで、あす、つまり6日ですから7日の日だと思っただけですが、あす町長とも相談してみるとということだった、その結果は聞いてみないということなんですか、これ何でそういうことをどんどんどんどん広がっていくわけですか、そういうことについて再度聞きます。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選管事務局長の加藤です。ここに書いております、なかなか話をしても聞いてもらえないだろうというのは、そういうことありません。議長さんの方がやっぱり多分話をしても聞いてもらえんだろうということで、町長に話をしてみるとということ言われたらしいですが、これはあくまで言われただけの話であって、これについて町長の答弁を求めたわけでもございませんし、町長の方に言ってほしいということ言ったことでもありません。ですから、ここは足立議長さんがそういうことを今までずっとやってきたんだけど、過去の経過からいって、やっぱりそこまでなっていないんじゃないかということで、そう思われたということでございます。

それから、先ほど直接言うべきだという話がありました。これは今回、この後でございますけれども、ここに議事録にはこの分では載ってませんが、後から行かせてもらうことになりまして、実際に行っております。責任者の方に電話をかけたんですけども、電話も使われていないという電話で、公報に書いてあった電話番号にしても電話は使われてませんという言い方です。ですから、本当にこの人はここにいるんだろうかと思いました。ただ、人がわかりますので、その方のおうちに行かせてもらいましたが留守でございまして、3回ほど行かせてもらったんですが留守でした。それで、その後日ですね、また後になります、行かせてもらいまして、こういうことについて、住民の方が疑義を持たれるということであれば、それはやっぱり慎んでいただきたいということを言いました。前回のこともありましたから、うちが警告をするとか、判決を下すものではありません、選挙管理委員会は。ただ、明るい選挙をしてもらって、公正な選挙をもらうということの立場から、やはりその運動はしていかないけんと思っております。それは相手に対するお知らせかもしれませんし、お願いかもしれませんけども、少なくとも住民の方が疑義を持たれるような行動は厳に慎んでいただきたいということを話をさせてもらったものでございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私はこれについては、こういうやり方については非常におかしいやり方だということを指摘しております。あくまでもどういう状況であろうとも、選挙管理委員会をきちんと開いて合議の上で決定したことを正しく伝える、このことをやっていくということ

を指摘しておきます。

次に、公務員の地位利用、このことについてお聞きします。

9月14日に立候補予定者の事前説明会があったんです。これの席で社会教育協議会会長と、それから伯耆の国の職員が予定候補者の代理で参加していたわけなんですけど、このことについての地位利用について抵触することはないんだろうかということなんですけど、このことについてどうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長、加藤でございます。地位利用につきましては、先ほども述べましたように非常勤の特別職というのはその対象にはなりませんが、それをじゃあどういう格好で動いたからということだと思えます。その職にあるだけではなれないと思っております。これは、その立場を利用してそこで選挙の働きかけをすることになれば、それは地位利用として扱われるものであると思えます。ですから、説明会に来られて説明会で聞いて帰られた、このことが地位利用になるとは思っておりません。その中で、例えば帰られて、今の振興協議会という話がありましたが、その中で住民の方に振興協議会を開く中でやっていくとか、あるいはその責任者になるとか、配布の文書の責任者になるとか、事務局の、選対の委員長になるとか、そうなってきたら別だと思えますが、そうでない以上は、ただ説明会に出られたからといって地位利用になるとは考えておりません。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど選管の委員長から職務上のことで影響のことも考えなければいけないというような、そういう答弁だったと思うんですよ。社協の会長というのは、私はこういうことについて社会福祉協議会というその団体、組織はどういうものであるかということを考えてみる必要があると思うんですよ。これは非常に公的なことであると思えますよ。例えて言うと、町内の各世帯から会費を集めておりますね、いわゆる会費、世帯の、ということ、それから赤十字活動、このようなことも行っておりますし、しかも町から運営補助金、この中には人件費だとか事務費も出ているわけですね、そういう状況の長がですよ、トップが説明会に代理で来るということについては、非常に問題があると思うんです。

もう1点は、逆の方向から見ますと、それを依頼したものでしょうか……。

○議長（青砥日出夫君） 残り時間がありませんので、まとめてください。

○議員（12番 亀尾 共三君） その人がということをおね、私はその代理を依頼した人、その人が、あえて名前を言いますが、坂本氏の代理で来ておられたんですよ。それを本人が率先して行かれ

たのか、あるいは坂本氏がこれを依頼されたのか、その点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 先ほど社会福祉協議会ということがありましたが、先ほど申しましたように、その役職にある、確かに町全体の中での一つの大きな団体でございます。いろんな福祉関係を扱っているということございますけども、その団体の長であるということだけで説明会へ出たということで地位利用にはならないと思っております。あくまで地位利用というのは職務の立場を利用してという話になりますし、公職選挙法で、いったら特定の公務員とかそういうのを扱っておりますので、その面からいっても該当にならないと思っております。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長。

○議長（青砥日出夫君） 何でそんなこと答える。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。

○議長（青砥日出夫君） わからんわい。何で来ちょうなのかは。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長にお聞きします。依頼されたのか、それとも本人が率先して勝手に出られたのかどうなのか、その点について。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私の代理人として行きていただいたということで、これは私の方から依頼したというぐあいに考えていただいても結構だと思いますが、これは社会福祉協議会の会長に依頼したのではなくて、個人にお願いしたというぐあいに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） たまたまという言い方をされるかもしれませんが、私は町のトップとして町に一定のそういう大きな団体のトップである人に対して、それを個人的にお願いしたということについては、どういうんですか、法の上にどう判断されたかわかりませんが、いわゆる倫理の問題とすれば当然に大きなやっぱり責任あることではないかと思うんですよ。その点について再度お聞きするんですが、そういうことについての倫理上の問題についての考え方というのはお持ちではなかったわけですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は個人の政治的な活動とか政治的な判断というよ

うなことは、これは個人的になされるものでありまして、何らそういうことについて、あんたはあれをこういふことなのでだめだというような関係のないようなことを持ってきて、お断りをすとか、排除するというようなことではないと思います。これは好きだとか嫌いだとかいろいろありますけれども、政治的な政治信条というんでしょうか、そういうことで支援をしていただければ、これはどなたでも支援をしていただいているのではないかと思っておりますし、それから、政治的に支援をしないので、排除するということにもこれはならないわけであります。町長としてはやっぱり公平無私で対応していくと、支援をしていただく方にはどなたでも支援をしていただきたいと思っておりますし、またその支援をしないということにおいて差別をつけたような、町政を進めていく上でそういうことがあってはならないと、このように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 残りの時間がもうありませんので、指摘しておきたいのは、選管のやり方については原則を守ってやっていただくこと。

それから、一つは倫理の問題も十分考えて選挙の運動活動というものをやるべきであるということをお指摘しておきます。選挙は民主主義の根本ですから、フェアにやって法律に基づいた範囲内で活動するということをやすべきであって、しかも一部の人に相談をするというようなことについては今後あってはならないということ、このことを指摘して私の質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長です。先ほど亀尾議員言われましたが、選挙は当然公正公平を保ってきちんとやらないけん、これは選挙管理委員会、先ほど答弁に申しましたように十分そのこと心がけてやってるつもりでございます。ですから、反対に言えば、そういう疑義が起きないように明るい選挙をしていただきたいというのが私たちの気持ちでございます。いろいろと解釈とかそういうことあろうとは思いますが、あくまで皆さんが、住民だれもが何もなしにそういうことを意見を出されずに、問題ないとか、そういうことが電話がかかってこないような選挙活動をしていただきたいと私たちは切に願っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで昼休憩といたしますが、再開は1時ちょうどです。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

午前中に引き続いて一般質問を行います。

1 1 番、秦伊知郎君の質問を許します。

1 1 番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 1 1 番、秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告どおり2項目3点について質問させていただきます。

最初に、10月14日に行われました町議会議員の選挙、大変お世話になりました。ありがとうございます。今後4年間、全力で努力したいというふうに思っています。どうかよろしく願います。

それでは、質問に移らせていただきます。このたびの町長選挙で示されたマニフェストの中から質問させていただきます。住民参画で持続する町と地域のまちづくり、この中で県条例との関連で自治基本条例策定についての検討とあります。自治基本条例は住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法とも最高規範とも言われています。条例は、地域課題への対応やまちづくりをだれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例とされています。多くの自治体では情報の共有や市民参加、協働など自治の基本原則、自治を担う住民、首長、議会、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への住民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めています。

また、自治基本条例は自治体の最高規範であり、それぞれの自治体にとって基本となる事項を重点的に示すべきである。その前提として、地方自治体の主権者はあくまで住民であり、二元代表制と言われる議会、これは議決機関であります、首長、行政機関は住民の信任の上に成り立っていることが十分に理解されなければならない。そして住民自治の観点から首長との関係、議会との関係、首長と議会との関係、さらには住民相互間にかかわる基本的な必要事項に絞って規定すべきとの指摘もあります。現在250以上の市町村で条例が策定されています。

今回示されたマニフェストで、自治基本条例の策定について検討するとありますので、次の3点について質問いたします。

1 番目に、自治基本条例とは、2 番目に、県条例との関連とは、3 番目に、過去の答弁から条例策定には消極的な方針とと思っていましたが、今回検討される理由についての説明を求めます。

次に、教育、文化のまちづくりから、古代史ブームを生かして町の活性化を図るとあります。

古事記編さん1300年の年、大国主命ゆかりの史跡、赤猪岩神社を核として、再活の町南部町をPRし、町の活性化を目指し、23、24年度、多くのソフト、ハード事業が企画、実施されてきました。主な事業を上げてみても、1300年準備事業135万円、赤猪岩神社線改良事業8,786万円、吉本新喜劇公演400万円、地域資源活用調査事業311万円、古事記1300年事業1,980万円等であります。駐車場の整備やトイレの設置、同時に設置された売店は地域振興会に管理とのことであります。期間の途中ですので成果の検証は難しいと思いますが、どのような状況なのか説明を求めます。

また、出雲大社周辺を主会場に7月21日から開催されていまして神話博しまねが11月11日に終わりました。114日間の期間中、特設会場には当初目標の40万人を大幅に上回る72万9,262人が来場とのことであります。来年度は出雲大社の遷宮の年です。やはり主役は大国主命であり古事記であり、古代史ブームはまだまだ続くと考えます。町長は赤猪岩神社、清水井、母塚山など古事記ゆかりの地を活用し、町の活性化を継続的に図っていきたいと述べておられます。来年度以降、これらの史跡を活用し、どのような事業が計画されているのか伺います。

次に、4月に行われました全国学力・学習状況調査について伺います。

これは午前中、杉谷議員が質問されました。答弁が重複すると思いますが、よろしく願いいたします。

小学6年生と中学3年生を対象とした調査は2007年度に43年ぶりに復活して、本年度は5回目となります。昨年度は東日本大震災で中止となっております。4月に実施されたテストの分析結果が、会見小学校では学校だよりも、西伯小学校では保護者への通知という形でも公開されています。小学校についてのみ質問させていただきます。

西伯小学校では教科の調査の分析、これはどの教科とも本県及び全国の平均を下回っている。平均正答率が県や全国比で5ポイント前後低く、努力が必要。質問紙調査からは学校の決まりを守る意識がやや薄い。平日の家庭学習の時間が短い。30分に満たない児童が比較的多く、復習をしている児童も少ない。今後に対しては、教科の学習においては、どの学年、学級においても日々の授業をさらに改善し、関心や意欲を高めるとともに、知識や技能の確実な定着を図ります。また、考えたり表現したりする力も伸ばしていきます。学習習慣や生活習慣、これについてはよさをさらに伸ばすとともに、課題となる点について地域や保護者の協力をいただきながら改善に努めていきますとしています。

会見小学校では、国語、算数、理科での知識に関する問題では、全国、県の平均を大きく上回っている。本校児童は基本的な事柄は理解し定着しているが、それを活用する力に課題があると

言える。筋道を立てて考えたり、考えたことを表現したりすることを日々の授業の中で鍛えなければならぬと感じている。家庭学習や規範意識に関する事柄はやや劣っており、家庭の協力を得て改善を目指す。このように述べてあります。

教育委員会としては、両校のテストの結果、分析結果を評価、分析され、学力向上、生活習慣、学習環境の充実に向けた協力、支援を、学校、保護者とともにどのように考え、実施されていけるのかを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、住民参画で持続する町と地域のまちづくりでございます。私のマニフェストの1項目についての御質問だろうと思います。

まず、自治基本条例とはということでございますが、住民自治基本条例につきましては、まちづくりの方向性や住民の権利と責務、議会や市町の義務並びに責任、住民と行政の協働の仕組みなどを定めたものと認識をしております。具体的には、まちづくりや地域課題への対応について、それぞれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかということについて、自治体の仕組みの基本ルールを定めるものであると思います。

鳥取県内におきましては、現時点で自治基本条例に該当する条例を制定しておられますのは、鳥取市、米子市、北栄町、日吉津村の4市町村でございます。また八頭町におきましては、このたびの12月議会に条例制定の議案を上程する予定であると伺っております。

さて、本町に目を転じてみたいと思います。御承知のとおり本町では、南部町地域振興区の設置などに関する条例を定めまして、地域振興協議会を基盤とする地域づくりの取り組みを進めております。本町の地域振興協議会の取り組みは、自治基本条例の趣旨である、住民が自治の担い手としての責任と役割を自覚し、町民と行政とが協働してまちづくりを進めるものにほかならないと考えております。なぜなら、同条例第1条で「南部町に暮らす住民が、自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民と共に魅力ある地域づくりを行う場として」振興区を設けるとしており、町民と行政との協働によるまちづくりの推進を条例で位置づけているからであります。さらに、本条例には町の責務、町民の責務も定めており、地域振興協議会の取り組みが、つまるところ自治基本条例制定の意義と同様の成果を果たすものであると考えるところでございます。

これらのことから、地域振興協議会の理念と取り組みは、自治基本条例の趣旨と同様、町民の

皆様の自治意識を高め協働のまちづくりを行っていくためのものであり、さらに申し上げれば、地域振興協議会は、自治基本条例の理念を具体化し行動レベルまで発展させたものであると認識をいたしております。このようなことから、本町におきましては、改めて自治基本条例の制定をする必要性がないと従来より答弁をしてきたことは御案内のとおりであります。

次に、県条例との関連とはとの質問でございます。鳥取県におきましては、平井知事の選挙公約を受けて、昨年8月に鳥取県民参画基本条例、これは仮称でございますが、の検討委員会を設置され、これまで10回の会議を開催し条例のあり方について検討を重ねてこられました。そして、本年8月に平井知事に対し検討状況についての報告書を提出され、その中で、既存の県民参画手法の改善策、新たな県民参画制度の創設、住民投票制度についてなどの意見をまとめられたところでございます。また、県議会におきましても、これまで幾度となく条例制定についての質問もなされているところであり、平井知事は、議会と執行部が意見を交わしながら制定に向けて取り組みを進めていきたい旨の答弁をされております。つまり、住民参画に関しまして基本的なスタンスは県と同じわけでありますので、県条例との関連と申しますのは、そのような鳥取県の動向を当然に注視していく必要があり、必要に応じては自治基本条例の制定についても検討していく必要があるのではないかと考えているものでございます。

最後に、条例制定には消極的な方針であったと思うが策定について検討される理由ということでございます。まず、さきに地域振興区の設置条例について述べてまいりましたとおり、本町には自治基本条例と同様、さらに言えば、より具体的な内容を盛り込んだ条例を議決いただき制定しているところで、既に実践のステージに上がっているという認識をしているものでございます。しかしながら、先ほど述べましたとおり鳥取県の条例制定の動きもあり、県条例が制定となれば当然市町村で行わなければならないことなどもあろう、このように思うわけでありまして、その動きを見ながら、必要に応じて策定に向けて検討していく必要があるものと考えているところでございます。

次に、教育、文化のまちづくりでございます。古代史ブームを生かしたまちづくりということで御質問いただきました。南部町は県下有数の古墳密集地で、古来より豊かな文化が栄えた場所だったと言われております。日本最古の歴史書である古事記に登場するオオクニヌシノミコトの再生神話の舞台は現在の南部町寺内地内と言われており、赤猪岩神社にはオオクニヌシノミコトが命を落とした原因となった赤猪岩が封印されていると伝わっております。

ことは古事記が完成してから1300年目の記念の年に当たり、全国各地でさまざまな催しが開催されました。南部町も、先ほど申しました赤猪岩神社のほか、清水川集落にある清水井、

福成地区にある母塚山など、古事記にまつわる伝承がある神話ゆかりの地が存在しますので、「古事記編纂1300年再活の町」南部町をテーマに、複数の課が連携、協力してさまざまな事業をしてまいりました。

そこで23年、24年の主な関連事業の成果についてお答えをいたします。

23年度は、古事記編さん1300年記念イベントとして、南部町に伝わる神話をテーマにしたイラストコンテストを開催しました。これは鳥取県のまんが王国の事業と連携し、漫画、イラストを使用したコンテスト周知ポスターを作成し、幅広い年齢層に古事記に関心を持っていただき、親しみやすい雰囲気の中で事業が展開できました。全国から50点以上の作品応募があり、米子市出身のイラストレーターの方や町内在住の画家の皆様に審査をいただきました。24年度には、この応募作品を米子市の児童文化センターに貸し出し展示をするとともに、町内でも春の桜まつりや秋の生涯学習作品展に展示し、多くの皆様にごらんいただきました。また、コンテストの入賞作品を活用し、古事記ゆかりの地を中心に南部町の観光情報を盛り込んだ新しい観光パンフレットを作成しました。東京にある鳥取県のアンテナショップにも常設していますが、観光パンフレットが品薄となり、先日も再度発送の希望を聞いております。また、町内の企業である鳥取グリコ様の御協力をいただき、南部町のオリジナルのグリコビスケットのお菓子を作成し販売中ですが、このパッケージにもイラストコンテストの入賞作品を使用しております。このほかに、母塚山から見た大山を取り入れた再活のまち南部町のPRポスターの製作などを行い、古事記ゆかりの場所や神話を資源として活用し、南部町からの情報発信に力を入れてまいりました。

また、23年度から、よしもとの芸人であるユウトさんに南部町古事記編さん1300年PR大使に就任していただき、さまざまな場面で南部町のPRに努めてもらいました。ことしの6月には、よしもと新喜劇を西伯小学校の体育館で開催し、南部町に伝わる古事記神話をテーマに演じられた本物の新喜劇を1,400名の皆さんに楽しくごらんいただきました。

同じくことしの6月27日から1週間、板祐生先生の祐生出合いの館に置いて、境港市出身の小灘一紀画伯の絵画展を開催しました。小灘先生は、古事記をテーマにした作品を数多く制作されております。中でも「大国主の再生」という題名の作品は、再生神話の一場面が描かれ、来場者の注目を集めておりました。小灘先生の特別講演も開催され、期間中に約400名の来場者があり、古事記編さん1300年記念にふさわしい絵画展となりました。

また、23年度から取りかかっておりました赤猪岩神社付近の町道拡幅改修工事にあわせ、駐車場スペースの一面に売店とトイレを新設いたしました。現在、南部町観光協会と地元の皆様の連携により、休日のみですが売店を運営されています。来訪者の多くの方が記念になる土産品の

購入を希望されますので、土産品の開発補助金も予算化し、23年度から絵馬やお菓子のパッケージの製作など新たな土産品の商品づくりに活用されました。また、手間山地域振興協議会の企画に地元の皆さんが協力し、古事記をイメージして赤米などの古代米の生産に取り組んでいただき、販売の準備中ということも聞いております。

このほかにも、米子市観光協会と連携したマラニックの開催や、マラソンとピクニックであります、教育委員会が中心に開催したキャンドルナイト、図書館主催の講座において再生神話の絵本の作成など、さまざまなイベントや事業を展開してまいりました。いずれも地域の皆様に参画していただき、御協力をいただいて実現したものであります。事業については、古事記編さん1300年記念のホームページや観光協会のホームページで随時お知らせし、外部への情報発信にも力を入れてきました。このような事業を通じて、各地から来町される皆さんに南部町の神話を知っていただくことで、自分たちのまちの貴重な財産である史跡や歴史に愛着を持つきっかけになったのではないのでしょうか。

次に、来年度以降どのような事業が計画されているかということでございます。古事記編さん1300年という節目の年はことしで一区切りでございますけれども、720年には日本書紀が、733年に出雲風土記が編さんされたと言われております。古代史ブームはこれからも継続するものと思っております。

南部町に伝わる再生神話については、正直、因幡の白ウサギや出雲の国づくり神話の間に隠れ、まだまだ認知度が低いようでございます。さきに触れましたが、年内に図書館の講座において南部町の再生神話の絵本が完成いたします。町内の学校や保育園、公共の施設に設置し、子どもから大人の皆さんにごらんいただき、自分たちの町に伝わる物語に触れていただきたく思います。また、県内の図書館にも配布し、南部町の古事記神話を広く知っていただく機会をつくる計画でございます。若干ですが売店での販売も計画しております。また、出雲大社の大遷宮を控える島根県や、同じく古事記神話が伝わる県内各地との情報共有や連携もより重要であると考えております。

赤猪岩神社を折り返すマラニックというスポーツイベントも全国から100名以上の参加者があり、来年度も米子市や大山町と連携し、古事記ゆかりの町を盛り上げていきたいと思っております。

また、古事記神話をきっかけに来訪者が増加しております母塚山は、そこからの眺望のすばらしさも高い評価をいただいております。駐車場からの大山を臨む景色を写真撮影される方も多く、地元の方々に雑木の伐採などに御理解や御協力をいただいておりますが、来訪者への安全のため、年次計画でカーブミラーの増設や転落防止さくの設置など環境整備が必要と考えております。

さらに、観光で南部町に来られる皆さんから、地元ガイドの依頼もふえてきていると聞いております。個人で興味を持たれて勉強されている町民の方もたくさんおられ、南部町ふるさとガイドの会では、新たなガイド養成講座も開催されております。

このように、古事記や古代史を観光だけでなく生涯教育にも活用し、幅広い年齢層の方に南部町の歴史、文化に興味を持っていただき、町民の皆様には南部町に愛着と誇りを持っていただき、町外のみなさまにはより多く来町していただけるように次年度以降も工夫していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。教育文化のまちづくりにつきましては、教育長の方から答弁申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 秦議員さんの御質問にお答えをしてみたいと思います。

このたびの全国学力・学習状況調査結果につきましては、先ほど杉谷議員さんの御質問に基本的にはお答えいたしましたので、このことを踏まえながら、前回参加結果との比較という観点からお答えをしてみたいと思います。なお、会見第二小学校につきましては対象者が大変わずかでございますので、学力調査の比較の対象からは除かせていただいて答弁をしたいと思います。

まず、小学校におきましては、本調査に参加しました平成19年度から21年度の3カ年間平均値が県平均を下回っていました算数ですが、1つの小学校では4ポイント改善をし、県平均を上回りました。また、もう1校では県平均にまでは届かなかったものの改善をいたしております。一方、国語は応用問題で苦戦をした結果となっております。学校間格差という観点から見ると、国語、算数合わせて約5ポイントの改善が見られます。

中学校におきましては、過去3カ年間平均値と比べ、いずれの教科も苦戦をするという結果となりましたが、学校間格差という観点から見ると、小学校同様約5ポイントの改善が見られております。このことから、学校間格差は改善しつつあるもののさらなる努力が必要であり、そのことが県平均をクリアすることにつながるものと考えております。ただ、今年度結果だけを見ますと県平均をクリアできていないわけでありまして、教育委員会としてもこのことを真摯に受けとめ、引き続き町内学校間の格差是正と県平均を当面の目標の一つとして、学校と一体となって努力をしてみたいと考えております。

次に、質問紙調査について同じように比較をしてみますと、小学校では本に親しむ子供の割合が大幅にふえております。また、コミュニティースクールの成果と思われる行動も、その割合が増加をいたしております。一方、家庭学習については、できていない割合が多くなっております。

中学校におきましては、自己肯定感や自尊感情を持つ子どもが着実にふえていることがうかがえますが、一方では規律ある生活習慣が徐々にではありますが崩れている、そういう傾向にございます。

さて、御質問は、調査結果をもとに指導方法の充実や改善をどのようにしていくのかというお尋ねでございます。これも先ほど杉谷議員さんにお答えしていますので、小・中連携の観点からお答えをさせていただきます。調査結果につきましては、それぞれの学校で分析、課題の明確化、改善のための取り組み等を明らかにすることはもとよりでございますが、このたびは小・中学校の担当者が分析資料を持ち寄り、分析に基づくそれぞれの強みや弱みについて情報交換をいたしました。これは言うまでもなく、小学校6年生の結果をその背景や課題等を含め中学校と共有することにより、中学校への円滑な接続を図っていくことを目的といたしております。このような取り組みを積み重ねていくことが、調査結果を生かした学力の向上、定着につながるものと考えております。

また、学校では、本調査に限らずさまざまな学習状況調査を実施いたしますので、そうした結果も加味しながら、中学校区ごとの授業研究会や中学校区単位で取り組む県教育委員会の事業を活用しながら、小・中連携による学力向上に取り組んでいるところでございます。

質問紙調査に見られる家庭学習の不十分さや規律ある生活の崩れ傾向につきましては、教育委員会としてもPTAの皆様とよく話し合い、何らかの具体的な取り組みをスタートさせたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 自治基本条例について質問させていただきます。

町長のマニフェストの中に、自治基本条例についての検討とありました。当然、いずれかの機会に自治基本条例を町内で策定されるという骨子で質問をつくりましたので、今の御答弁では、地域振興会にかかわります南部町地域振興区の設置に関する条例、これで十分に足りているという御答弁でしたが、私は少し違うような気がいたしております。自治基本条例というのは、その自治体が持つ規範になるべき事柄で、その中の一つとして、同町が抱えています地域振興区の設置に関する条例等があるというふうに認識をしています。つまり、この条例のもとになる住民、議会、行政は一体どうあるべきかという姿が見えてこなければ、具体的な施策というのは成り立っていかないのではないかなど。そういう意味からも、各自治体はその自治体の憲法と言われるような自治基本条例を制定する必要があると。この地域振興区の設置に関する条例に否定をしているものではありませんが、そのバックボーンとなるものがなければならないのではないかな

というふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。バックボーンがなければならないということですが、バックボーンは地方自治法で運営を現になされております。今までも地方自治法で運営がなされてきた、自治基本条例がなければ運営がなされなかったというものではないわけであり、これにかわるものというわけではございませんけれども、要は住民と行政が協働をしてさまざまなことをなし遂げていく、そういういわゆる、もう既に行動の方に入っておると、理念ばかりではなくてアクションに入っておるといってらえ方をしております。それがこの地域振興協議会の条例だというように思っているわけです。したがって、この振興協議会のいないところは、これは地方自治法にのっって行うというのが、バックボーンは地方自治法にのっって行うというのが基本であります。

私も以前から赤井議員さんなどにたびたび質問もいただいてまいりまして、県内の町村長に伺うこともたびたびあったわけですが、結局つくってほとんど機能していないということをおっしゃっておられました。これは市長さんには聞いておりませんが、町村長さんの場合は、つくるはつくったけどその条例に基づいてどうのこうのちゅうやな話はないってということでございますが、我が南部町の場合は、もう既に協働で一緒にいろんなことをやっていたという条例をつくっておるといって意味合いを先ほど申し上げたわけでありまして。

それから県の条例は、いわゆる国、県、町といえば法律、それから県条例、上位法に縛られるわけですが、制約を受ける。県の条例があって、町は全く違ったことをやるということはもうできません。上位法に制約を受けるわけでありまして、したがって、従来は私もそういうもんは今必要ではないのではないかと思っておりましたけれども、具体的に8月でしたか、答申がなされて、県の方にそういう動きがありますから、これは見逃すわけにはいかない。好きだとか嫌いだ言っておられないわけでありまして。県の方でそういう定めがなされれば、南部町でも対応していかなければいけないのではないかと、このように考えまして、そういうことものをせてマニフェストとして発表したわけでありまして。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 地域振興区の設置に関する条例以外は、自治法に準じて行えばいいという認識ですね。確かに上位法に縛られますけど、国も県も同等のポジションにいるというような認識を持っていれば、上位法に必ずしも縛られることはないのではないかなと。町内独自のルールを住民自身が決めてもいいのではないかなと。それはあくまで範疇がありますけど、そう

いう考え方はできないものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私の考え方は、一から十まですべて国や県の定めたとおりにやれと、それからやらなければならないというぐあいに考えているわけではありません。国や県もやっぱり一定の幅があって、その中でいろいろなことをしたりするわけですから、そのように思っているわけですが、やっぱり肝心なところは縛られると思いますよ。いよいよ分かれたときには、どっちを優先するかって言ったら法律が優先しますし、県条例が優先するというように思っているわけです。そういうとらえ方をしております。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 例えば、地域振興協議会というのが自治法違反だという批判もありますね。ところが私はそうではないというふうに思っています。それはなぜかというと、南部町の住民が住民の力でつくった取り決めであるから自治法には違反してないんだと。ですから、その自治体、つまり南部町ですね、南部町がつくったルールの中で許容的な範囲があれば、それで物事ができるのではないかと。その許容範囲を決めるのが自治基本条例ではないかなという、町が持つ自治基本条例ではないかなというふうに考えております。今回町長がマニフェストの中に掲げられました自治基本条例の策定というのは、当然それらのものを指していると私は理解してたんですけど、今、答弁聞いてみると全く違うんで、どうかいなという認識はしてますけど。じゃあ、もう自治基本条例っていうのは、今の地域振興区設置の条例にすべて、それでオーケーなんだというような考え方はですね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういうぐあいに聞こえたら私の言い方が悪かったかもわかりませんが、そうではなくて、アクションの方の、もう既にアクションに踏み出している部分については、この条例で他よりも先駆けておるといふぐあいに思っているわけです。ただ、この規定の中には、例えば住民投票条例とかいうようなものはないわけです、この条例ではですね。そういうものは地方自治法にゆだねられているわけですから、それはそれでいいのではないかと思いますけれども、県の条例で、例えば1万人から1万2,000人ぐらいの町はこういうぐあいにせとか、いろいろそういうことを取り決めしてきたときには、これは対応せざるを得んわけです、対応せざるを得ない。うちは勝手にやりますけんということは私は言えないのではないかと。やっぱりその法律や県条例の定めには南部町も従っていかなければいけない、そういうぐあいに思っております。したがって、そのような条例整備がなされて、機運が一気に高

まってきて、南部町は地域振興区の条例があるので一切もう構わんというようなことを言っ
いけないという気持ちを言っているわけです。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） そうですね、これは22年の9月議会で赤井議員が質問されてい
ます。地域自治組織に地域自治条例ね。そのときに町長の答弁では、第1条、第2条、第3条の
項目は既にやっていると、ですから今、地域自治条例をつくる必要はないと、そういう機運でもな
いというぐあいに御答弁されてました。それを受けて、今回マニフェストに出ておりましたんで、
少し考え方が変わったのかなというような認識をしてました。ただ、先ほど町長が言われました
ように、住民投票に関する項目は確かにこの地域振興区の設置に関する条例にはありません。そ
れと町の責務についてでも、非常に簡単な責務しかないわけでありまして。それらをもう少し加味
したような条例を町としては持つ必要があるのではないかなと。それが自治基本条例だというふ
うに私は思っています。既に施策を実施しているからそのバックボーンになるものは要らないよ
うな認識では私はないのではないかなというふうに考えてますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどから申し上げておりますように、それを全く
必要ないというようなことを言っているわけではございません。ですから、県の条例制定の様子
を見たり、あるいは地域主権の法律の改正、今回も提案させていただいておりますけれども、地
域がさまざまな、例えば道路構造について地域が勝手に、勝手にと言っちゃ間違いですけども、
地域が主体的に考えて決めていくと、こういう一つの大きな流れがあるわけですから、私は振興
区の条例がすべてだなんて思っは絶対おりません。いろいろ御批判もありますし、そういう国
や県の大きな流れの中で変えなければいけないところは変えていくと、そういう機会を見て変えて
いく。それから、変えるのではなくてもっとほかのしっかりした条例が必要なら、これは制定も
しなければいけないと、このように思っはおりますけれども、何といたしまして、そういう柔
軟な発想でいるわけです。決して振興区条例ですべてなんてやなことは思っはおりません。た
だ、アクションがなかなかできんわけです、こういう条例は。理念法で、自治の基本を定める理
念法、理念をこのようにすると高らかにうたい上げておりますけれども、委員会でやっただけで
町民の皆さんに伝わっていかないから、伝播していかないから、結局ほとんどその制度を活用を
した申請や活動などが行われておらんというのが先行自治体の例のようでございます。それより
も、現実にどんどん住民の皆さんと行政との協働の作業を進めて実績をつくっている今の我が町
の条例があるということを言っているわけです。御理解いただきたいと思っはいます。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） はい、わかりました。

町長の方から住民投票についてのお話がありましたが、これについてはどのような認識を持っておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 住民投票には地方自治法の定めがありまして、基本的にはこれによればいいのではないかと考えております。今までの答弁でも何度もお答えしてまいりましたが、例えば今、県は20歳と言っているわけですよ、20歳。ところが日吉津村は18歳になっております。これ、どっちとるんでしょうかね。そういう問題もあります、年齢の問題ですね。それから投票率の問題があります。半分以上ないとふたをあけん、票をあけんとかですね、何%でもとにかくあけて勝った方がやるだとか、もういろんな議論があって、私はなかなかこれ難しい問題だなというように思っております。それから手続の問題ですね。住民の皆さんが有権者の50分の1ですか、そういうものを署名つけて出せばすぐやるのかというような話もありますし、いやいや、それを受けて議会が同意せないと、議会の議決がないと住民投票にはならんのだというような考え方もございます。非常に難しいわけでありまして、そういう難しいことをしっかり整理してやる力が、まんだうちの町にはないのではないかなと考えております。地方自治法にのっとって対応していけばいいのではないかと考えておりますが、先ほど申し上げたように、県条例が制定されれば当然知らん顔はできんという気持ちであります。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 県条例ができればそれに対応したアクションを起こしていきたいということでありますので、自治基本条例につきましては以上で終わります。

続いて、古事記1300年を生かしたまちづくりについてであります。確かに、神話の国島根博ですか、これは78万人ぐらいの人を集めたわけですが、これはメイン会場で。しかしながら、新聞の記事によりますと、周辺の地域にはその効果が及ばなかったというやなコメントもありました。具体的な数字というのは御答弁にならなかったわけですが、大体どのぐらいの方が来られたのかっていうのは、担当課としては把握されてますか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 島根博の方からこちらの南部町の方というようなところの数字はつかまえておりません。しかしながら、赤猪岩神社の売店を設置をいたしまして10月から開店をしてございます。その中でつかまえている数字がございまして、10月、11月の2カ月間

で、800名の方が赤猪岩神社の方においでになったというようなことが事実としてございます。このほかにも母塚山だとかそういうやなところも、町内をめぐられたという方もいらっしゃると思いますが、具体的な数字というものはつかまえておらないというところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 来年度以降、近隣の町村と連携してというようなお話もありましたが、具体的にはどのような形で連携をしようとしておられるのか伺います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。近隣、もちろん島根県との、やはり神話のもとでございますので島根県との連携は当然のことと思っております。このたび、神話博しまねで大きな神話の中のパンフレットの中に赤猪岩神社を掲載していただいておりますので、これらの連携はもちろんでございますが、やはり鳥取県、因幡の白ウサギですね、そういったような鳥取の方からのルート、もっと鳥取県も力を入れていただきたいというふうに思いますので鳥取県との連携、それから西部、神話にまつわります西部地域にそういったいわれのあるところもでございます。米子の粟島神社等ですね、淀江の唐王神社、日南町にもございます。そういう西部地域の連携も含めながら、物語、ストーリーを考えてつくっていくということも必要ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） ガイドの会の方との協力ってというような話もあったんですけど、ガイドの会に対しての支援というのはどういうぐあいに考えておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） ふるさとガイドの会の皆さんには、本当にいろいろな意味で一生懸命になっていただきまして、町の情報発信、ふるさとの誇りというようなものを情報発信していただいておりますので、まことに感謝を申し上げます。私どもでふるさとガイドの会の事務局ということも担当させていただいておりますので、そういうような活動の支援をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、ふるさとガイドの会の皆様で今、地元のガイド養成講座をシリーズで行っていただいております。これは月に1回でございますが10回シリーズ、まだまだ途中でございますけれども、ガイドの会の皆様が講師になっていただいたりして、自分たちのふるさとの歴史や史跡を学びたいというような御希望の方に集まっただきながら、ガイド養成というような

講座をふるさとガイドの皆さんにお世話になっているというところでもございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） この件につきましては以上で終わりにしたいと思います。

最後になりますが、全国学力テストについて再質問したいと思います。杉谷議員の方から大方の質問はなされておりますので、違った点のみで御答弁していただければ結構と思います。

今回、昨年度は中止になりましたので、2年ぶりに学力テストが国公立の小・中学校で行われたわけでありますね。2010年度の全国抽出方式のときに、教育長は次のようにコメントをしておられます。過去3回で課題は掌握できた、データを集めるよりも改善する方が先決というぐあいにコメントをされておられます、覚えておられると思いますが。今回2年ぶりに行われた学力テスト、残念ながら1校につきましては成績の分析結果が全国平均、あるいは県平均よりも低かったわけであります。当然、過去3回の学力テストで問題点はどこにあるか掌握されているにもかかわらず、なかなか成績が上がっていかなかったというのは、子供たちの評価を成績のみで判断するわけではありませんが、成績も一つの判断材料でありますので、その辺はどういう認識を持っておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。秦議員さんがおっしゃいましたとおり、3年前の調査結果にもとづいて、町内の学校に格差があるということにつきまして、教育委員会としてはここをぜひ是正をしていきたいという思いを持ちまして、3年間いろいろな場面で取り組んでまいりました。結果的に十分それがクリアできなかったということは、教育委員会としての取り組みのもう一度見直しを図るべきだというふうに考えておりますが、一つ、各学校におきまして、3年前の調査で、例えば教科ごとの弱い部分の分析はできてたと思うんですけども、その部分を強化をしていながら3年間、今回の実施になったわけですが、そこが十分図られていない一番大きな原因としては、まず考えられるのは、授業の改善がどのようにされてたのかっていうあたりの振り返りをするべきだないかなと思っていますし、学校の責務としては、授業の中で学力を定着していきたいという思いの中で取り組んできていると思っておりますが、それが十分に結果としてクリアできなかったというのは、先ほど言いましたとおり授業の改善のあたりはどうなのかっていうことを、もう一度学校と教育委員会と家庭と三者できちんと振り返りをしながら点検をしていくべきだというふうに思っております。

ただ、確かに結果的には思うような結果にならなかった部分はありますけれども、先ほど教育

長の答弁の中にもありましたとおり、3年前に比べて弱い部分の克服につきましてはそれなりの改善の兆しはできてるといふふうに思っておりますので、ただ単に学校に問題があるとか家庭の問題があるとかっていうことの部分ではなく、町全体としてすべての児童生徒の基礎学力を定着させていくっていうことにつきましては、再度この結果を丁寧に分析していきながら、もう一度弱いところをきちんと洗い出しながら、一つ一つ授業の中の改善を図っていきたい。もう一つは、学力の定着につきましては、学校だけの話ではない部分、当然家庭との連携を図っていくべきだと思っておりますので、そのあたりもPTAとのキャッチボールをしていきながら、家庭でできる部分、学校でしなきゃいけない部分を明確にして、今後とも改善を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 非常に模範的な回答なんですけど、例えば保護者様へと、保護者便りというような形で、国語、算数、理科と結果をコメントされてますね。それで、例えば国語の場合、書くこと、読むことが特に課題です。それから算数の場合には、特に図形、量と測定、数量関係で弱さが見られます。例えば5年生から学習する割合の内容が苦手ですというぐあいに、きちんとしたコメントが出ていますね。これらについてどういうふうに改善していくかというのは、小学校の子供たちはもうすぐ中学校に行くようになりますので中学校と連携して、それは小・中一貫教育の魅力ではないかなというふうに思いますが、できると思いますが、明らかにきちんとした分析がなされてますので、その点についてやはり改善する努力を実際的にやっていかなきゃならないなというふうに思ってますが、その辺のことに關しては、今の答弁ですべてが解決するとは思ってませんので、具体的にどういうぐあいに考えておられるのか、もう少し突っ込んだ御答弁よろしくをお願いします。私は、家庭と、PTAとかと言われますけど、明らかに学校の方にも教え方に問題があるのではないかなというふうな気もいたしておりますが、それにつきましても一緒に御答弁をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。模範的な答弁というふうにおっしゃったんですけども、いい格好しようと思ってるわけじゃございません。基本的に学校が、先ほど議員さんおっしゃったとおり、国語でいいますと読んだり書いたり部分、それから算数でいうと領域、数量関係の部分が弱いっていうことになりますと、やはり授業の中で1時間1時間の授業がどれだけ定着したかっていうことの振り返りが十分できてなかったっていうこともあるんじゃないかなというふうに思っております。ですので、授業を展開する最後の部分

で、本日の授業がどの程度達成できているのか、あるいはどの程度理解できているのかというのを丁寧に一こま一こまずつ振り返っていくという積み上げを今後していくべきじゃないかなというふうに思っておりますし、そういった、要するにもう一つは少人数学級も実施しております。例えば40人学級のときの授業のあり方と、少人数学級で、それが今35人学級ですから、35人の授業の場面と18人の授業の場面になったときに、本当に18人の人数を最大限発揮した授業になっているのかというふうに考えたときに、やり方的には余り35人学級のときと変わってないような授業を展開してもしおられる場合でしたら、それは明らかに効果は薄くなるというふうに考えておりますので、もう一度、少人数学校の中での特性ある授業の改善、一人一人の考え方を引き出す授業でありますとか、読むっていうことに対して意識をした発問でありますとか、そういった、小さなことではあると思いますけども、そういった部分を丁寧な授業構成に取り組んでいくっていうことが、遠回りのようですけども確実に一步一步前に進んでいくんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後そういった形で授業改善を図ってきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。先ほど模範的な回答っていうことがありましたが、少し模範から外れたような回答、私なりの考え方をしてみたいと思っております。

調査結果が出て以降、西部の市町村の教育長で会を持つことがございまして、いろいろ調査結果についての意見交換をしました。各市町村の教育長の実は共通する悩みが、調査結果が出たんだけどでもそれを一生懸命分析をすることに精いっぱい、その後につながらんだがなってっていうことが、お互いの共通をする悩みでありました。ある教育長さんは、分析はそこそこでええけん、ちゃんとすることをせえてっていうやな腹立ち紛れの発言もあったというやな状況がありました。

私も基本的には、要は具体的に、今、課長の方が申しあげましたけれども、そういういろいろな日々の指導の改善だとか、あるいは私は一番大事なことだと思っておりますのは、ここまでしっかり学力を、こういう現状があってこういう課題があって、ここまで絶対高めてやるんだっていう教師の強い思いといいましょうか、意志といいましょうか、そういうものが若干私は欠けているというぐあいに思わざるを得ません。そういう意味で、そのこのところをどう教育委員会からすれば後押しをしたり励ましたり、現場であるいは野口課長の方が具体的に指導をしたり、そのあたりのところを織りまぜながら、そういう基本的には思い、意志、学校としての目標というものを明確にして、努力をしていく集団をやはりつくり上げていくっていうことが大事だろうという

ぐあいには思っています。

そういう意味におきまして、杉谷議員さんの御質問、答弁で少し触れましたけれども、ある意味、いい意味での数値目標みたいなものをきちっと、我々5人の教育委員と共有ができる、何でここを目指すんだというところを相互理解をしながら、私どもも、そして教員も頑張るという体制をつくり上げていきたい、そんな気持ちで、思っているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。非常に言いにくい答弁をしていただきましてありがとうございます。

質問紙調査の方から見ますと、例えば近所の人にあいさつがよくできている、あるいは図書館のために週1回以上図書館に行くとかというような点に関しては、非常に良好な回答が出ています。コミュニティースクールの成果といえはまさにそれになるだろうというふうに思いますが、コミュニティースクールの23年度の事業予算、決算ですね、見てみますと、非常に金額的、予算的には少ないわけでありますね。特に会見第二小学校においては何千円単位です。西伯、会見も3万円ぐらいですか、非常に少ない予算でやっておられて、ある程度の結果は出ておりますが、これについては予算が少ないというような認識は持っておられますか。もっとコミュニティースクールを活発化するならば、もう少し予算をふやしてもいいではないかなというような気がしておりますが、その辺については十分に足っているというふうな御認識でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 予算でございますけれども、基本的には十分であるというぐあいには思っておりません。これは予算があればそれでええというところでもまたないわけでございますので、どういうことをやるがためにどれだけの予算が必要なのかということが基本の部分でありますので、そのあたりのことを大事にしたいと思っております。私自身が、これまで余り予算については、担当の方にも実は指示をしておりません。特に国の事業を上手に使いながら進めていくということで、あんまり予算をどんどん出して頑張ってくださいという戦略をとらなかったというところもございます。

23年度に、御承知のように23年の12月1日付で、一応当初の目標としておりました第二小学校を除く4校の指定が終わって、同じ土俵の上に立ってお互い切磋琢磨しながら学校づくりを進めていくという体制ができましたので、実は25年度については、財源についても改めて会長さん方と相談をしながら検討したいというぐあいには思っています。

ただ、私個人的には、それじゃあこれだけの予算が要るから、ほんなら町でこれだけ出してね

という形の予算でないような形のものを考えようかなと思っております、これについては1月に会長さん方と少し御相談をしたいというぐあいに思っています。いずれにしても、少しコミュニティースクールの予算を充実をさせたいなというぐあいな認識でおるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 予算の件に関しましては財政的なこともあろうかと思しますので、議会としては全力で御支援していただきたい、私個人の意見であります、していきたいというふうに思っています。

最後になりますが、来年度の学力テストの予定がインターネットの中に入っていました。来年は4月に開催されるわけでありましたが、ことしの小学校で行いました理科は外されています。理科は数年に1回ということで外されているわけでありましたが、そのかわり来年度は、保護者の一部に世帯収入や教育費、教育に関する考え方、子供への接し方などについてのアンケート調査を行い、家庭環境と学力の関連を分析するというふうにあります。小・中の5万人の保護者を対象になされるそうでありましたが、当然認識されているというふうに考えておりますので、来年の学力テスト、この保護者の年収や教育に対する考え方のアンケートについてはどういうふうにご検討いただけますか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、秦議員さんがおっしゃったような調査内容が変わるということは認識しております。ただ、そのアンケートにつきまして、24年度までは抽出校と希望校という形で実施しておりました。南部町につきましても、24年度は抽出校プラス希望校で、全部の小・中学校の6年生、中学校3年生が参加しました。来年度の実施につきましては、理科をなくした分、国語、算数ですべての学校が参加することになるので悉皆テスト、調査に変わりましたので、来年度は全国のすべての学校が参加することになります。保護者アンケートにつきましては、こういった形でというのは私はまだつかんでおりません。これが抽出になるのかというあたりは、まだ私も確定しておりませんので、今後そういった情報が入り次第、また私もつかんでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 私が見ましたものには、世帯主の収入や教育費にかける金額というものをするようなことが書いてありました。義務教育に親の年収とか教育にかける費用という

のは、私は必要ではないのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひそういうあれは反対をしていただきたいなという思いでございます。

以上で今回の質問をすべて終わりにしたいと思います。御答弁いろいろとありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で11番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） こんにちは。5番、植田均です。私は、この12月定例会で3点、町長の姿勢を伺います。

第1番目の質問は、原子力発電を即時ゼロにするよう国に求めるよう求めます。

福島第一原子力発電所の事故は、国が収束宣言をしたにもかかわらずその被害は拡大し、多くの被災者の方々が先の見えない苦しみのもとに置かれています。福島県では今、県外への避難者は16万人にも上り、避難先で命を落とす人も少なくありません。放射能による被害は東日本を中心に全国に広がり、ホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地域が各地に出現しています。農業、漁業、林業や観光業を初めあらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いています。

原発事故は、一たび放射性物質が大量に放出されると、その被害が空間的にも時間的にも社会的にも限定なしに広がり続け、人類はそれを防止する手段を持っていません。この異質の危険が1年半以上たった今でも猛威を振るっています。この福島の事故から学ぶべき教訓は、原発即時ゼロの政治決断と考えます。国と中国電力に、島根原発の即時廃炉を求めるよう求めます。

具体的にお尋ねします。1番目、福島第一原発事故について何を教訓とすべきと認識しておられますか伺います。2番目、南部町は、島根原発から30キロ圏に隣接しています。原子力規制庁が公表している避難区域は30キロを想定していますが、地形や風向きを考慮すれば実情に合わないものと考えます。町の避難計画や防災対策をどのようにするお考えか伺います。3番目、島根原発で福島のような事故が起これば、南部町は福島県の飯舘村のような状況になるとこれまで町長は答弁されてきました。現在の飯舘村の状況がどのようになっているのか認識を伺います。4番目、島根原発の敷地に活断層があるという研究があります。島根原発差し止めを求める裁判も審理中です。このような危険が想定される島根原発は即時廃炉にするよう、国と中国電力に求めるべきではないか、御所見を伺います。

大きな2番目の質問は、メガソーラー発電計画です。11月9日の議会全員協議会で、町長は、

町直営でメガソーラー発電の基本構想を説明されました。鳥取県が推進する県内電力のすべてを、2020年までに再生可能エネルギーに転換する計画の一助にしたいとの説明でした。本町にしては巨額な税金を使う事業であり、十分な検討と町民に対し説明責任が求められます。

具体的にお尋ねいたします。1番、平成25年3月までに中国電力に申請するとしていますが、計画はどこまで具体化しているのか伺います。2番目、町が直営でこの事業を行う必要性について伺います。3番目、建設予定地は日照時間、用地造成費など費用対効果の観点から最適地か、その検討をどのようになされたか伺います。4番目、構想では平成27年から単年度収支が黒字になるという計画でございますが、見通しが甘いとの意見もあります。黒字収支の根拠を詳しく説明していただきたいと考えます。5番目、町民への説明を今後どのようにされようとするのか説明を求めます。

そして、大きな3番目です。町民の暮らしを守るため、国保税、介護保険料及び上下水道料などの公共料金の引き下げを求めるものであります。今回の町長、町議会議員選挙を通して、町民の皆さん方の暮らしが一段と厳しさを増していることを肌で実感することができました。地方自治体の第一の存在理由は、住民福祉の向上にあります。この立場に立てば、今、第一に取り組むべき仕事はおのずと明らかだと思います。払いたくても払えない税金などを賦課しないこと、憲法25条で保障している健康で文化的な最低限度の生活を保障することです。

このような立場から町政を問います。第1番目、町民のくらしの実情についての認識を伺います。2番目、地方自治法に照らして地方公共団体の役割を「住民の福祉の増進を図ることを基本とし」と述べています。この基本に照らして、今、本町が取り組むべき課題は何かをどのように認識されているのかを伺います。3番目、重税感が強いと思われるのが国保税と考えます。この認識は町長はあるでしょうか、伺います。4番目、国保税の1人1万円の引き下げを求めます。5番目、介護保険料の引き下げの提案を南部箕蚊屋広域連合へ提案することを求めます。6番目、上下水道料金を初め、公共料金の引き下げや減免制度の創設を求めます。以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをいたしてまいりますが、先ほども申し上げましたが、今、総選挙で原子力発電の是非が大きな争点となって取り組まれております。このような質問は、町民の皆さん方の投票行動に影響を与えるのではないかと思います。私としてはそういうことは避けたいわけですが、やっぱり答弁を求められますか。

○議員（5番 植田 均君） もちろん。

○町長（坂本 昭文君） それでは、原子力発電即時ゼロを国に求めよということについてお答えをしてみたいです。

まず初めに、福島第一原発事故について何を教訓とすべきかを認識を伺うという御質問でございます。東日本大震災に伴う福島第一原発事故が発生して、1年9カ月がたとうとしております。その周辺地域では瓦れきの処理もある程度行われ、除染作業についても徐々に取りかかっている状況ではありますが、依然としてその復興は遅々として進んでいないのが状況でございます。放射能という見えない脅威により、日常の生活が阻害されている現実に戸惑うところであります。

このたびの事故で、町としてどのような教訓を得たかという質問でありますけれども、1つ目には予期せぬ事故、想定外ですね、に対する日ごろから備える心構え、体制をつくっておかなければならないということ。2つ目に、原発の安全に対しての情報公開と十分な監視が必要であるということ。そして3つ目に、災害時における広域な自治体との連携が必要であることなどが上げられると思います。予期せぬ事故は原発に限らず、近年のゲリラ豪雨などの異常気象や、既に経験しているものの、大地震への備えなど、今まで大丈夫だった、あるいは今まで以上のものは起こらないなどの考えを捨てて、最悪の想定も考えながら対応するということであると考えます。また、原発に対しては、思いのほか広範囲が汚染され、その影響力の大きさを改めて認識することとなったところであります。

次に、南部町は島根原発から30キロ圏に隣接をしておることから、町の避難計画や防災対策について伺うという質問でございます。原子力規制委員会は10月に、全国16カ所にある原発で事故があった際に、放射性物質がどのくらい拡散するか予測した拡散シミュレーションを公表いたしました。これは都道府県が地域防災計画を策定するに当たり、防災対策を重点的に充実すべき地域、原子力施設からおおむね30キロの決定の参考とすべき情報を得るために、原発の事故により放出される放射性物質の量、放出継続時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散の仕方を推定したもので、この概要は、初期の条件として、福島第一原発事故の状況をもとに、より厳しい条件、1つ、3基分の総放出量が一度に放出された、2番目、一番長い時間放出していた2号機の放出時間、10時間放出をしていた、3番目、放出場所の高さは、最も地表面被曝の大きくなる地上高0メートルで拡散シミュレーションを行っております。しかし、シミュレーションする上で地形情報を考慮しておらず、気象条件についても放出時点における一方向に継続的に拡散するという想定で行われているために、精度や信頼性に限界がありますので、あくまでも目安として参考にするべきデータであることに留意が必要なものでございます。

このシミュレーションにおいては、島根原発で事故が起きた場合は、国際原子力機関 IAEA

が避難を求める基準である7日間の積算被曝線量が100ミリシーベルトを超える地点は、原発から半径30キロ圏内だったものの、南東に24.2キロ離れた安来市まで影響が及ぶとなっております。

このような事故に対して、災害時における相互応援協定について、平成18年から結んでいた高知県佐川町のほか、ことし4月には県内の岩美町、山陽の尾道市ともそれぞれ新たに協定を結びました。これは、東日本大震災を受け、自治体相互の広域的連携の必要性、重要性が再認識される中、距離的にも同時被災をすることおそれが少なく、一方が被災した場合における迅速かつ確かな応援措置などの支援のため、お互いの地理的メリットを最大限に生かした連携強化により、自治体防災力の強化が図られるものと考えて行ったものであります。

また現在、防災計画の見直しの中で、原子力に対する項目を新設し、災害時の指針として対応できるよう改定作業を進めているところですが、万が一島根原発で事故が発生した場合、町民の皆様へどのような対策ができるかということは非常に難しい問題であります。事故の規模、そのときの気象条件によっては屋内退避が有効な場合もありますので、さまざまな手段で情報収集し、県や周辺町村と連携しながら、その時点での最良の判断ができればと考えておるところでございます。

なお、現在、米子市、境港市、島根県の避難計画を踏まえ、西部町村原子力防災検討会の中で、避難の方法及び島根県からの避難者受け入れ体制について検討、協議を行っていますので、その結果を本町の地域防災計画に反映することとしております。

次に、島根原発で福島のような事故が起きれば飯館村のようになるというようなことを今まで言っていたわけですがけれども、そのことについて御質問であります。飯館村を例えに出しましたのは、あくまでも原発からの距離関係で想定したときに、同じような位置にある飯館村を想定せざるを得ないと考えたからであります。しかしながら、地理状況や気象条件、原発からの方位も全く違いますので、必ずしも飯館村の状況が本町に当てはまるものではないということを最初に申し上げておきたいと思っております。

現在の飯館村の状況を調べてみました。飯館村は福島原発から20キロから40キロに位置し、森林が約70%を占める村であります。除染についてはようやく着手した段階であり、計画では、3,200億円余りをかけて20年の歳月で行う計画と聞いております。森林部が多いために高濃度の土地も多く、除染に困難が伴っているとのことでもあります。部分的には濃度の低いところもあり、被災当初から一部の事業所は残って事業を継続しておられるようではありますが、農業、畜産業についてはほとんど再開のめどが立っていない状況であります。避難者数は、11月現在

で村民6,800人のうち約90%の人が県内外へ避難をされている状況と聞いております。国は、6月15日、平成24年7月17日午前0時をもって計画的避難区域に指定していた村内全域が、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直されることを公示しました。また避難指示解除の見込み時期については、平成24年10月19日の飯館村議会全員協議会において国と協議をされ、最も早い地区で平成26年の3月、遅い地区で29年の3月となりました。ただ、あくまでも解除の見込みを示すものでありまして、村内の除染の進捗状況により解除見込み時期を見直し延長する場合もあり得ることから、先行きの見えない状況がまだまだ続くものと言われております。

最後に、島根原発の敷地に活断層があるという研究があるんだということでございます。島根原発運転開始は、昭和49年の1号機、平成元年の2号機とも耐震設計上考慮すべき活断層はないとして建設をされております。しかし中国電力は平成10年、原発から約2.5キロ南に活断層の存在を認めました。平成11年には、中国電力の見解に疑問を持った住民らが、耐震安全に問題がある、運転差しとめを求めて提訴されました。松江地裁は、平成22年に運転差しとめ訴訟の判決で、1、2号機建設時の中電の調査の不十分さは認めましたが、耐震性は確保されているとして運転差しとめは棄却しました。また、東日本大震災を受けて、全国の原発敷地内外の活断層の見直しをしている経済産業省原子力安全・保安院は、ことし8月に専門家会合を開き、これまでの検討結果をまとめております。その中で、島根原発については、敷地内活断層は見られないものの、敷地外活断層連動による揺れは、想定する最大の揺れが一部の周期で超えたため、施設が耐えられるか再調査を求めております。再調査の結果がいつごろ出るかわかりませんが、結果次第では、当然必要な対応を中国電力が責任を持ってされるというように思っております。

電気の供給メカニズムは、私たちが思っている以上にシビアなものがあるようでございまして、常に供給と消費がバランスしていることが必要とされております。このため、変動への対応は機敏にできないが、安定して高出力の電力を提供できる原子力発電がベースとなる電力部分を受け持ち、変動部分を火力発電、水力発電などで補ってバランスをとりながら供給されているものであります。即時廃炉をすべきとのことでもございますけれども、6月、9月議会でも答弁しておりますが、電力需要の約3割を原子力発電が賄ってきた現状があり、現在ほとんどの原子力発電施設が停止している状況の中で、化石燃料へのシフトによるエネルギーコストの上昇も顕著化してきているところであります。代替エネルギーによる安定的な供給に向けての取り組みは進めることが重要ではありますが、現時点での即時廃炉は困難と考えております。運転再開については、最終的には廃止に向けた方向性を持ちながら、厳しい管理の中で安全の確保を行いながら、最小

限の稼働はやむを得ないのではないかと考えているところでございます。

次に、メガソーラー発電計画の状況でございます。まず、平成25年3月までに中国電力に申請するとしているけれども、計画の具体化はどこまで進んでいるかということでもあります。

まず、本事業の概要を申し上げます。鳥取県では、2020年には県内の民生用の電力は、すべて再生可能エネルギーへ転換するという計画を立てておりまして、本町でもその計画に呼応して、南部町鶴田地区の残土処分場跡地2.9ヘクタールに、1.5メガワットの大規模太陽光発電所を平成25年度に建設するという計画を進めているところでございます。この発電所が完成しますと、一般家庭約300世帯分の電力を生み出すこととなる予定です。

この計画の背景となっていますのは、国が本年7月から導入している再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度でございます。この制度では、太陽光発電について電力会社の電力買い取り単価がキロワットアワー42円となり、20年間その価格を保証しようというものであります。

皆様御存じのように、米子市にはソフトバンク社が39.5メガワットの太陽光発電所を建設しますし、近隣では大山町、伯耆町、日南町などが町有地を企業に貸し出し、企業が発電所を建設することとなっております。このような取り組みですと、発電で得た収入のほとんどは企業の収益となり、土地を貸した自治体へは若干の借地料が入ってくる程度のものとなり、地域への還元とはほど遠いものとなります。そこで本町では、発電所を町自身が建設、運営することで、発生する利益を新エネルギー等の補助金財源に充当することや、新設の補助資金として運用し、住民の皆様へ還元しようとするものでございます。

元来、エネルギーも生産した場所で消費すること、いわゆるエネルギーの地産地消が地域の活性化や経済活動の活性化といったメリットを生むことにつながると考えていますので、自治体が直営で発電所を建設する効果は非常に大きいものがあると考えております。また、建設資金の調達でございますけれども、町民公募債やリース契約、15年でございます、こういうものを併用し、初期導入にかかるコストを最小限に抑えることとしております。

現在の計画では、年間約6,000万円の買電収入があり、年間のメンテナンスなどの支出を差し引いた約1,800万円が純利益となる予定であります。進捗状況は、11月22日に大規模太陽光発電施設設計業務委託として指名業者5社で入札を行い、委託業者を決定しました。業務内容については、南部町鶴田の残土処分場跡地に1.5メガワットの発電能力を有するソーラー発電所の基本設計と地盤調査、中国電力への申請関係の書類作成などとしております。電力会社へ本施設でつくった電力を売るために、中国電力に対し、電線や変電所の空き容量などを正式に調査を行っていただく申請となります。この中国電力の確認認定に約3カ月を要することから、

先日の臨時議会での提案を行った次第です。スケジュールでは11月下旬に既に電力会社への申請を行っていますので、遅くとも3月上旬ごろには可否の結果が出ることになります。3月末までにこの認可をいただければ、国の固定価格買い取り制度による買い取り価格が42円で20年間保証されることとなるわけであります。

次に、町が直営でこの事業を行う必要性でございます。議員も御存じのとおり、多くの自治体では遊休地を借地として発電事業者に貸し出し、借地料を年間収入するという土地貸しとしての事業をしておられます。例えば米子市の例ですと、年間買電料の3.75%を年間収入としていますので、39.5メガワットで約6,200万円、収入となります。また、伯耆町は1メガワットで年間270万円の借地料としております。それぞれを本町計画の1.5メガワットとして置きかえてみると、米子方式では年間約230万円、伯耆町方式では約400万円となります。本町の計画ですと、20年間では、単年度収益として約1,800万円を予定していますので、財政的なメリットは明らかであります。また、これにより生じた収益に関しても、現在ある町民向けの住宅用新エネルギー等の補助金の増強や、新たな各新エネルギー補助金の創設など町民への利益還元を考えていますので、自治体とするメリットはかなりのものがあると思います。一方では、町民公募債の活用も検討しています。市場金利よりも優遇された金利で一般投資家からの資金を調達することで、地域の経済効果も生まれると判断をいたしております。

議員が御懸念されているリスクについては、借地方法ですと、借地先の企業が20年存続するかどうかとか撤退といったことも考えられますし、災害などの不測の事態が発生した場合の責任や問題解決能力などの問題も生じます。一方の直営方式ですと、国が固定買い取り制度の確約をやめない限り一定の収入が見込まれますので、財政的なリスクは考えられません。万一災害などが発生した場合は、行政が直接対応するといった住民への安心感が得られると感じます。今回の、自治体が直営するメリットは、全協でも申し上げた、大手企業が町有地を借り上げて買電収入を中央へ持ち去るといったものでは、本町が提唱しているエネルギーの地産地消とはならないということに加えて、さきに申し上げた住民への還元や地域経済の活性化に大きな意義があるものと位置づけられ、本町が直営して行うべきものと判断しております。

次に、建設予定地が最適地かという質問であります。今回の計画では、鶴田地区の残土処分場跡地の町有地を候補地としております。御存じのとおり、当該候補地は朝鍋ダムを見おろす南側に開けた場所です。日射量については独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOであります、NEDOの全国日射量データマップ、太陽光度、方位は国立天文台資料並びに気象庁のデータを総合して検討しております、全国の日照量データと比べても遜

色がなくなっております。加えて、まとまった土地でこのような条件に適合する土地として、今回の町有地を選定いたしました。また、中国電力への連携についても、事前の調査で近くまで利用可能な電線が来ているという点も大きな選定理由の一つであります。また、土地造成については、平成25年5月に行われる第64回全国植樹祭の大型バス駐車場として県土整備局がある程度整備を行っておりますので、造成費もかなり圧縮できると考えております。以上のように、この事業に係る土地造成や建設費用など支出についてはできるだけ抑えることで単年度収益が増加することになります。本町としましても、大切な住民の税金を投入するわけでありますから、資金ショートするような事業計画では到底皆様の前で提案するようなことはできないと思っております。

次に、27年から単年度収支が黒字になるとしているが、見通しが甘いのではないかとということでございます。資金計画では、公募債の償還を5年後としております。そのため、初めの5年間の買電収入は必然的に償還のために内部留保することになります。そのために単年度収益も全額を新エネルギーなど補助金の増強に充てることはできないと思っております。しかし、それ以降は確実に黒字に転換し、着実に果実を生むことになります。また、管理費についても、今後機器、機材の価格が安くなると考えられることやメンテナンス費用の精査をすることにより、より一層の経常利益の増加や再分配の増も期待しているところであります。

町民への説明でございます。該当地区の鶴田地区、池野地区及び朝金地区の区長様には御連絡申し上げ、必要に応じて説明会を開催しております。また、あいみ富有の里地域振興協議会へも説明を行っての状況です。今後、建設工事の発注によって具体的な工事期間や工事内容がはっきりした段階で、いま一度地元への説明の機会を設けてまいることとしております。

最後に、国保税や介護保険料などの公共料金の引き下げについてでございます。日本経済は、2008年秋のリーマンショックにより世界的な金融危機の影響を受けて、2008年度のGDP成長率は、前年度比3.7%の減と大幅なマイナス成長となりました。バブル経済崩壊後、まだ立ち直っていない地方経済にも追い打ちをかけました。その結果、県内でも景気の後退が始まり、国はさまざまな景気対策を行いましたが、今日に至っても一向に景気は上向きません。例えば就職については、高校生、大学生などの新卒者の就職はいわゆる買い手市場となり、厳しい状況が続いて、ひいては中途採用ともなると、正社員での雇用はそれ以上に難しくなりました。県の人事委員会の調査でも県内企業の給与の伸びは鈍く、むしろ横ばいから下がるような状況が続いております。県内の状況と同様に我が町の所得も伸びず、町民の暮らしに大きく影響を与えていると感じております。

次に、住民の福祉増進を図ることに対して今取り組むべき課題は何かということでございます。今回の選挙でのマニフェストで、1つ、人と環境に優しいまちづくり、すなわち人権尊重のまちづくりを進め、人のきずなを大切に、明るい人間関係の中で環境に優しいまちづくりに取り組むこと、2つ、安心、安全のまちづくりとして、安心して暮らし続けることのできる町を目指し、暮らしのセーフティーネットを強化すること、3点目、教育、文化のまちづくりとして、子供の健全育成や男女共同参画社会の実現、生涯学習の拠点整備などの推進と、古代史ブームを生かして、歴史や文化の薫り高く、誇りの持てる風格のある町を創造すること、4点目、産業振興など活みなぎるまちづくりとして、商業施設や企業誘致に努め、働く場の確保を図り、一方では再生可能エネルギー開発に取り組み、地域循環型の産業興しと農産物の6次産業化、ブランド化に努め、グリーンツーリズムで観光客の受け入れ体制を整備し、これら施策と連動した若者定住施策に取り組むこと、5点目として、住民参画で持続する町と地域のまちづくりとして、地域振興協議会活動を支援し、持続する町の未来を協働して創造し、引き続き行財政改革に取り組みつつ、新たな課題に即応できる柔軟な行政組織を実現することの5つを柱として町民の皆様へ訴え、当選を果たさせていただきました。お尋ねの住民の福祉の増進を図ることに対して今取り組むべき課題は何かということでございますけれども、まさに今申し上げたマニフェストに掲げたことが、今取り組むべき課題と考えております。

次に、相対的に重税感が強いと思われるのが国保税という認識はないかということでございます。国民健康保険制度は、御承知のとおり自営業や専業農家、また不安定雇用の方などが加入する保険制度であります。国民健康保険事業は、被保険者から御負担いただく保険税のほか、国や県などからの収入で賄わなければなりません。保険給付費、いわゆる医療費が伸びれば国民健康保険税などの収入で支出を賄わなければならないわけであり、所得が余り伸びない中でも保険給付費が伸びれば、それなりに負担していただくかなければこの事業が成り立ちませんので、御理解をお願いいたします。

国保税1万円の引き下げはできないかということでございます。先ほど申し上げたとおり、国民健康保険事業は、被保険者から御負担いただく保険税のほか、国や県などからの収入で賄わなければなりません。医療費の増加によって、それなりの負担をしていただくかなければこの事業が成り立ちませんので、このたびの議会で、医療費が増加して基金約1億800万円のうち7,300万円を取り崩す補正予算をお願いしております。取り崩す基金を1人当たりで換算しますと、国保加入者が2,902人でございますので、1人当たり2万5,155円となります。基金の取り崩しにより基金残高が約3,500万円となり、平成24年度はもとより、平成25年度の

国民健康保険事業が危機的な状態と言っても過言ではございません。とてもこのような状態では、国保税の1人1万円の引き下げは難しいと考えます。

次に、介護保険料の引き下げでございます。当初、介護保険料は全国平均や鳥取県平均を上回っておりましたが、平成21年度から県平均を下回り、保険料の上昇が抑制されてきつつあります。平成24年度から26年度の第5期介護保険事業計画期間は、できるだけ被保険者の皆さんの負担を抑えるように見直しをなされ、保険料基準月額を4,850円に設定をされました。県内17の保険者のうち、下から2番目に低い設定となっております。これは全国平均と比較しても122円安く、鳥取県平均とは570円安くなっております。広域連合でもできるだけ努力をされておりますので、現状で御理解いただきたいと思っております。

次に、公共料金の引き下げや減免制度の創設でございます。料金については、平成17年10月から公共料金審議会を設置し、水道料金や下水道料金の検討をお願いしましたが、旧町料金体制が類似していた下水道料金の統一が先行されまして、19年3月議会の議決により、21年1月から現在の下水道料金となっております。23年度におきましても、下水道事業の歳入においては一般会計からの繰入金比率が41.3%と高く、繰り出しの増額は見込めない現状であり、料金の引き下げは困難で、現行料金体系で御理解をお願いしたいと思っております。

上水道事業につきましても、平成22年3月から水道料金の公共料金審議会を設置し答申を受け、23年9月議会の議決により、24年1月から料金改定を行っています。会見地区の口径13ミリにつき50トン使用量で見ますと、2.8%の値上げになってはいますが、西伯、会見両地域の料金体系が異なっており、まず土俵をそろえることとしたために、会見地域の12トンから40トンの使用量の場合は値下げになっております。議員も御存じのとおり、23年度決算によりますと、損益計算書では501万1,000円の赤字でございます。また、24年度の収入見込みにつきましては、料金収入と収益的経費に係る繰入金などにより、支出は、人件費の減など経費を削減し運営しております。今後、給水人口の減、長引く景気の低迷などの影響により給水収益の増加が見込めない現状の中で、配水池の更新や老朽管の更新なども行わなければなりませんし、さらに費用の縮減を図り、経営の健全化で独立採算で事業運営を行わなければならないということが地方公営企業で要請もされております。減免制度につきましても、一般会計繰出金の増額が見込めない中で減免制度の創設は困難であり、現行の料金で御理解をお願いしたいとよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） まず、福島第一原発の事故から何を教訓とすべきかという問題で、

私は町長との見解の差を本当に感じました。私は、原子力発電所というのは、人間の今到達している技術のレベルでは制御できない技術だということがはっきりして、だからこそ原発から即時撤退すべきだという、これは科学的な立場から見れば余りにも明らかです。というのは、一つは核の廃棄物、どうしても原子力発電所を運転すると死の灰ができます。これを人間は安全に処理する技術を持っていません。これがトイレのないマンションだと言われている問題です。それからもう一つの原因は、日本列島というこの地震国にこういう危険なものをつくってしまって、これも制御しようがないんです、相手は自然です。ですから、そういうところから見ても、原発は直ちに廃止することが国民多数の声です。

その国民多数の声の根拠はあるんですよ。政府が行いましたパブリックコメント、意見公募ですね、で8割が原発即時ゼロを求めたということの結果が出ております。それから福島市での公聴会では、すべての原発、だから日本じゅうすべての原発を廃炉にするようにと、福島県民は本当に自分のところでふるさとに帰れない、亡くなった人もたくさんおられます、こういう状況を見れば、原発即時廃止ができない相談ならば、これは絵にかいたもちですけれども、これができない相談ではないんです。というのは、この夏の関西電力の調査が出てまして、関西電力は大飯原発を再稼働しなくても政府が最低限必要とした3%を超える余裕があったという試算を明らかにした、これが公式見解なんですよ。今、火力なんかに頼ってますけども、原発よりはいいじゃないですか。原発をとるのかどうするかってまた別の世論調査がありまして、実際には今、シェールガスなどが国際取引価格で9倍ぐらい高い値段のものを日本は買わされてるようですけども、これはもっと交渉していけば安くなるはずですし、また別の技術も、そういうガスばかりではなくていろんな技術がもっともっと技術開発するべきだと思いますし、そういう立場からいけば全く即時廃止というのができない相談ではないということ、ぜひ町長と認識をともにしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。原発の事故を受けて、改めてこの原子力発電所の恐ろしさといいたいでしょうか、コントロールできないところにまで我々人類は踏み込んで、もう取り返しのつかんとこまで来てしまったなという思いは共通認識でございます。これは、したがって私も個人的にはすぐやめてしまいがええと思います。個人的にはそのように思いますが、ただ、町長としては本当にそれでいいのかなのか、これは疑問に思うわけであります。

ここに通告いただいておりますので、日本経済新聞12月9日号がございますけれども、各政党それぞれ即時にゼロ、直ちにゼロ、あるいは脱原発、卒原発、フェードアウトですか、とい

うようないろんなことを言って公約なさっておられまして、原発に対しての考え方を打ち出しておられるわけでありませうけれども、結局、一方で今、電力料金の値上げ申請がなされております。原発を稼働せんと、火力発電か、あるいは水力発電で水源開発というようなことをせんと賄えないわけですね。太陽光のいわゆるソーラー発電所つくるとか、そういうことをしなければ成り立たないということでありまして、なかなか威勢はいいけれども、本当にやめた後のどのようなデメリットがあるのかというようなことも同時に考えていかないと、政治といひましようか、暮らしの継続を安定的なものに、皆さん思っておられると思いますけれども、そういうことに政治家は苦勞なさっておられるだろうなというように思っております。よくわかりますけれども、直ちにやめて後は野となれというようなことでは困るわけでありまして、やっぱり国際価格も、灯油の、石油の国際価格も大幅に上昇すると思しますので、我が国だけの問題にならなくなりますよね。こういうことが新たな紛争の火種にもなってくるというように思うわけでありませう。したがって、できるだけ速やかに原発のないエネルギー政策というものは確立すべきだろうというように私は思うわけですが、しかし、そうかといって、直ちにやめてしまってどうなるだろうかというのが町長としての思いでございます。そういうことで、植田議員と一緒に気持ちにはなかなかちょっとなりにくいというのが町長としての立場であります。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 大分近づいてきたんですけれども、個人的にはわかったというようにおっしゃいましたので。国際的な動きをちょっと紹介しておきますと、ドイツでは10年後の原発廃止ということを掲げて、それがもとになりまして、ヨーロッパではドイツ、イタリア、スイス、そして最大の原発大国フランスも縮小の方向に向かっていると。それで、ドイツでは原発関連の雇用は3万人に対して再生可能エネルギー関係の雇用は38万人、これが新しいグリーンニューディールとかいろんな言われ方をしますけれども、全く再生可能エネルギーに転換して、この地域経済を興していくということが本当に展望があるんだと。やっぱり一番最初のところに戻るんですけれども、即廃止ということは、なぜ即廃止なのかというと、いつ起こるかわからないということがいつでもあるからなんですよ。だから即座に、即廃止ということを言い続けて、私はそのことを主張して、この問題は次に行きます。

メガソーラーにつきましては、来年の25年の3月が一つの、20年間の、キロワット当たり42円の定額買い取り、全量買い取りの期限というふうに説明を受けたんですけど、その後これがだんだん先の、私が調べた範囲では、その先は決まっていないというのが現実ではないでしょうか、どうなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。おっしゃるとおり、今24年度の3月までに申請をして、すべての条件が満たせば42円という権利が20年間は発生いたしますが、25年度以降につきましては見直しが見られるのではないかとというようなことを聞いております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 全く情報がないんですよ。そういう状況の中で計画だけが突っ走っていいのかなという気がしてまして、もうちょっと、町が大きなお金を出す計画ですので、3月が、もう後が決まるとるけん走れというような進め方はちょっと乱暴ではないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。御心配も無理ないところではないかというように思うわけですけど、あれは菅総理が総理大臣を退任の条件にされまして、言葉は悪いわけですけど、ちょっとどさくさで決まったような感じがございます。専門家の話を聞きますと、大体37円ぐらいがぎりぎりの線ではなかったかというように聞いております。それを今までやってきておられますので、37円というような数字が出ておるわけです。42円といいますと、間違いなく5円プラスですから、これはもう黒字が見込めるというように思うわけです。それから、国自体も37円で積算をしておるわけです。42円なら全国的に広まっていくのではないかという見通しを持って42円にしたという、積算のもとのデータがそういうことになっております。

それで、ほんならゆっくり待っておれば42円が来年は45円になったり、あるいは50円にでもなるのかということですけど、これは全く逆でありまして、ちょっと大盤振る舞いし過ぎたのではないかというのが定説になっております。ですから、年が明ければ25年度は下がるのではないかといって一般的に言われておるといように電気の関係者の方は言うておられます。したがって、この年度内に申請をして認めたものということになっておりますので、とにかく年度内にとりあえず申請をするということでもあります。工事はちょっと先になってもいいわけですが、申請だけは年度内にさせていただきたいということで先般の臨時議会をお願いをしたわけでございます。

それともう一つは、我が町の電線の容量があるわけですね。それから、もう一つは変電所の容量もあるそうなんです。南部町の場合は、そこの吉谷の変電所に通じるということだそうでありまして、まず電線の容量なんですけど、これは早い者勝ちだそうです。早いこと申請をしたと

ころから徐々に埋めてきて、足りんやになりゃあそれで終わりということだそうであります。ですから、大きな容量なのでそれを優先的というようなことではなくて、早い者勝ちのような電線容量の関係からいいますと、そういうことになる。そのの賀祥ダムでの発電もこの計画にのるわけです。そうすると、あそこが先出せばあそこが優先になるという理屈もあるわけです。それから、町内のいろいろな私有地などにも問い合わせがあったりしております、そういうところが例えば先に申請されますと、徐々に電線の容量は埋まってくるから、南部町が大きなものを1.5メガでぼんと出せば、それはもういっぱいですということになる可能性もあるというように聞いております。したがって、申請をとにかく急いでさせていただくということでございます。そういうことで御理解を賜りたいと思います。決定になれば、いいですよと言っただけならば、もう一度きちんとした説明会もしたいと思ひますし、周知徹底を図りたいというように思っているわけです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 全協の中で、この建設用地の造成について土砂の、何ていいますか、集中豪雨がこのごろよくゲリラ豪雨というようなことが起こります。そういうときに、そういう造成がそれに耐えられるようなきちんとしたものにできるんかどうかということが出されておまして、私、聞いとかないけんかなと思ってお尋ねします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。雨、豪雨にかかわります災害の件でございますが、現在、測量や調査設計でその排水対策あるいは側溝対策、そういったものに万全を期していきたいというふうに考えておるところです。実際、造成地にこれから詳細に施設の設計もかかるわけですけども、すべてにコンクリートで一体に張っていくというようなことを考えておりませんで、パネルについては部分部分に基礎をしながらコンクリで足、橋脚というんでしょうか、そういったものを設置してパネルを設置していきますので、すべてにコンクリートを張って土地を隠すというようなことではございません。そういったような予定もしております。排水対策も万全を期して設計にかかっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 太陽光発電の場合に、一つは反射だとかそれから電波だとか、これが周辺に環境影響評価というようなことを、施設が大きくなればそういうことも考えられるというように聞いておりますが、この今回の施設はそういう影響評価をきちんとされるでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。環境に与える影響というようなことで考えられるのが、先ほど議員がおっしゃいましたような騒音だとか電磁波だとか電波障害だとか、あるいは光の反射というのがあるようでございます、一般的に。そういうような懸念がございしますが、この施設につきまして、騒音につきまして建屋を使いまして騒音の発生は問題ないということが思っておりますし、電波につきましてパワーコンディショナーといって直流電流を交流に変えると、そういった機械でございますが、これも20メートル以上離れておりますので、影響はない。電波障害につきまして、これにつきまして、パワコンでございますけども、3メートルというような、高くはないので電波障害の影響もない。光の反射につきましては真南で35度というようなところでございますので、これも地上への影響はないのではないかとこのように考えておるところでございます。

一般的に、環境に対する影響調査というようなものにつきましては環境省の方が定めてございまして、13事業につきまして、それはそういう環境影響にかかわる調査をするというようなところでございますが、この太陽光発電につきましてはその環境影響調査の項目は入っていないということでございます。ただ、入っていないからといってせんでもええということではございませんで、やっぱりそういう影響についてはこのように配慮をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） じゃあ、詳しい詰めた話がまたあると思いますので、またそのときによろしく願います。

そうしますと、次に町民の暮らしを守るために、私は具体的には国保税を引き下げ、一つには求めたんですけれども、町長は基金を取り崩している状態だから引き下げは難しいというか、できないと、こういう答弁だったと思いますが、私は南部町の生活の実態っていうのが、町長はどのようにつかんでおられるのかわからないんですけど、今度の選挙で私はいろいろとこうやって歩くわけですね。そうすると皆さん方の暮らしぶりを間近で見てきたわけです。トータルで見ますと、73%の方々が暮らしがこの4年前よりも苦しくなった。全体の43%が国保税や介護保険料の値上げがその原因だというふうに答えておられます。

国保税というのはほかの政府管掌、今どういう言い方しますかね、ほかの健康保険から比べると同じ所得で3倍から4倍の所得に対する負担が重たいわけですね。それに対して支援している町村はいっぱいあります。それは町民の暮らしを守らないけんという思いがあるからだと思

ます。町民の暮らしを、本当にどんなにえらい目して税金払っておられるのかというところを少しでも軽くしてあげたいという、厳しさがわかればそういう気持ちになると思うんですよ。町長もえらいと思いますよ、財政を全部責任を持たれているのであれですけども、国は1980年代に医療全体の50%から25%に減らしたんですね。そこが一番大もとで市町村の国保の財政が厳しくなったというのが現状の根源なんです。だけれども、これをやっぱり、町が住民の福祉を最後のとりでとして守るという立場に立てば、そこを支援するっていうことを頑張らないといけないと思うんですよ。

一つ私は、財源を町の財源として基金を積んでいます、国保ではないですよ、国保ではありませんが、その他の基金で11億ほど基金がありますよね、町長、その他の目的基金、これは使えないもんですか。

○議長（青砥日出夫君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。今、町の方、その他の特定目的基金としまして、23年度末で13億8,930万9,699円ございます。その中で、公共施設の等の整備基金とかそれぞれ目的を持って基金をためておりますので、それぞれの目的に沿った使い方を行っているという現状でありますので、やみくもに使っていくということにはならないと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 済みません、その他基金で11億4,000、これが平成24年度末見込みでその他基金の合計が11億4,108万4,000ぐらいあるという、これは24年度当初。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げたように、その他目的基金といってもそれぞれの目的ごとに積み上げたものが14億ですか、あるということでございます。国保の分は国民健康保険の積立金があるわけですから、基金が、ですからまずこれが一番であります。これを置いといてほかの基金を使うなんてことはこれは考えられないわけです。ですから1億円ほどありましたので、今回7,300万円取り崩して医療費のお支払いに充てるということでございます。あとは3,000万ほどになりますから、来年度以降の国保の運営というのは極めて厳しい状況が予想されるということでもあります。ですから、今ほかに基金がああけんそれ持ってきて使えという前に、まず国保の基金が底をつくという状況がなければ、そういう質問自体がナンセンスだというように私は思います。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 国保の、済みませんでしたね。当然国保は基金はそこに使えるお金ですから使っても、私が言っている意味は、1人1万円って言ってますから残った基金で少し足りないかなというところですよ。そういう意味合いではかに財源を示さないと整合性がないかなと思って言ったわけです。

まず、じゃあ基金を使って今の保険料の水準を少し、1万円、私は求めたいと思いますけども、町長はこの1万円引き下げにこたえようという考えはないですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も、選挙でいろいろ町内回ってみまして、国保の保険料が高いというのは耳にしたことがございますので、重税感といいたいまいしょうか、そういうものはあるんだろうなというように思っております。ただ、それはそれとしまして、実際保険ですから、いわゆる税をいただいて一方では払っているわけですよ、払っている。10数億払うわけですよ。それがどんどんどんどん上昇してきておまして、これをほんならどこから調達するかということですよ。したがって、お気持ちはよくわかるんですけども、そのような医療費の実態というものもお話しして御理解をいただけませんかということによってきたわけです。

もう一つの視点といいたいまいしょうか、考慮しなければいけない事情として、例えば南部町が県下の町村と比べて特別に高いというような状況があれば、これは町長としても考慮していかなければならないのではないかとというように私自身も思います。しかし、この状況は決して特別に高いという状況ではございません。どちらかという、むしろ低い方の部類に入っているというように思っております。これは画期的なことだろうと思っておりますけれども、低い方の部類に入ると、そういう状況がございます。

それと、もう一つ申し上げたいと思っておりますけれども、今、鳥取県一本で国保をやっていただくような運動を展開しております。いわゆる1つの県で1保険者という形ですね。そうしますと、豊かなところと厳しいところとある程度のならしがききますので、若干改善される余地があるのではないかとというように思うわけです。既にいわゆる高額の80万円とかいうようになれば、お互いの保険者が拠出し合って調整するわけですけども、今0円で、ゼロ円で調整するところまで外堀を埋めてくるというんでしょうか、そういうところまで進んできているわけです。こういうことになると、もう県でやった方がいいかなということに徐々に変わっていくだろうというように思います。

あとは国がしっかり責任を果たすという気持ちになって、県にそういうメッセージをきちんと

伝えれば、知事会あたしがわからんはずはないと思うわけですよ。ところが、今までのやり方はもうほとんど国が、だますと言っちゃあ悪いですけど、思うように金を出しませんので、知事会も町村の赤字のツケを県にもらっては困るというのが思いとしてあろうと思うわけです。そういうことからなかなかスムーズにいきてませんけれども、ただ、毎年少しずつですが着実にそっちの方面では進んでいるということでございます。もう基金も底をつきかけましたので、できるだけそういうことも早く進めて町民の皆様方に喜んでいただくような国保の運営をしていかんといけんなというように思っております。

1万円ぽんと下げればええとおっしゃいますけれども、今回の基金でも、取り崩しでも、さっき言いましたように2万5,155円、現に減税しているわけです。1万円ではありません、2万5,000円もしているわけですから、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 町長が言われる今回の医療費がかかったから基金が取り崩しになって、その分が値下げしたような言い方ですか、それは。それは違いますよね。（発言する者あり）医療費がたくさん対前年比10%余計かかって、それで基金を取り崩したからその分で値下げしたみたいな形になったんだというふうなとらえ方ですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。現実的には医療費の請求があるわけですから、これを毎月払っていかなければいけません。払えないので基金の取り崩してお支払いをすると、そういう予算を組んだわけでありまして。じゃあ、もとに戻すためには増税をせざるを得んわけでありまして。しかし、年度途中でそういうことはもうできません。ですから、結果としては2万5,000円減税したような形にはなっているということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 時間がないのでまとめてください。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） どうも私が思っていたと同じことでした。

それで、町長は鳥取県全県一本化ということで今後方向づけを考えておられるということですが、鳥取市の1人当たり保険料が5万2,040円、米子市が5万8,095円、南部町1人平均3万6,947円と、これ平成4年9月の資料なんですけど、これをさっき町長はゼロベースで近寄るっていうふうに言われたんですけど、どういう意味ですか。

○議長（青砥日出夫君） 手挙げて。（「済みません」と呼ぶ者あり）

町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長です。先ほどの共同事業をゼロベースで近づくとするのは、今まで高額医療なんかで医療費が高いところがたくさん負担するということで8万点以上、80万点以上、30万点以上で負担してきたものをその最低基準をなくして各町村で、加入している市町村で負担するということになりますので、今まで払っていなかったところも払ってもらうようになるということです。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そうしますと、全県の保険料っていうのはいろいろ高いところ低いところあるんですけど、南部町は低い方、人口割合から見ると、都市部が5万円台から見ると一本化したら大変なことになるような気がしますけども、どうなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 母体を大きくするというので、高額な医療費とかが出てきますと小さい町村ではなかなか負担するということができないこともありますので、母体を大きくして力を合わせるというか、してやっていくということだと思います。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 激変緩和にはなっても、基礎になるベースが上がっていくっていうか、保険料の水準は上がるのは必然的じゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 今現状では南部町も上がってきていますが、実際には上がっていないところもありますので、上がりは少ないといいますか、負担は少なくなってくるのではないかと思います。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 厚生労働省は大体こういう全県一本化を進める動きをしているのはちょっといろいろあるようでして、今、全国的にそういう動きになっているようですが、結局は国がどんだけの、何ていいますか、財政的な基盤を国が保障するかという、社会保障としてきちんと位置づけるだけの財源保障をするかというところなんだと思うんですよ。小手先のいろんな動きをしているようですね。町に渡している分を少し少なめて県の裁量分を少しふやして、そこから何か調整していくみたいな動きをしているようですが、やっぱり町長はその辺よく御存じですね。やっぱり言って……。

○議長（青砥日出夫君） はい、終わりました。

○議員（5番 植田 均君） 言っていくところは、国に対してちゃんと財源保障をしろという

ことを強く言っていきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国にしっかりとした財政支援をしてほしいということとは、もう本当に毎回伝えてございます。今の社会保障と税の一体改革の中で国保にもたしか2,000億程度でしたか、そういう消費税の増税によって得た新たな財源を回していくというようなことにもなっておりますので、そういう面からいうと、国も社会保障と税の一体改革の中で国保にも手当てをしていくと、それを私ども強く言ってきましたので、そのような方向に進んでいくのではないかと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で5番、植田均君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をしたいと思います。再開は3時55分。

午後3時40分休憩

午後3時55分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

今回の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ時間を延長します。

そして、先ほど携帯電話が鳴ったり、カメラ等の持ち込みの禁止が南部町議会傍聴規則の7条に規定してありますので、傍聴人の方、また議員の方も周知お願いしたいと思います。まず、ラジオ、拡声機、無線機、携帯電話、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯している者は入場できないと、議長の許可が要るということになっておりますので、徹底お願いしたいというふうに思います。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより4点到わって質問いたします。

まず第1点目、選挙期間中でも住民の中からたくさんあった声です。ゆうらく土地売却問題を問います。町有地であったゆうらく土地の福祉法人、伯耆の国への売却は大きな問題があるのではないのでしょうか。町民からも、選挙期間中も異論が出ていました。第1に、町の財産を一法人のものにしていいかという問題。第2に、町長が理事として就任している法人への町有資産売却の不透明さ、不公正さを住民は指摘しています。第3に、ゆうらくの施設を法人に無償譲渡することが、町の福祉施策とそこで働く職員、町民にとってどのように影響してくるのか。これらについて選挙時に、町長はマニフェストの片面を使ってこのことを書かれておりました。この件に

ついて問うていきたいと思えます。

まず1点目、ゆうらくは町の税金を使っていない、このように書いていましたが、多額の国や県の補助金や、町職員が建設事務に当たったこと、また町が出した出捐金についてどのように考えているのでしょうか。

2点目、売却に当たり、議会では建物と土地は一体がいい、このような論議がなされてきました。この法的根拠は何か、改めて問います。

3点目、町有資産売却の手続から見てどうであったのか。行政財産から普通財産にしたということなのですが、その手続等についてお聞きいたします。

平成12年12月1日、最終改正20年3月31日、同年20年から適用、厚生省通知、社会福祉法人の認可について（審査基準）から、この項に町長の理事就任についての項目があります。御存じだと思いますので、この点から町長理事就任についてどのように書いてあるのかを問い、町長の見解を問います。

無償譲渡がサービスの向上や職員待遇の改善になる保証はあるのか、この点についてもお聞きいたします。

次に、伯耆の国の予算決算の公開を求め、地方自治法第199条第7項に基づき、伯耆の国に対して町が監査することを求めます。

最後に、町長に対し土地の買い戻しを求めるものです。

第2点目、公正な職員採用を求める質問です。

私どもが選挙を前にして、町民に町政へのアンケートを御協力をしていただき集めることができました。この中で、町政に求めることの中で公正な職員採用を求めるというのが多くあり、正直驚きました。この間、選挙期間中もそうですが、集落等に行って町民の皆さんからたくさん声を聞くことがあったのですが、やはりこの声を多く指摘するわけです。不公正な職員採用の事実があるとすれば、何よりの行政不信そのものではないでしょうか。職員採用について問います。

まず1点目、一般事務採用のあり方を問います。どのようにしているのかですね。

次、受験資格の項がありますが、その住所要件等についてどのように解釈すればいいのかお聞きいたします。

3点目、募集人員の公表、また1次試験、2次試験の合格者数、過去10年間にわたってを問います。

4点目、試験公告を遵守し公正な試験をすることを求めたいと思えます。

第3点目、国立音楽院の進出について問います。これも町長のマニフェストの中に出てきた問

題です。

10月3日、町と株式会社国立音楽院が企業誘致として進出協定を結んでいます。町は音楽学校、このように言っているのですが、説明を聞くと学校法人ではなく、認可校でもありません。町が企業誘致として関与する以上、住民に正確な情報が示されなければならないのではないのでしょうか。協定書に基づき中身を問うていきたいと思います。

まず1点目、説明会をされたそうですが、進出の進捗状況や開始時期、費用、そして現時点で希望されている生徒がいらっしゃるのかどうか、町がつかんでいるのかどうかを聞きます。

第2点目、この国立音楽院で学べばどのような資格が得られるのか。取得資格をどのように説明なさっているのかをお聞きいたします。

3点目、学校法人や認可校ではない株式会社の事業に対して学校扱いすることについて、町の見解とその責任を聞きたいと思います。

第4点目、選挙事務についてです。

公平公正な選挙は民主主義の基本です。選挙管理委員会の責任と役割は重要だと言わねばなりません。選挙管理委員会の独立性を求めて改めてお聞きいたします。選挙管理委員会が行う事務に対し公平公正を求め、同委員会の独立性が保たれているのかを問います。

この件については、同僚の亀尾議員が先ほど一般質問いたしました。重なってはいけませんので、そこを発展させる意味でお聞きいたします。

まず第1点目に、独立性の問題ですが、選挙管理委員会で話したことをほかの者にしゃべっているのか。地方自治法第185条の2、選挙管理委員会の守秘義務が明記されています。この点から見て、先ほどの亀尾議員の一般質問で問題になった、議長に電話をしてその事実を伝えたということがこの守秘義務に当たるのではないかと、これについてお答えください。

第2点目、公務員の地位利用について、選挙管理委員会はどのような見解を持っているか。この場合の地位利用は、公職選挙法第136条の2項に該当する項についてです。対象は公務員、この場合公務員と言っているのは町長の地位利用に対して言っていることです。伯耆の国の職員、社会福祉協議会の職員、町の非常勤職員に町長がどう言われたかという、依頼をして選挙活動をさせている、このことについて公務員の町長の地位利用に当たるのではないかとという見解ですが、その点についてどのようにお考えかお聞きし、再質問したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えします。

ゆうらくの土地売却問題でございます。

これまでもゆうらくの質問の中で、その建設費の財源に町の税金を使っていないと説明をしてみました。その中には人件費は含んでおりません。また、伯耆の国の設立に出捐した1,000万円は入っておりません。ゆうらくの建設と法人の設立を混同して説明はしていないと思っております。

次に、土地と建物は一体がいいとの法的根拠でございますけれども、法的根拠はございません。通常、担保権者が土地と建物を共同抵当としますのは不動産の全体価値を把握するためであり、土地建物を一体として売却する方が有利であり、経済的一体性を重視した考えは一般的となっております。

次に、町有資産売却の視点から見てどうであったかということでございます。一般的には資産の売却は入札による売買を行います。ゆうらく施設は、町が出捐して設立した社会福祉法人伯耆の国に指定管理によって運営していただいております。その拠点施設を入札によって他の法人に売却すれば、伯耆の国で働いておられる職員はどうか御説明しなくてもおわかりいただけることと思っておりますけれども、ゆうらくの過去の経緯を御理解いただくために少し説明をいたします。

ゆうらくは、昭和45年8月に鳥取県下最初の特別養護老人ホームとして設置された、西伯特別養護老人ホームがその前身となっております。開設当初から県立施設の委託を受け、町営で運営していました。しかし、施設の老朽化と高度な介護サービスの需要にこたえるため改築が必要と判断し、平成7年の西伯町長初当選以来の課題として取り組んできました。

県でもその必要性を認められ、平成11年に県は施設の建てかえの条件に運営の全面的な移管方針を打ち出され協議を重ねてきましたが、県では町で引き受けなければ民間に移管することもやむなしという強い方針を打ち出されました。というのも、運営状況は悪化して毎年6,000万から7,000万円もの赤字を計上し、県政の大きな問題に浮上しておりました。町では6,000万から7,000万もの赤字を県から町につけかえるだけでは町民の皆様の納得はいかないと考え、その対応に苦慮してきたわけでございます。

また、多額の建設費についても町財政で賄い切れるものではなく、県の補助金の大幅なかき上げを求めてきました。介護保険制度での運営見通しの不明確な部分もありましたが、13年度には運営自体を県から町に移管し、翌14年度には建物の譲渡を受けて完全な町営施設として運営を開始しました。新しい施設は15年4月に完成し、名称をゆうらくとしました。そして、ゆうらくの運営は独立採算で行うため、社会福祉法人に移しかえることとして、在宅サービスを提供してこられた西伯町と会見町の社会福祉協議会のヘルパーさんや、地方公務員として老人ホーム

にお勤めの寮母さんにも一斉に職場を退職し、新しい法人に身分移管をしてもらい、旧町が出捐し設立した社会福祉法人伯耆の国に管理運営を委託し、現在に至っております。だから、町職員や社会福祉協議会の職員に退職という協力を得て立ち上げた法人を見捨てることは考えられないということでもあります。

次に、平成12年12月1日、最終改正20年3月31日、同年20年から適用、厚生省通知、社会福祉法人の認可についてから、町長として理事になったことの是非を問うということですが、このことは以前にも議会の一般質問でお答えしましたように、自治体が広域的に設立した社会福祉法人は、関係市町村の長または部課長が理事に加わるという指導を受けております。県の指導で私が理事になり、理事の互選により理事長になりました。その結果、県から認可をいただいたと認識をしております。そうでなかったら認可をいただけなかったらろうということでございます。

町が出捐して設立した社会福祉法人に理事となって責任を果たせというのが当時の県の指導がありますが、県立施設移管の経緯や多くの職員の新法人での雇用の継続、新法人の運営責任などを考えればこれを進めてきた町長が責任を果たすことは当然でありまして、他の方をお願いしてもだれも引き受けてはいただけなかったらろうと思っております。県の認可は当然であろうと考えております。

次に、無償譲渡がサービスの向上や職員待遇の改善になる保証があるのかという質問でございます。

これまでも御説明いたしましたように、伯耆の国は、土地建物という担保価値のある不動産を取得することで事業展開の資金確保ができるとともに、法人運営の安定を図ることが可能であります。法人運営が安定すれば、サービスの向上、職員待遇の改善につながると考えております。ただ、保証ということは確約できるものではございません。あくまでも、これは法人の御努力が必要だと考えます。

次に、伯耆の国に対して町が監査をするということでございます。

地方自治法第199条第7項に基づいて町が監査をするということは可能でございますけれども、その必要性はありません。社会福祉法人の認可から監査まで県の方で行われておりますけれども、これは監督官庁の権限に基づくものでございます。伯耆の国は毎年決算状況を県に報告され、毎年監査を受けておられます。適正に運営がされていると報告をいただいております。

最後の御質問の土地の買い戻しについては、議決をいただいて事務を進め、登記完了をしております。土地を買い戻すことはいたしません。現在、伯耆の国ではゆうらくの用地は金融機関か

らの借り入れで抵当権を設定されておりますことも申し添えておきます。

次に、公正な職員採用を求めるということでございます。

まず、一般事務採用のあり方を問うという御質問でございますけれども、南部町は鳥取県町村会に鳥取県町村職員採用資格試験として委託をしております。これは一般事務に限らず、保育士や保健師、病院事務などについても委託しております。

試験内容は、1次試験が一般教養、適性試験、作文で、2次試験は面接試験となっております。

試験日程については、今年度の例を申し上げますと、募集公告は7月26日、申し込みの締め切りは8月16日、第1次試験は9月16日に実施されました。第1次試験の合格者の発表は10月16日、第2次試験は11月5日に行われ、11月8日に採用、資格取得者の発表となりました。町では、この資格取得者を対象に採用面接試験を11月25日に行い、11月27日に採用内定者を決定し公表しているところです。

申し込みの受け付け、教養試験などの実施、2次試験合格者への通知までの事務はすべて町村会が行い、町は申込書の配付や広報、町村会から送付された試験結果を公表することを行っております。町の最終的な採用者は、第2次試験合格者の中から町が面接試験を実施し決定します。

次に、受験資格の住所要件についてですが、町内在住者及び町内出身者となっております。出身者とは、進学や就職などで町外に転出し現住所は南部町にない方となります。鳥取県町村職員採用資格試験申込書に受験町名の記載欄があり、加えて受験資格を満たしている旨の本人署名欄がありますので、これをもって出身者であると町村会で判断しているところであります。

次に、募集人員、1次試験、2次試験の合格者数ですが、募集公告の時点では募集人数は発表しておりません。これは、その年度における退職者数を勘案し最終的な採用人数を決定するためであります。そのため、過去10年間での第1次試験受験者数で回答させていただきます。

なお、平成15年度は旧西伯、旧会見ともに試験は未実施でございます。平成16年度は旧西伯が受験者47名、1次試験合格者4名、2次試験合格者4名、採用者1名です。旧会見の試験は未実施でございます。平成17年度は受験者30名、1次試験合格者4名、2次試験合格者4名、採用者1名です。平成18年度は病院事務の募集に対し受験者数15名、1次試験合格者2名、2次試験合格者2名、採用者1名でございます。平成19年度、受験者14名、1次試験合格者1名、2次試験合格者1名、採用者1名です。平成20年度は受験者10名、1次試験合格者2名、2次試験合格者2名、採用者1名です。平成21年度は受験者37名、1次試験合格者8名、2次試験合格者6名、採用者2名です。平成22年度は受験者25名、1次試験合格者5名、2次試験合格者5名、採用者3名です。平成23年度は受験者23名、1次試験合格者7名、

2次試験合格者5名、採用者3名です。平成24年度は受験者17名、1次試験合格者6名、2次試験合格者5名、採用内定者は3名です。試験及び採用時点での人数の減については、すべてが不合格者ではなく、受験者本人の棄権も含まれております。

試験公告を遵守し、公正な試験をすることを求めるということでございますけれども、これは先ほど説明させていただきましたように、町は鳥取県町村会に採用資格試験を委託しております。鳥取県町村会では、この試験公告に基づき厳正に試験を実施されており、公平公正な採用試験が行われていると判断をいたしております。

次に、国立音楽院についてでございます。

国立音楽院は、東京の国立市で46年前に始められた音楽ホーム教室が前身で、現在は約800名の皆さんが学んでおられます。国立音楽院の理念は、自由、創造、自立であり、好きな音楽を仕事として選び、生かすことができる人材育成を目指しておられます。学校法人ではなく株式会社として運営されており、学生は年齢層も10代から70代と幅広く、学びたい科目や時間帯を自由に選択できるシステムをとっておられます。

理事長は米子市の出身ですが、本年9月に南部町内に国立音楽院の分校を開校し、西日本の拠点施設としたいという正式な申し出をいただきました。これは、南部町の豊かな自然環境と町が進めてきました福祉の町づくりが国立音楽院の考えられる音楽と福祉の融合の実践にふさわしい場所であると考えられたからということでございます。

国立音楽院からの申し出を受け、町では10月3日に鳥取県知事公邸において知事の立会をお願いし、株式会社国立音楽院の南部町進出について双方の協力について協定を締結いたしました。国立音楽院では、阿賀地内にあります店舗跡を改修し、国立音楽院南部校として平成25年4月の開校を目指して準備に取りかかっておられます。

そこでまず進出進捗状況、開始時期、費用、希望生徒数についてのお尋ねでございますけれども、10月末に法勝寺地区に国立音楽院南部校の開校準備事務を行う事務所を開所され、現在2名の職員がおられます。

生徒の募集については、11月10日と11日の2日間、町内で国立音楽院南部校の説明会を開催され、20名の方が参加されたそうでございます。当日都合により参加できなかった方、約50名程度の方々から資料請求があり、資料の送付や直接説明をされたと聞いております。説明会の参加者の中には、既に入学希望願書を提出された方もあるそうです。今後12月15日、16日の2日間に再度南部町内において説明会を開催される予定であると聞いております。また、過去に国立音楽院の東京校に資料請求をされたことがある約1万名の方に対して南部校の資料や

説明会の開催告知などを送付される予定だそうです。さらに、山陽方面ではチラシの新聞折り込みを3万部されるということです。

また、費用、希望生徒数については、国立音楽院で作成された募集要項に記載されておりますが、例えばピアノ科ですと、2年間で106万2,000円です。これは東京校と比較しますと約6割程度になります。募集生徒数は120名の予定です。なお、これら生徒募集の方法や費用の決定などについては国立音楽院で自主的に行われておりまして、町が御相談を受けたり要請を申し上げたものではございません。

次に、資格の取得についてですが、国家資格ではなく国立音楽院独自の認定資格として、音楽療法士、臨床音楽療法士、幼児リトミック指導員、若返りリトミック指導員、管楽器リペアマイスターなどがあります。また、東京校にあるピアノ調律科修了者は、国家資格であるピアノ調律職種技能検定を受けることができます。その際、国立音楽院が実技試験会場に指定されておりますので、音楽院の設備や環境がそれにふさわしいものと評価をされていると思います。

次に、学校法人認可校ではない株式会社の事業を学校扱いすることについての町の見解とその責任を問うとのことでございますけれども、当初より国立音楽院を学校法人であると申し上げてはおりません。協定書においても株式会社国立音楽院となっております。学校法人ではありませんので一般企業の進出と同様な計画として受けとめ、円滑な開始に向けて双方で誠意を持って協力するという内容の協定となっております。

学校法人扱いをしているということはありませんが、国立音楽院は希望される皆さんが音楽にかかわる理論や技術を学ぶ姿勢で集われる場所ですので、施設というイメージを学ぶ、集うという意味合いで学校という言葉でお伝えすることが町民の皆様にはわかりやすいのではないかと思います。

町としましては、今後も国立音楽院南部校の円滑な開始に向け、通常の企業進出と同様に協力をしてまいり所存でございます。また、国立音楽院の進出により、音楽を学ぶ人が町外から南部町にお越しになり、住まいをしていただくことで新たな交流や将来の定住のきっかけにつながれば大変喜ばしいことですので、その可能性に備えて受け入れのために必要な施策を検討しております。今まで進めてまいりました福祉の町づくりに音楽が融合して、より地域の活性化につながることも期待しております。自由に音楽を楽しみ、学びたいと希望される皆さんが集い、学習される場ができることを町としても応援してまいりたいと思いますので、御理解をいただきますようお願いして答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 選挙管理委員会委員長の丸山です。先ほど真壁容子議員から御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

質問事項、重複するかもしれませんが、タイトルは選挙事務について。同じく質問要旨、これも先ほどと重複するかもしれませんが、選挙管理委員会が行う事務に対し公平公正を求め、同委員会の独立性が保たれているかを問うという要旨でございました。

御回答を申し上げます。真壁容子議員の質問については、さきに亀尾議員から同様な質問をいただきお答えをいたしておりますので、それをもちまして答弁とさせていただきたいと思いますが、先ほど御案内のように独立性の発展を踏まえた御質問ございました。具体的には守秘義務について、さらに公職選挙法136条についてお尋ねがございましたので、事務局長の方から答弁させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長です。先ほど独立性の問題ということでございました。これは185条の2で、守秘義務ということで議長に電話をしたのは守秘義務に当たらないことですよ。議長に電話したのは、もう一回確認いたしました、ビラが出ているということ、ビラが配布をされたということでそれをお伝えしたわけです。それで、これについては本来このビラを初めにうちの方に持ってこられましたのは議員さんでございましたので、亀尾議員さんでございましたから、最初は。その中で、選挙の中でこういうことを、こういうビラが出てますよということで議長さんの方にお話をしたということでございます。決してこれが、例えば守秘義務というのは一般に、委員が選挙管理委員会の中で知り得た事実、これを言えば守秘義務の漏えいといいますか、当たるとは思いますけども、例えば委員会決定のこととか、それを代表の者が言うのはこれは守秘義務ではないと思っております。今回はそういう事実を伝えたということで当たらないと考えております。

それから、2点目の公職選挙法136条の2でございしますが、町長が、例えば伯耆の国とか社協の職員さんに依頼をしたということがどうなるかというお話でございしますが、ちょっと私、これは事実を承知しておりませんのでお答えする立場にございませんが、一般的に町長、候補者ですよ。候補者は選挙運動をすることができますので、この意味の136条にはそれを推す立場の者を言ってることだと思っております。ですから、例えば町長の支持者とか、そういう格好でそれを推す立場の者がそういう公務員であって地位利用をしている、要するに上司と部下の関係とか、あるいは仕事上で上下関係、上下といたらおかしいですけども、自分が優位にあるようなところから言うとか、そういうものを言っているのであって、町長が例えば支持者を集めてそ

ここで話をされても、これは選挙期間中であれば何ら問題ない選挙運動であると思っております。
以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ゆうらく問題です。

まず1点、町の税金を使っていない。町長は選挙期間中にこういうのを出されたんですよ。マニフェストを出されて、私も驚いたんですけども、2面のある1面を使ってゆうらくの問題が土地の売却がいかにか正しかったかっていうことを述べられているわけなんです。この大前提はまず最初に譲渡ありき、そうですね。これが住民がおかしいなと思っていることなんです。

お聞きしていきますが、町の税金を使っていない、このようにおっしゃいますが、私は2つ問題があると思います。まず1点は、町のお金を使っていないといって国から多額の補助金が来たこと、県から補助金が来たこと、これはすべて公金ではありませんか。これと町の税金と公的なお金と、そしたらどう違うんですか。今問題になっているのはそこだと思うんです。それをお答え願いたい。

2点目、県から多額のお金が来たというんですけども、9億幾らの補助金ですね。この時点では、施設の改修資金は国が2分の1、県が4分の1でしたよね。大分、県が町に移管するものですから譲歩しますよと言いました。これ平成13年8月17日の全員協議会の資料です。ここには、面積分の1.2倍、単価の1.3倍を支援策として出しますよって言うてるんですね。町長、これが全部で9億幾らですか、中身の問題。その中には県が経営努力分助成、退職金特別負担金の3億1,804万が入っているのではありませんかという質問です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、私のマニフェストを1面使ってゆうらくの譲渡について書いております。それは、あなた方が発行されるビラによると誤解を与えるおそれがあるというように考えまして、はっきりとした町長としての考え方を書いたわけでございます。ここに書いてあるのは、大きな前提として知っておいていただきたいということをまず書いております。ゆうらく施設は、下記のように国、県の補助と町の借金で建設しましたが、町は借金の返済と同額を伯耆の国から寄附を受けており、町民の税金を使って建設した施設ではありませんと書いております。

ここで国と県の税金はもう一緒だないかとおっしゃいますけれども、それは違います。国は国の補助金、県は県の補助金であります。町のお金というのは町の一般財源という意味合いであります。そこまで詳しく書けばええわけですけども、紙面の都合上そこまではなかなか書けなか

ったということですが、要は、町は一般財源を建設費に使っていないということを言いたいわけです。あなた方のピラによりますと、物すごく町が金使って建ったもんを無償でやってしまうのかというような書き方がしてありまして、私はこれはちょっとニュアンスが違うなということがあります。

それから、出捐金のことをさっきおっしゃいましたけれども、これは西伯町と会見町が500万出て出して法人をつくったお金ですよ。これは……（「もうそれは聞きました」と呼ぶ者あり）ええ、これは町民の税金であります、これは法人をつくったための支出でございます。建設には結局、町の一般財源は使っていないということが事実であります。

それから、さっき退職分が云々かんぬんおっしゃいましたけど、これはちょっと今そういうものを用意してなくてははっきりしたことがわかりません。（「わからんわけですね」と呼ぶ者あり）申しわけありません。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私、わかるんですよ。なぜかという、西伯建てかえ計画に係る議会全員協議会の説明資料を持っているんです。そこに、退職金が負担金も含めて3億1,804万円を上げますよって、こう言っているんです、県がね。そのお金も一緒に建設費用に入れたんじゃないんですかって私聞いているんですよ。恐らく、県の9億幾らというのはこの分が入っているのではないですかということなんですけども、今覚えがないというので、覚えがなければ資料を持っている方が正しいですよ。

いうことをいえば、町長、あの建設資金は確かに国から県から来ました、お金も。町は1円も出していないと言いますが、私調べたら、これも出てきたんですよ。ゆうらく伯耆の国、これは全部町の議会の全員協議会で出してくれた資料です。これをつくるのに職員がどれだけの時間かかったと思いますか。この中には、準備会には議会からの代表も入っていました。何が言いたいかという、まさしく会見と西伯の町が挙げてつくった公的な施設でしたよね。今問題になっているのは町のお金か県のお金かじゃないですよ。公のお金が入った施設を一法人のものにしていいのかということを知っているんですよ。そういう意味でいえば、ここに出ているお金が町長が言うように1円も使っていないっていうのは通らない。自分の町のお金が出てなかったら何してもいいのかということじゃないということをおきたいと思います。

ちなみに、私どもが出したピラは無償であっていいのか、そういういいかげんなことを言っておりません。22億円かけたお金を6億円で法人のものにしていいでしょうかと丁寧なピラを出しておりますから、住民がしっかりと読んでくれるんだと思うのです。そういう意味でいえば、

町長が言っているこの中の1円も町の借金ではないということは当てはまらないということです。そういうことですね。

次、2点目です。何が言いたいかという、次の2点目は、売却に当たり建物、土地は一体がいい、こういう論議を議会でされていきました。全く理由にならないし、法的な根拠はない。

ここで聞きます。施設のいわゆる基準です。建物の資産の法的根拠とは何か、これはどうでしょう。資産の基本資産の要件を教えてください。

時間がもったいない、とめてください。

○議長（青砥日出夫君） 時間がもったいないじゃなしに、そういう文面が出てないだけん。

○議員（13番 真壁 容子君） 言っています。

お答えになってください。土地と建物は一体がいいって法的根拠はないと言いました。ただ、社会福祉法人では基本資産とは何かっていうのがあるんですよ。要は資産のことを言いたいわけですね。土地と建物が一緒なんて書いていません。資産がある方がいいけれども、どう書いてあるの。資産がある方がいいけれども、国もしくは地方自治体が貸与してくれるのであればそれでいいって書いてあるのではないですか、確認です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今議員の言われたとおり、資産の要件にはそのように書いてあります。地方公共団体が出資する場合は1,000万円以上というふうな明記されております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長がおっしゃっていただきましたが、基本の資産とするのは上と下と一緒に資産がある方がいいとか担保がある方がいいんじゃないんですよ。資産は持っておかなければいけないけれども、何よりも国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていることがあれば、そんなことは関係ないんです。先ほど課長がおっしゃったことが、1,000万の出捐金資本があればいいわけです。ということでいえば、あなた方が上と下と一緒に方がいいとか、一般常識として土地は建物があった方がいいと成り立たないということになりますね。

3つ目です。町有資産の売却でいえば、これは言ってみれば行政財産ではなかったですか。行政財産を売ることはできませんね。確認です。行政財産は一般的には売却することができますか。

○議長（青砥日出夫君） 休憩します。

午後4時40分休憩

午後4時41分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。行政財産はそのまま売れませんので、一たん廃止をしてそれから売っております。以上です。普通財産の方に変えて売っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね。行政財産は一般的には売却することはできない。だから普通財産にしてそれを売却したというのが説明です。聞きますが、行政財産は普通財産にするときに用途廃止しないとイケませんね。どういうふうに用途の廃止したんですか。上に行政財産の建物が建っている土地を廃止するにはどういう理由で廃止したんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。用途廃止の理由といたしましては、用途廃止後買い付け希望があるということでございまして、グループホーム用地として使用するという事で売却しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それは理由にならないでしょう。グループホームの建てる土地だけだったら理由になりますよ。行政財産の何億もする町の建物が建っている土地を用途廃止する理由は何かって聞いているんです。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。4年間議席におられませんでしたので経過は全部わからんのではないかと思いますけれども、要は、社会福祉法人伯耆の国が自主独立で運営をしていくためには、あなたは先ほど1,000万円でええと言いつられましたけれども、そういうことではない。やはり法人経営は思わぬ金がかかるわけでありまして。何度も申し上げてきましたけれども、私も理事長として2億8,000万円ものお金を借りてきました。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁になっていない。

○町長（坂本 昭文君） なっていないことないですわ。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、答弁になっていない。

○町長（坂本 昭文君） そうということが1,000万円の基本財産ではできないということでありまして。したがって、土地や建物を譲渡して持っていて、そしてそれを担保に事業運営を

発展させていただきたいというような総合的なこの伯耆の国への対応というか、そういうことを議会の方に御相談申し上げて、議会の方でもそういうことを了解していただいて土地と建物一体譲渡という方針を御支持をいただいたわけでありまして、議決もいただいてまいっております。したがって、行政財産を普通財産にして売却をするという法律上のテクニックみたいなのがあると思いますが、それは事務当局がやると思いますが、基本線は先ほど申し上げたようなことであります。

それは、さらに申し上げますと、いわゆるグループホームの建設というのを南部町はしなければいけなくなったわけでありまして、南部箕蚊屋広域連合の中でグループホームがないのが南部町だけでありまして、日吉津にもある、伯耆町にもある、そういう状況の中でグループホームの要請が高まった。本来これを町がやれば町は2億円程度の事業をしなければいけません。これを伯耆の国にやっていただくということになったわけでありまして、そういう新たな投資を伯耆の国がやってくれたわけです。

このグループホームの建設に当たって、資金も必要でありますから、担保物件としての土地、建物、これを一体的に譲渡して自分たちの責任でやっていただきたいという、そういう話になったわけですね。そもそも収益事業をする伯耆の国が一切合財を町に、町がやってもよかったわけですよ、それは、町がグループホームを建設しても。それで今までのように指定管理で出して使っていただいても、それはそういう道もあったかもわかりませんが、やっぱり自主自立の法人として自分の足で立って運営をしていきたいと、こういうことでありますし、町の方としては当然それを支援をしていくということでございます。そっちの道を選んだわけでありまして、したがって、そういうための自立の道を支援をしていくということで土地と建物を一体的に譲渡して自立でやっていただきたいということでございます。

それから、さっき土地と建物は一体的がよいというのはこれ成り立たないということをおっしゃいましたけれども、これは一般的な話であります。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般の話してるんじゃない、法的な話をしてるの、今は。手続の話をしています。

○町長（坂本 昭文君） 一般的にそういうことになっております。したがって、土地と建物を一体的に譲渡をして自立をしていただきたいと。

建物をいつまでも町の所有にして持っておりますと、町も修繕費がたくさんかかります。したがって町にもメリットがあると、こういう判断でございまして、総合的に御判断いただいて御理解を賜りたいと、このように思います。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、用途廃止の理由がわからない。質問にお答え願いたいんですけども。（「議長、通告外の質問ばかりだ」と呼ぶ者あり）

通告外の質問ではありません。（「関連質問じゃないか」と呼ぶ者あり）頭を働かせてください。関連質問ではありません。

○議長（青砥日出夫君） ちょっと休憩します。

午後4時46分休憩

午後4時48分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは議会が決めたものではありません。行政財産にするか、行政財産を普通財産にするかというのは町長の判断でできるんでしょう。あなたが判断したんですよ。できるんですよ、それは。あなたが判断されたんです。だからあなたが判断しなきゃできないんです、そのことを言っています。あなたが判断した、それが公平であるか公正であるかというのを問うていきたいんですよ。

ということは、今まで言ったのは上と下と一体というのは関係がない、法的にいえばね。地方自治体がちゃんと土地と建物を持っていればそれでいいんだということ。もう一つには、町がお金を1円も出していないのではないということ。3つ目には、行政財産の用途廃止は町長が決めたんだということ、そうですね。ということになれば、あなた私が言えば言うほど、あなたが理事におられる立場が不利になってくるなと思うのと、もう一つは4年間私がいなかったことを心配してくださってありがとうございますけれども、これはそういうことを言えば議員、ここにいる人たちしか質問できないことになっています。町民の方が町政に対する疑問をもっとたくさん持っていますよ。議会にいらなくても町のやっていることはしっかりと考えている方いっぱいいますから、安心して私の質問を聞いてください。

次に、そういうことになってきましたら町長、今度普通財産にして売ったんですよ。財務規則では普通財産の譲渡にはどう書いてありますか、どういうときに譲渡できるんですか。それから土地の評価をどういうふうにしろと言っていますか。

○議長（青砥日出夫君） 真壁議員、基本的にこじつければつながるのはつながるんだけど……。

○議員（13番 真壁 容子君） こじつけてじゃない、これは行政が知っていること、やったことを聞いているんだから。

○議長（青砥日出夫君） だからここに明確に……。

○議員（13番 真壁 容子君） 財務規則なんていうのは、これはこの条例のこと聞いているんだもん。何にもほかのこと聞いていません、私。

○議長（青砥日出夫君） 明確に書いていい。

○議員（13番 真壁 容子君） そうです。明確に、条例の項目言いましょうか、第何条か。そらあ職員さんの方がベテランでしょう。条例と規則にのってやったことがどうであったのかというのを聞いているだけです。（「条例とか数値とか、通告しとかないけんはないか」と呼ぶ者あり）通告なんかしてなくて、規則はちゃんと持っています、向こうが。向こうの方がよく知っているんですよ。（「条例とか数値的なことは最初から通告しておくだけえ」「やかましい」「議員提案の申し合わせしております、議長、その辺を注意してください」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 静かに。

○議員（13番 真壁 容子君） そんなこと言いよったら、職員の皆さん、これ持っておられたらどうですか、目の前に。（「堂々と通告したらいいことだがん」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 休憩する。

○議員（13番 真壁 容子君） もしかしたら皆さん……。

○議長（青砥日出夫君） 休憩します。

午後 4 時 5 0 分休憩

午後 4 時 5 2 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、ここだと思んですけども、この中で財産の処分、3条でございますけども、ここで面積が1.5千平方メートル以上のものの売り払いというのがここにうたってありますので、この部分で議会の議決をもらって処分しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの私は、この普通財産、例えば行政財産や町の公有財産を処分したりするのは非常に厳しい決まりが地方自治法や財務規則等にも書いてあるわけですよ。そのときに唯一言えるのが、町長がいいと思った場合っていうところがやっぱりどこもついているわけなんですよ、そうですね。そうなんですよ。そのときに問われてくるのが、次に言ってい

る町長、あなたが理事をなさっている伯耆の国が相手だったということが問題になってくるんですよ。今の3つの条件出しても全部法的に見たらおかしくて、あなたが判断したことなんです。

そしたら、町長、次聞きますが、設立のときには町が全額出したからあなたが理事長になったというんですけども、平成20年の4月1日に出された社会福祉法人の認可について、通知、これは通告してありますから持っていらっしゃいますよね。そのときの第3、法人の組織運営、役員、第61条に規定する公私分離の原則に照らして適当でないので差し控えることの中に、地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり役員として参加したりすることは適当でないこと、こういうふうに書いてあります。町長は今できると言ったから聞きますが、どうして平成20年に社会福祉法人の認可について審査基準の中にこのようなことを書かなければいけなかったとお思いですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。その時代背景やそういうことはあんまり私は理解できませんが、この通知は承知をいたしております。確かに、おっしゃるように法人の組織運営の中で、役員は公私分離の原則に照らして適当でないので差し控えるべきだということが書いてございます。これはあなたのおっしゃるとおりなんですけど、同時にこういうのもあるわけです。これは例外規定ですね。これは一般的な原則でございますが、同時に、先ほど申し上げたのは一般的な原則であります。地方公共団体が広域行政の見地から設立する社会福祉法人の設立及び運営の基準というのがございます。この中に、理事には関係市町村長及び民生担当部課長が加わるものとするというくだりがあるわけでありまして。また理事長は理事の互選によるということでありまして。

要は、あのときはまだ南部町になっておりませんで、西伯、会見、両町が出捐してつくった法人ということになっております。したがって、そのような広域的な団体が、要は2つ以上の団体がお金を出してつくる法人にはそれぞれどちらかの町長がなれということが書いてあるわけです。そういうことで私は、そういうことというか、そういう認可基準で認可になったら、このように思っておりますし、先ほど申し上げましたように、この間の経過をちょっとさっき申し上げたわけですが、この間の経過からいって私が責任を逃れるなんていうことはできませんよ、ねえ。たとえば県があんたはいけんって言われても、そういう条文を例外規定でもつくっていただいて、私がせんとだれがすうわけですか。職員を首切って新しい法人に移管していただいたわけですから、私は責任を持って進めにいけんという思いからなっております。それで県にそういう申請をして、町長がなっておるのがいけんということを一遍も言われたこと

はありません。そういう広域的な法人設立にはそれぞれのお金を出いた町長がなれということが基準で書いてありますので、そのようになったのではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もしそうであれば町長、本当に責任をおとりになるというのであれば、その時点で、あれは2億円だかお金借りたのはあなたが借りたんでしたよね、運営資金としてね。町長だから借りれたんですよね。であれば、きちっと伯耆の国の理事長には町長が就任する旨を、個人ではなくて、そういう条例等をつくっておくべきであったと思うんですね、住民に誤解を与えないように。

今問題になっていますのは、社会福祉法人の認可にあるように公私分離の原則に照らしてというのは、あなたが理事を務めている伯耆の国に町の貴重な財産が行こうとしているから問題になっているんですよ。そこはどう言われようとも……（サイレン吹鳴）町民から見れば、公私分離、公平公正といいます、選挙期間中の中では町長は公私混同されているのではないかとこの意見も聞いたわけなんです。まず、あなたがその誤解を解く責任があると思うんですよ、議場に追及されるまでもなく。そういう意味からいえば、私はここに書いてある、理事としてはふさわしくないということがわかるというのであればそれらの対応をすべきことだし、そういう意味でいえば今回の土地の売却問題も町長の権限で決められていることが非常に多いわけなんです。売却相手の理事にあなたがいるということは、どう、これはあなたではなく、社会的常識に考えても、それは公私混同しているのではないかとと言われるのが普通ではないでしょうか。そういう意味から考えたら、私は今回の土地売却は成り立たないのではないかと考えているんです。町が伯耆の国から買い戻すことを主張しておきます。

それと、町長はあなたが幾ら、そんなふうにおっしゃいますが、先ほどの予算決算の公開等を求めて監査をしたらどうかと言ってもする必要ないっておっしゃるんですよ。自分が町長で住民から見たら少なくともこれはしてもいいよと言ったら普通ですけども、あなたが理事におさまっている伯耆の国、しないと言うてるんです。そういう情報公開や閉鎖的なところを見れば、住民から見たらこれは何かおかしいのではないかとこの普通気持ちではないでしょうか。少なくともそういう意味でいえば、私はあなたの責任でこのことをしっかりと町民に説明する必要があるということと、少なくとも今回の土地売却については法的にも間違っているのではないかとこのことを指摘して、買い戻すことを求めておいて、次の問題に入ります。

公正な職員採用を求める問題です。

先ほどの公告にもありましたが、一般事務採用のあり方を問いました。

2点目、受験資格の住所要件ですけれども、出身地、それからそこに在住するというのは、これに在住というのは住民票を移せばそれでいいのかという問題、実際に住んでいなくてもいいというように出てくる可能性ありませんか。これを住民が指摘しているんですけれども、その点について、過去にこのような例があったかということをお知らせしてください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。住民票を移せば、名目だけ移せばいいかという話がありますが、住民票というのは、そもそも住まれて始めてそこに認められるものでございますので、住民票を移されたということはそこに住所がある、生活の根拠があるということを確認してあるものだと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 聞いているのは住民票、出身者はわかりませんが、住民票を前の日に移せばその日でも住民としてみなすことができるのかって聞いているんです。実際そういうことがありましたかと聞いています。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。私は承知しておりません。

○議員（13番 真壁 容子君） できるのか、あり得るか。あり得るか。（「過去にあったというようなことですか」と呼ぶ者あり）そう。過去にない。

○総務課長（加藤 晃君） 私は承知しておりません。私の範疇では承知しておりません。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 聞きますが、住民から聞かれたんです。出身者や町内在住者でなくても、例えばその親が出身しておれば受験ができるのかって私聞かれたんです。それで、一体どういうことなのかと思ったんですけれども、例えば町内で、これははっきりしたらいいと思っただけなんです。町内在住者というのは、試験を受ける段階で住民票がその町にあればいいよとみなすのか、ちょっと難しいですね。住民基本台帳法から見たら、住んでもいないのにそこへ移していくのおかしいですね。そういうことをいえば、きちっと説明をしないとイケない。町内在住者というのはの根拠ですよ。少なくとも選挙権では何カ月以上ってありますよね。そういうことといえば、町内在住者ではなかったんだけど、町に親戚があるから移して試験受けることができますかって聞いているんです。過去にどうしたかしゃべってくれたらわかると思うんです。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。これは住民であれば受ける資格があります

から、当然申請の時点であれば、これは受けることはできないということは言えないと思います。ただ、その確認は住民票を出すわけではございませんから、あくまでその人の言うことの意をくんでいただいて、自分は住民であるということを出して申請をしてもらっているわけですので、その事実がないような方は当然おかしいと思いますね。それは自分できちんと考える中でされていることだと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、その時点で住民票がこの町内に移されておればいいということを確認はされないわけですか。試験受けるときには住民票とか出さなくても、ここには町内在住者、出身者って書いてあるものだから何か出すのかなと思ったんですけども、それは関係ないということですか。受けてみて、もしその条件で違った場合ってというのはどうするんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど申しましたように、町ではだれが受験されたかわかりません。あくまでこれは町村会の方で受け付けをするものでございます。町の方でわかるのは、1次試験が終わって、2次試験が終わって、1次試験の段階では1次試験の合格者が来ますけども、番号で表示するわけですが、町の方では申請地、受験の申請をされた時点でだれが受けているかわかりませんから調べようもございませんし、町村会の方はあくまでその本人の受験票に書かれた住所が書いてありますから、そのあたりで当然普通であれば町内住所を書かれる方がおられます。あるいは学生で出身者であれば町内に拠点がある方がおられますからその住所を連絡先に書いておられますし、そういうことで本人があくまで自分は出身者であると、この要件の中に当たっているということを申し出されて、それについては自分がきちんと責任を持っているという立場でございますので、住民票を求めるまではしておらないと思います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 24年度県の町村の職員採用資格試験公告では、南部町は町内在住者（出身者を含む）というところがありますが、先ほどの話であれば自分の解釈でどうにでもなるというふうに解釈して、余りこれは要件ではないというのであれば、この要件外されたらどうですか。

なぜかという、あなた方は、町長に言っております、自覚があるのかないかどうか分かりませんが、職員が試験を受けてその採用が的確であったかどうかということは非常に大変な問題なんですよね。これは受けた側に責任があるのではなくて、町がきちんと説明できないようなこと

をもしやっていたら町に責任があると思いませんか。言ってみれば、若い人たちの出発を町が汚していることにもなりかねないですよ、住民からいろんな声が上がるといのは。そういう意味で、私も議会に出て責任があると思って聞いているんです。ちゃんとお答えください。町内在住者って、出身者書いてあるのは住民票も要らないということですね。だから、南部町を受けた人と思った人は、親戚等あれば移してきたら幾らでも受けれるんだと、そういうふうにはっきり言ってあげたらいいですよ。住民の方は、町内在住者か出身者だというふうに思っておりますからね、そうではないということの確認を町長してください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。試験は今、町村会の方をお願いしております。その関係で、西部地区の町村は一様に同じ条件でやっている。過去にこの条項を外したこともございました。西部地区にまとめてありました。そのときには当然米子市の方から受けられた方もおりますし、伯耆町の方から来られた方もあったんじゃないかと思えます。反対に南部町は、西伯町の時代に江府町の方に勤められた方もおられます。その中でいろいろな意見があるわけですし、優秀な職員の採用という面から見れば当然条件というのは広く持っていくべきだと思っております。ただ、これは統一でやっている以上、うちの南部町だけでやっているわけではございませんので、それは今後検討されていくべき問題であって、ここで南部町だけが外れて独自試験をするという形には思っておりません。

それで、先ほど言われましたように極論の話をされるわけですが、決して極論を話ししてもいけないと思っております。例えば前日申請書を出す締め切りまでに自分が住所を移して、ほんならあ後はもう受かったら例えば米子に出るとか、そういうことではその本人さんの全く意識が足りないと思っております。これはやっぱり自分がそこに住んでいるということを自覚されて、当然移された方はそこに住んでもらわないけんと思っております。これは住民票の立場として、住民票を認める以上、そこに住んでもらって初めて住民票がそこにあるわけでございますから、住民票がきちんとあるということは自分はそこに住んでもらっているという自覚があるものだと思います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁君。

○議員（13番 真壁 容子君） 総務課長に人事権があるのであればなるほどそうですかってお聞きするんですけども、そうじゃないですよ。それで改めてお聞きしますが、町長、2次試験までは町村会ですと言いましたが、2次試験の面接っていうのはどなたがされるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。2次試験の面接は町村長が行います。
- 議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） そうなんですよ。先ほど2次試験までは町は知らないというのは事実ではありません。2次試験にだれが残っているかということは町村長はわかっています。この段階で町村長が2次試験の面接を行うんです。そういうことですね。段階でいえば、2次試験までは町長がだれが受験者かわからないというのは事実ではないということです。私が言っているのは事実を言っているだけですからね、そういうことです。
- もう一つ聞きます。南部町ではこれが一般事務試験って書いてあります。今、病院や保育士なんかも採用されると聞きました、ここに。病院で一般事務の採用はあり得ますか。
- 議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。
- 総務課長（加藤 晃君） 現在のことはあれですが、過去に18年には病院の一般事務職ということで町村会の試験で同様の試験を行っております。
- 議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） 18年以降はないということですね。病院、どうですか。
- 議長（青砥日出夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。
- 病院事務部長（陶山 清孝君） 病院事務部長、陶山です。18年が最後でして、それ以降の一般事務の採用はございません。
- 議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） これはどなたに聞けばいいんでしょう、町長、一般事務を病院で採用した場合には町の一般事務職員になるわけですね、そうですか。病院事務で採用された一般職員というのは、病院が南部町一般職で庁舎の方には来ないわけですか。この間の説明では病院管理者もおられましたね、新人議員の説明のところでは、本来は病院採用は病院におるべきけれども研修で町に出しているというふうに言いましたが、それは事実ですか。これは病院管理者と役場、町長に聞きます。
- 議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。
- 病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。病院事業管理者が設置されて全部適用というのを受けるようになってから、病院の人事権は私にあるということでございます。したがって、議員がおっしゃいました1年か2年前ですか、庁舎内に異動した者は病院で採用した職員につきましては研修という形でございます。病院職員は一筋に病院の事務をしておりますと非常に社会的視野が狭くなると、将来的に病院の業務も町の安心、安全の一環の業

務としてとり行っておる関係から、やっぱり住民に触れる機会もつくりたいというような思いも
ございます。

それと、もう一つでございますけども、今、自治体病院の中で非常に課題になっているのは、
市、町の職員との交流が一番問題になっている点もございまして、できれば医事課職員等は看護
師と同じような採用ができれば病院経営には非常にいいというふうな考えもございます。これは、
現在はそういう考えは実施しておりませんが、やっぱりきちっと病院の経営を考えるんなら
そういうことも必要だというふうな考えは持っております。以上でございます。

○議員（13番 真壁 容子君） 18年以降何でやめたのかも含めてね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。18年以降のことはちょっと、ないと言え、言っ
ておりますのでないのではないかと考えております。

それから病院との交流は、やっぱりさっき管理者がおっしゃったように、広い視野を持った人
材を育てようということだろうというように思います。人事のことでして、採用をしてみたけど
合わないというようなこともあろうと思います、その職場がですね。そういうときに、新しい職
場を提供して才能を伸ばしていただくというようなことはあるのではないかと考えております。

私は、病院の事務と町の職員との交流が以前はどんどんあったわけです。現在もそこに町から
行っていただいたりもしておるのであんまり断定的なことは言えないわけですがけれども、必要が
あって採用されるのは病院で採用されればいいのではないかと考えております。それから、その
人の研修や、あるいは職場でなかなかうまくいかないとか合わないとかいうような部分があれば、
これは町の方も相談に乗って人事の交流をしていくというようなことは許されるのではないかな
と見ております。

○町長（坂本 昭文君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 大事なことであります。18年以降、病院での
一般事務の採用はないということですね。そういうことですね、18年以降ない、そう言ってい
ますね、事実ですね。

これはどうでしょうか。今後、一般事務の採用は病院と町と2カ所で行うのか行わないのか、
これをはっきりしましょうか。現時点ではこの24年度の採用資格試験公告等で見れば、一般事
務の採用は一本化すべきではないかと思うのですが、18年まで一本化になってなかったとい
うことですね。それをお認めになられる。どうですか、そのことについてはどうなさるつもりで
すか。住民はそこを知りたいんですよ。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。病院の一般事務の採用の判断は、これは管理者がなさるということだろうと思います。ですから、町で採用して病院に派遣するというようなことではなくて、病院の管理者がその判断をなさるだろうということだと思いますね。それから町の方は町の職員の一般事務は私が判断をして採用するということであろうと思います。ですから町の方へまとめたり病院の方へまとめたりというようなことでは私はないと思いますけれども。

○議員（13番 真壁 容子君） ないと思いますけれどもじゃなくて、どうなんですか。その答弁でいいんですか。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 時間が少なくなりましたのでまとめてください。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの話では、これは住民の皆さんが聞いているから、一般事務の採用は町でも行うし病院でも行うと今町長が言ったということですね。こういうことをやっているということがわかったということですね。確認しておきます。

時間がないので、国立音楽院のことについては、議場で町長は株式会社であることをしっかりと言われました。インターネット等を見ている専門学校等に行くときは、その学校に行ったらどんな資格が取れるのか、費用が幾らかかるのかということをも確認しましょうということを行っています。町が協定を結んでいる事業であろうといえども、そういうところであれば学校と言った方が町民が安心するだろうじゃなくて、学校と言うから町民が混乱するんですよ。事実をきちっと伝えることを要請しておきたいと思います。

次に、選挙問題で2つの点です。1つの、公務員の守秘義務に当たらないとおっしゃいますが、言っていることは違います。ここに書かれている守秘義務というのは、だれそれが選挙違反のようなことをしたのではないかというようなことをだれかにしゃべっていいのかという問題、そういうことを聞いているんですよ。中身が、これはどこでもそうでしょう。守秘義務があるから、どのような事態が起こったかということはいけなかったら本人に伝えるべきであって、だれそれが何かやってるそうですよというのは、仮に議長といえどもそういうことを言えるのかということを知っています。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選管事務局長です。守秘義務は、当然その会議の中で知り得た事実、あるいは選管の委員としての立場で知り得た事実、これを外に漏らしてはいけないということを言っているわけでございますので、例えば自分が個人的にその立場になくて得

られたことについては、それは守秘義務に当たらないかと思っております。選管の立場として知り得た事実というのがありますから、それは選挙管理委員会の中であつたり、会議のこととか、その実態を漏らしてはいけないと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 違いますね。明らかに選挙管理委員会が選挙管理委員会の場所で電話で議長にですよ、その当時の議長に議長でもない方のことをしゃべっているの、これは明らかに守秘義務違反ではありませんか。そういうことをしていいのかということを行っているんですね。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長、加藤です。私たちが伝えたのは、ビラが配られているということのわけでございます。ですから、ビラを配られたという事実を話をしているわけでして、これは皆さんが配られたことは知っておられるわけです。それは別にその守秘義務に当たらないのではないかと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私、ちょっと自覚が足りないと思うんですよ。ビラを配ったことや配らなかつたことをどうしてしゃべったらいんですか。配ったかどうかということはどうしてしゃべるんですか、選挙管理委員会が、しゃべっていいんですか。

そのことと、もう一つ言いますが、名前出して言えないことありませんよ。事務局、議長がどう言ったか。だれと言うたかわかりませんが、なかなか話をしても聞いてもらえないだろうとのことで、あす町長とも相談してみる。ということは、その当時は町長は町長選挙の候補者です。選挙管理委員会が、だれかを通してやっている中身を議長が町長に伝えることになったらどうなるんですか。発信元は選挙管理委員会ではありませんか。明らかにこれは守秘義務違反だと指摘しておきたいと思えます。

時間がありませんから、次の地位利用についていえば、言っているのは町長が町長として地位利用したのではないかということを知っているんですよ。なぜかという、伯耆の国の職員、指定管理で協定を結んでいる相手が町長です。社会福祉協議会の会長、これも指定管理、建物等をしている相手方です。

○議長（青砥日出夫君） 終了しました。

○議員（13番 真壁 容子君） どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどの亀尾議員の質問でもお答えしましたけれども、個人の政治信条というようなことについてどうこう言う筋合いはないわけでありまして、ましてや選挙でございます。一人でも多くの人に支援をいただきたいという思いでございまして、応援をしてやるというお方があればどなたにでもお願いをするというのがこれは立場であります。あなたの前身は何ですか、あなたは何をしておられますか、あなたは公務員ですかというようなことを一々候補者である私が訪ねてお断りをするというようなことはやっておりません。どなたでも応援をしてやろうと言っていた方があれば、その人の御判断で応援をいただいております。このように思っております。

それから、ちょっと総括的に……。

○議員（13番 真壁 容子君） 結構です。

○町長（坂本 昭文君） まあいいですがん。

○議員（13番 真壁 容子君） 聞いていないことまで答えなくて結構です。

○町長（坂本 昭文君） 聞きたいでしょう、聞かれたですけん。

○議員（13番 真壁 容子君） 反論していいですか。

○町長（坂本 昭文君） 今の公務員の採用の関係、公正採用の関係ですけれども、誤解があれば解いておかなければいけないと思いますが、あくまでもこれは町村会がする仕事であります。町にはわかりません、だれが何を受けたかとかいうことは。あなたは町長と町をごっちゃに話されますのでそをついておるようなことを言われましたけれども、町長は番号でさせていただく、番号で。したがって、その人がどこの住所であろうかとかそういうようなことを関心を持ってするようなことではないわけです。（「面接は番号じゃないでしょう、顔が見える」と呼ぶ者あり）

それともう一つは、実は住所要件の前は住所要件がなかったわけです。フリーで西部地区ならどこからでもどうぞということで進めておりました。ところがある町の町長さん方が、自分の町の職員が全然おらんやになって消防なども機能せんやになったというようなことから、出身地の町でお世話になられんだろうかと、こういうことから住所地要件ができたわけです。

実際にやってみますと、なるほどその住所を持った人が受験されるということになりますけれども、後でいろいろ話を聞いてみますと合格してから米子の方に移り住んだとかいうようなことであります。したがって、住所地要件を決めておってもなかなか思うようにならんということ。それから応募者が非常に少ない。それから、あってもなかなか合格していただけんというようなことがあって、住所地要件についても見直す必要があるのではないかというのが今の体制と

ましようか方向になりつつあります。したがって、今後の試験において鳥取県全区一区というよう
うなことになるかもわかりませんし、それはちょっとわかりませんが、方向としてそうい
う方向になりつつあるということを言っておきます。（「方向はわかるけど、今書いてあること
を遵守しろと言っているんです」と呼ぶ者あり）書いてあるとおりに試験はなされております。
以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたし
ます。

あす11日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御
参集をお願いいたします。以上です。解散。

午後5時28分散会
